

45
397

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



15.8.8

45-397=

中



法學博士堀江歸一著

貨幣論

東京株式會社同文館藏版

大正
8. 3. 19
購水

改 版 序

大正二年本書を改版して以來五年の星霜を經過したり。此間貨幣に關する經濟學上の理論には大なる變化の起れるを認めずと雖も、貨幣制度の運用、貨幣法規の改正に就ては、歐洲戰爭に伴う變動に依て、特筆す可きもの少なからず。一方に支那の幣制改革問題に多少發展の跡の認む可きものあり。今春來本書全部に互る改訂を試み、前版に於て足らざりし所を補ひ、時勢の進歩に依て、實際と異なるに至れる點を正し、茲に新版を公にすることゝしたり。

大正七年十一月

著 者 識

序

序

二

余が始めて貨幣論を公刊したるは、明治三十七年二月なりしが、爾來幸に世間に需要せられ、既に十數版を重ねたり。初版執筆の際には、世界文明國は多く金貨本位制の可なるを認め、現に此制度を行へる國は之を固守せんとし、未だ之を行はざる國は機會を求めて、先進國の班に入らんとし、金爲替本位制なるものも亦漸く其試驗期に居れり。九年後の今日に於ける貨幣問題の狀態は果して如何。世界文明國の貨幣制度は金供給の豊富なる爲め、漸次其完成期に進めりと雖も、一方金産額増加の急劇なる、金供給を過剩ならしめ、爲めに金貨本位制の必ずしも貨幣價值の確實を期するの制度に非ざるやの疑惑を生ぜしめ、從來

金貨本位制に満足したる者も別に貨幣價值の調節策を求むるに至れり。時勢の變亦驚くに堪へたりとす可し。余は明治四十年の頃一度貨幣論全部に改訂を施したりと雖も、斯る急劇なる時勢の變に處して、數年同一の版本を世間に供給したるが如き、著述者として著作に忠なるものとす可からず。兩三年來社會政策の研究に忙はしく、貨幣論改訂の機徒に遷延し、讀者に罪を負ふ所大なりしが、昨年十二月筆を起して、全編の稿を新にし、今日漸く之を脱するを得たり。貨幣全般の問題に就ては前版に足らざりし所を補ひ、列國の貨幣政策若しくは之を律する學說に就ても議論研究するに勉めたり。然も尙ほ漏れたる所は後日を以て、漸次補正するを期す可し。貨幣問題の研究は銀行殊に發行銀行の運用に關する所多し。本書の姉妹編たる銀行

序

三

論も亦近く改訂せんとするの所志なり。兩者相俟つて、讀者に
通貨銀行に關する知識を供ふるを得れば、著者の本懷之に過ぎ
たるものなしとす。

大正二年八月二十六日

堀江歸一記

改訂貨幣論目次

第一章 總論

第一節 自然經濟と貨幣經濟

交換の必要—交換の形態—直接交換と間接交換—直接交換の困難—間
接交換の發生—貨幣の起源

第二節 貨幣、通貨、信用證券の區別

交換媒介物—交換媒介物の種類—交換媒介物を以て貨幣とするの所説
—貨幣の定義—通貨と貨幣—信用證券と貨幣

第三節 貨幣の職務并に貨幣經濟の利益

貨幣職務の種類—價値の貯藏を以て、貨幣の職務とする當否—貨幣職務
の輕重—ヘルフェリツヒ氏の所説—支拂の方便を以て貨幣の職務とす
る當否—資本移動の媒介物—貨幣經濟の利益—分業の發達—大規模事
業の助長—貸借關係の成立—經濟的自由の増進—貨幣經濟の利益を過
重視するの弊—貨幣經濟に對する非難

目次

第四節 貨幣の資格.....三四

貨幣の變遷—貴金屬が貨幣たる理由—貴金屬と賤金屬—貨幣に必要な資格—貨幣の各職務と其資格との關係—積極的條件と消極的條件

第五節 貨幣資料の變遷.....四七

貨幣資料と經濟狀態—時代の進歩と貨幣資料の種類—一國の貨幣資料は何ものゝ反映たるが—近時に於ける貨幣資料變遷の理由

第二章 貨幣流通論.....五三

第一節 貨幣流通法の變遷.....五三

第一期金銀器使用時代—第二期特別の金屬物件使用時代—貨幣秤量制度—秤量制度の實例—第三期鑄貨の使用時代—貨幣箇數制度—貨幣鑄造の意義—箇數制度の缺點—第四期國家の貨幣鑄造獨占時代

第二節 國家と貨幣鑄造權.....六三

貨幣鑄造權の眞意義—鑄造權獨占の利益—貨幣鑄造の最上公權—内外國現行の法規—外國貨幣の流通—外國貨幣取扱の方法—鑄造請負制度—貨幣鑄造に於ける自由競争

第三節 法貨制度.....七三

法貨の意義并に效力—單法貨制度、複法貨制度、混合法貨制度—各法貨制度の得失—混合法貨制度に於ける要件—貨幣本位—貨幣價値の單位—單本位制と複本位制—我國現行の本位制度—貨幣の量目と品位—貨幣の雜分—雜分混和の必要—雜分に供用せらるゝ金屬—雜分混和の程度—各國の法規

第四節 法貨制度に於ける定位貨幣の地位.....七八

定位貨幣の性質—定位貨幣の必要—定位貨幣に關する考案—定位貨幣鑄造の三方法—定位貨幣と補助貨幣—補助貨幣の資料—補助貨幣の供給と國民經濟—補助貨幣供給過剩の影響—補助貨幣に對する非難—補助貨幣に對する法貨資格の制限—内外諸國の實例—實價と表面價値との差違の程度—明治三十九年同四十年並に大正七年に於ける我國貨幣法の改正—補助貨幣の供給過剩を制限する方法—國庫引換の義務—發行額に對する法律上の制限—兩法の比較—補助貨幣の稱呼

第五節 貨幣鑄造の制度.....一二四

自由鑄造制度—自由鑄造の理由—自由輸出—之に對する制限—自由鑄造の請求者—英獨兩國の實例—米國造幣局の取扱法—補助貨幣の制限鑄造—鑄造手数料—鑄造手数料賦課の得失—鑄造料と貨幣價値—造幣

収益—造幣収益濫用の影響

第六節 グレシヤム法則……………一四四

グレシヤム法則の概要—グレシヤム法則の適用せらるゝ場合—此法則の起源、名稱—グレシヤム法則に對する制限—グレシヤム法則の條件—グレシヤム法則の作用を豫防する方法

第七節 國際間に於ける貨幣の分配……………一五七

國際間に於ける貨幣の移動—貨幣流出の原因—貨幣流出の自動的調節—貨幣移動と中央銀行—金利歩合の上下と貨幣移動—内國に於ける貨幣の移動—中央銀行の職務—地方間に於ける貨幣の分布

第三章 貨幣技術論……………一六七

第一節 造幣局の設備……………一六七

造幣局設備の概要—造幣局設立の地點—造幣局の數—英米獨諸國の實例—造幣局集中の利益—造幣局の規模

第二節 鑄貨に關する技術……………一七三

貨幣流通上の便宜—品位量目の維持—偽造變造の豫防—惡意に基く量

目削取の豫防—自然の磨滅—豫防

第三節 公差……………一七八

公差の性質—公差の程度—之を減縮する必要—貨幣試驗—純量公差—量目公差—每片公差と大數公差—我國の法規

第四節 通用最輕量目……………一八三

通用最輕量目を規定するの必要—内外諸國の法規—貨幣改鑄の費用—何人をして此費用を負擔せしむ可きか—國家か最後の所有者か—公正上の理由と政策上の理由—各國の規定—英國に於ける規定改正

第四章 貨幣價值論……………一九三

第一節 貨幣價值に關する一般の原則……………一九三

貨幣の種類と價值—自由無手数料鑄造の貨幣—鑄造料を賦課せらるゝ貨幣—貨幣價值の地方的差違—制限鑄造の定位貨幣

第二節 貨幣數量說……………二〇三

貨幣數量說の概要—貨幣價值と物價平準—數量說に關する疑義—貨幣流通の遲速—物々交換の範圍—信用取引の程度—數量說に對する非難

—貨幣の供給と信用取引—信用取引の形態—貨幣の供給が信用取引を左右する理由

○第三節 貨幣價值の變動……………二二〇

現時の經濟組織と貨幣價值の變動—貨幣價值下落の影響—貨幣價值騰貴の影響—貨幣價值の變動と國際間の取引—貨幣價值變動の自動的調節—貨幣價值の變動を輕視するの過誤—貨幣價值の低落を利益ありとするの誤解

第四節 貨幣價值測定法……………二三一

貨幣價值測定法の必要—貨幣價值と一般平均物價—指數の概要—エコノミスト社の指數—ソーエルベツクの指數—指數算出法の原則—幾何學式指數—等差式指數—我國の指數

第五章 貨幣本位論……………二四九

第一節 貨幣本位制度制定の標準……………二四九

本位制度の種類—本位制度選擇の標準—貨幣價值の確實—國民經濟發達の程度—國際間の關係—貨幣資料の供給

第二節 單本位制の性質……………二五五

單本位制の特色—金單本位制—銀單本位制—併行本位制—單本位制の論據—金單本位制と銀單本位制との比較

○第三節 複本位制の性質……………二六六

複本位制の特色—複本位制の論據—矯制作用—貨幣供給の豊富—國際爲替の確實

○第四節 複本位制の論據評論……………二七二

本位貨幣の供給と複本位制—國際間の現状と複本位制—矯制作用の効力—交代本位制—矯制作用の成效したる實例—矯制作用の失敗したる實例—成敗の實例に基ける最後の斷案—複本位制に於ける貨幣價值の變動—現時の市價を法定比價とする複本位制

第五節 國際複本位制……………二八九

國際複本位制の由來—國際複本位制成立の要件—成立後の利益—國際複本位制失敗の原因—ナツセー、マーシャル兩氏の評論—ニコルソン氏の所説變更

○第六節 跛行本位制并に金爲替本位制……………三〇一

跛行本位制の由来—跛行本位制の特質—跛行本位制の利弊—跛行本位制の實例—金爲替本位制の特質—金爲替本位制の便宜

第六章 貨幣本位制度新案……………三一五

第一節 金銀合成本位制……………三一五

金銀合成本位制の特質—マーシャル氏の説明—複本位制との異同—エッヂワース氏の評論

第二節 計表本位制……………三二三

計表本位制の特質—計表本位制の要件—計表本位制の實行難—フキツシャー氏の提案

第七章 金銀の産出并に近時の物價問題……………三三七

第一節 金銀産出の統計……………三三七

産出状態を研究するの必要—一四九三年以後の金銀産出額

第二節 金の産出……………三四二

第一期(一四九三—一六八〇年)—第二期(一六八一—一七六〇年)—第三期(一七六一—一八二〇年)—第四期(一八二一—一八四七年)—第五期(一八四八—一八七〇年)—第六期(一八七一—一八九〇年)—第七期(一八九一年—現在)—現時の金供給

第三節 近時の物價騰貴……………三五七

金貨國に於ける物價の趨勢—物價騰貴の一般的原因—金産額増加が一般物價を騰貴せしむる所以—物價騰貴と金利歩合

第八章 列國貨幣制度概要……………三六七

第一節 英國の金單本位制……………三六七

英國貨幣制度の沿革一斑—金貨流通の状態—金貨本位制の由来—貨幣制度改革の準備—現行制度の要點—貨幣制度改革の好機

第二節 佛蘭西の複本位制……………三八〇

一八〇三年の貨幣法—佛國複本位制の效果—羅匈貨幣同盟の起源—羅匈貨幣同盟條約の要領—同盟條約成立に關する雜題

第三節 獨逸の貨幣制度改革并に其影響……………三九二

帝國組織以前の制度——一八七一年并に一八七三年の貨幣法——金貨本位制實行の理由——貨幣制度改革の困難——本位銀貨の處分——之に伴ふて蒙れる損失——瑞典、丁、芬、諾威、和蘭の貨幣制度改革——羅甸同盟諸國の難境——同盟諸國の銀貨自由鑄造停止——當時の銀塊相場并に金銀市價——羅甸貨幣同盟の現狀

第四節 合衆國の貨幣制度……………四〇九

沿革一斑——複本位制の實驗——補助貨幣に關する改正——一八七三年の條例改正——複本位制の打破——銀貨復興の運動——ブランド條例

第五節 列國貨幣會議……………四二三

一八六七年の貨幣會議——一八七八年の貨幣會議——會議の原案——討論の狀況——一八八一年の貨幣會議

第六節 金銀市價變動の影響……………四二九

ブランド條例の成續——シャーマン條例の制定——英國の貨幣問題——金銀問題調査委員會の報告——獨逸并に羅甸同盟諸國の貨幣問題

第七節 印度の貨幣問題……………四四三

印度の貨幣制度——銀價下落と印度財政の困難——一八九二年のブラウセル貨幣會議——討論の狀況——銀塊買収案の成立せざりし理由

第八節 合衆國、獨逸、印度、露西亞并に奧地利に於ける貨幣制度改革……………四四九

印度の銀貨自由鑄造停止——シャーマン條例の廢止——一八九六年の米國大統領改選——英米佛三國の貨幣問題に關する交渉——交渉不成立——一九〇〇年の米國貨幣法改正——印度の貨幣制度改革完成——印度金爲替本位制の運用——一九〇〇年、一九〇七年、一九〇八年の獨逸貨幣法改正——露國の不換紙幣整理——金貨吸收策——金貨の價値改定——露國金貨本位制の效果——奧地利的金貨本位制

第九節 金爲替本位制の適用……………四七七

墨西哥の貨幣制度改革——海峽殖民地の制度改革——弗拉賓の制度改革——支那の貨幣制度改革問題——支那の貨幣流通狀態——米國々際爲替委員會の提議——支那に金爲替本位制を適用するの難易——銀價騰貴と金爲替本位制——金爲替本位維持の方策

第十節 金爲替本位制適用の實績……………五〇五

弗拉賓金爲替本位制の維持——墨西哥の狀況——金爲替本位制運用の要件——印度の實例

第九章 國際共通貨幣……………五二一

第一節 國際共通貨幣の利益……………五二一

第二節 國際共通貨幣に關する計畫……………五二四

第十章 日本の貨幣制度……………五二一

第一節 新貨條例并に其後の改正法令……………五二一

新貨條例—新舊貿易銀—貿易銀の通用區域撤去

第二節 不換紙幣の整理……………五三〇

政府紙幣并に國立銀行紙幣—不換紙幣整理の方法—銀貨兌換の開始—事實上の銀貨本位制

第三節 金銀市價變動の影響……………五三五

國際間の關係—內國經濟上の關係—財政當局者の意見—之に對する評論

第四節 現行貨幣法……………五三五

貨幣法の要點—貨幣法實施の事情—金貨兌換の開始—本位銀貨の通用禁止—金貨本位制の完成

第五節 本位銀貨の處分……………五四三

第六節 臺灣の貨幣制度……………五四九

第七節 金貨本位制の維持……………五五一

訂改貨幣論目次完

訂改
貨幣論

堀江歸一著

第一章 總論

第一節 自然經濟と貨幣經濟

人が生活を營むに當り、自己の有する貨物又は自己の爲す勤勞と、他人の有する貨物若しくは他人の爲す勤勞とを交換するは、社會生活の第一歩にして、自他の生活を繁榮ならしむるの所以たるや論を俟たず。彼の原始狀態の生活に於て、人の欲望極めて少なく、其要求亦甚だ薄かりし時代に在りては、人は自ら耕し、又自ら紡ぎ、斯くて得たる物を以て衣食の用を便じ、自ら建てたる家に住ひて、雨露を防ぎ、以て生活の目的を達したるものとしたりと雖も、人の本能は決して斯る狀態の生活

に於て満足せらるゝものに非ず、之を向上せしむるに就て、意を勞して已まず。而して人の才能には天賦の差別を存し、或は技工に巧なる者あり、或は耕耘に長ずる者あり、或は狩獵牧畜に妙を得たる者ありて、時代の推移するに隨て、一人にして能く萬般の業務を兼ねるが如き、爲すを得る所に非ず。最も自己の得意とする一種又は少數の業務に一身を委ねんとするの傾ありとすれば、苟も人類集合して社會を組織する以上は、各人が自己の産出したる貨物又は自己の致す勤勞と、他人の産出する貨物又は他人の致す勤勞との間に互に交換を行ひ、最小の勞費を以て最大の消費享益を收め、自他相倚賴して、以て相互の需要を補足すると自然の情勢なりと云はざる可からず。交換は人の生活を豊富にし、完全にし、社會進歩の一階梯を爲すものにして、苟も孤島に獨棲するロビンソン、クルソーに非ざる限り、衣食住其他日常の生活に必要とする一切の物資を自己の獨力を以て産出し、又生活上に必要なる一切の勤勞を自ら致して、其需むる所を充すが如き者は、現時の社會に於て之を見る能はず。必ず他人と交換を行ひて、消費享益の目的物を得るを以て、生活上の要訣とし、又之を以て各人互に自己の利益を増進し、生存の目的を成就する

欠

欠

たると、本位貨幣たると之を代表する信用證券たり、又定位貨幣たるとを問はず、單に其交換媒介物たる關係より、悉く之を貨幣とせざる可からず。然れども小切手手形の類が交換媒介物たるは、其振出人の商業上取引上に於ける信用、振宛先たる銀行の地位、將た又受取人との關係に基くものにして、隨て其流通は或る制限せられたる範圍内に於ては自由なりとするも、總ての場合に於て然る能はず、否其流通と云はんよりは寧ろ當事者間に於ける讓渡と讓受と云ふを以て適切なりとす。

マーションル氏が金銀問題調査委員會に於て、小切手は之を貨幣とするを得るやの質問に對し、小切手は之を受取んとする者が其交付者即ち振出人に就て或る意見を構成したる後に非ざれば、受領せざるを以て貨幣と認む可からずと云へるは、貨幣と信用證券との差違を最も簡明に道破したるものなり。(Appendix to the Final Report of the Commission on the Gold and Silver Question, p. 2)

有價證券に就て見るに、信用程度の高き國の公債、信用ある會社の株式債券の類は時に國際間に於ける債務を決済するの用に供せられ、又印紙、支拂期限の到來せる債券利札の如きも、送金の便普及せざる地方に於ては、之を送付して、貨物代金の支拂に充つるの事例なきに非ずと雖も、其流通の區域には著しき制限を

存し、自由に人民の間に流通する能はず、纔に或る事情の下に、貨幣職務の一部を盡すに過ぎず。職務の一部を盡すものを以て直に貨幣とするの誤まれるや論を俟ざるなり。

抑も貨幣をして、貨幣としての職務を盡さしめて、些の遺漏なきを期するには、一の社會に於て自由に人民の間に流通するを以て、絶對の要件とせざる可からず。自由に流通すると云ふは、貨幣を提供せられたる人が之を提供する人の性質若しくは信用等其人の一身に關聯する事情を問はずして、收受を辭せざるの意にして、此要件備はりて貨幣は債務其他の支拂を完済する終局の方便たるを得べく、此點に於て貨幣と貨幣を回收するを得る權利を代表する證券とは明瞭に區別せられざる可からず。隨て此關係に基ひて貨幣の定義を下せば、即ち左の如く爲る可し。貨幣とは社會を通じて、債務其他の支拂を完済する終局の方便に供せられ、自由に各自の間に流通する有價物件なり。

然らば一般流通の交換媒介物は盡く之を貨幣と認むるを得るか。一般流通の交換媒介にも種々の種類を存し、價値の由て生ずる起因を異にす。所謂原始貨幣

なるものが、他の富と獨立して、完全なる價値を有し、貨幣以外の用途に、地金として用ひられたるときにも、貨幣として用ひられたるときと同一の價値を有するに反し、制令貨幣 (Fiat money) に於ては其一部又は全部の價値が其所有者の之を他の貨幣即ち原始貨幣と引換へ、又は之と同價にて流通するを得る信用に依て發生するが如き相違の最も著しき點に屬すと雖も、然も其種類の如何を問はず、苟も各種物件にして、債務を完済する終局の方便たり、又自由に各自の間に流通する資質を有する以上は、是等を擧げて貨幣とするを否定す可からず。一般流通の媒介物中、貨幣たるに何等異議を挟む可からざるは、本位貨幣にして、或は之を眞貨幣 (Real money; Genuine money; Primary money) と呼び、或は實體價値を有する貨幣 (Stoffwertvolle Geld) と稱し、以て他と區別せんとする者ある所以なり。 (Wagner, Theoretische Sozialökonomie, II, p. 136; Fisher, The Purchasing Power of Money, p. 1.) 本位貨幣以外の通貨即ち定位貨幣、不換紙幣、正貨預證書、兌換銀行券等が眞貨幣と相並んで流通し、貨幣たる職務を果すは國家が本位貨幣との同價流通を認め、又一方に之に法貨の資格を與へ、以て債務を完済する終局の方便たらしめ、以て自由に各自の間に流通せしむるの結果に外ならざるが故に、通貨を以て貨幣とす

るや否やは其本位貨幣と同價に於て流通するや否やの事實並に法貨の資格の有無に據て決定するを至當とす。例へば兌換銀行券は其流通上便利なるの點に於て、社會に相當の需要を有し、發行者の信用に依て流通するを得べしと雖も法貨の資格にして具備せざらんか、債務者が之を以て債務の支拂に充てんとするときに、債權者に於て其領收を拒絶し、兌換銀行券をして債務を完済する終局の方便たる條件に缺くる所あらしむ可く、此點に缺くる所あらんか、其流通は私人間の承認に依て支持せらるゝに止まり、自由流通の効果を期する能はず、隨て此場合には、制限流通の媒介物と異なる所なきものなり。不換紙幣は制令貨幣の最も顯著なる形式にして、交換媒介物たる用途あることに依て、價値を生じ、而して此用途を有するには、國家が不換紙幣に對して本位貨幣と同價を以て流通するの保證を與へ、又法貨たるの資格を附與するを必要とし、此二條件を具へんか、債務支拂の終局方便たり、又自由に流通するの性質を帶ぶるを以て、之を貨幣とするを得べし。

第三節 貨幣の職務並に貨幣經濟の利益

貨幣の職務は曩に論述したるが如く、(第一)交換の媒介、(第二)價値の尺度又は共通的表示、(第三)價値又は貸借の標準の三種とす可く、是等は貨幣の三職務として、一般に承認せらるゝものなり。然るに是等三職務の外に第四の職務として、價値の貯藏なる一項を附加せんとする者あるに對して、一方に之を無用なりとして、排斥する者あり。價値の貯藏なる職務の意義を考ふるに、資産を保藏せんとする者が貨幣の形態に於て、之を所有し、又資産を他に移轉せしめんとする者が移轉を容易にする爲めに、之を貨幣の形態に於てするが如き、即ち貨幣が價値の貯藏なる職務を盡すに當るものにして、貨幣は時期の點に於て、又場所の關係に於て、共に價値の貯藏又は保有の目的物たるを得べし。之を吾人日常の生活に就て考ふるに、穀物、肉類の如き生計の必需品は間斷なく需要を生じ、人は常に之を手元に備へ置くの必要に接して已まずと雖も、是等の貨物たる、其性質上腐敗滅失し易く、保存に困難なるを以て是等を手元に貯藏する代りに、永久に保存して、價値に損傷なく、又一般に授受せらるゝ貨幣を貯藏し、何時にても之を必要の貨物に換ふるを便宜とす。殊に貨幣の要件として、後節に説明するが如く、品質鞏固なる物質を選ぶが故に、之に

關聯して、價值貯藏の職務顯著なるに至る可し。固より此事たる、敢て貨幣に頼らざるも、能く他の貨物を以てして、其目的を達するを得るが如しと雖も、今日の如く貨幣が貴金屬を原材とし、形量の小なるに反して、價值の大なるを常とする以上は、完全に此用に適す可く、現にメンガー氏の如きは、人が貨幣を受取りてより、其支拂に供するまで、價值の貯藏たる職務を致すが故に市場に於て授受の自由なる貨物と爲り、又授受の自由なる貨物たるの結果、交換媒介物たるの資格を有するに至るものなり」としたり。^(Menger, Art. Geld, Handw. v. 581.)或は今日文明國に於ては、自己が即時の用途を見出さざる貨幣は銀行其他の金融機關に預託し、以て利殖の用に供せしむるを常とし、又利付有價證券の類を以て、能く價值貯藏の職務を行はしむることあるを以て、價值の貯藏なる貨幣の職務は稍重要なる意義を失したるの事實なきに非ざれども、尙ほ貨幣の原材又は貨幣自身を以て、價值保藏の用に供するときは、必要の起れるに際し、直に貨幣として之を使用するを得るの便宜あるが故に、必要なる貨幣の即時に得られ難きことを豫想し、貨幣を價值保藏の一手段とすることあり。彼の獨逸帝國が永く一億二千萬馬克の金貨金塊をスパンダウのユリウス塔に藏

置し、近年更に之を増殖したるが如き、印度の農民が穀物の代金として收受したるルビー銀貨を貯藏し、饑饉凶作等に臨んで、之を市場に放出して、臨時の用を便するが如き、又近年定位貨幣たる銀貨よりも、金貨を貯藏するが如き、^(Nicholson-War Finance, pp. 50-1.)此適例なり。而して銀行業者又は商人が信用取引の基礎として、貨幣を保藏する場合には、其貨幣に幾倍する信用取引を支持し、信用證券をして交換媒介物たるの作用を致さしめ、之に依て或る程度まで貨幣の用途を節約するを以て、私人普通の價值貯藏とは多少効果の異なるものありと雖も、信用取引の決済に應ずる爲め、貨幣の形態に於て、價值を貯藏し、以て之に備へんとする以上は、普通の貯藏と同一の意義を有するものと認むるを難しとせず。

故に價值の貯藏なる貨幣の職務は重要な程度を減じ、他の三職務と相對立するを許さずとするも、猶ほ貨幣職務の一として、追加するを非なりとする能はざるなり。然るに一部學者の間には、貨幣の三職務の間に於て根本的職務と次序的職務(Grund und Konsequentivfunktion)とを區別し、交換媒介物たる職務を以て前者に充て、價值の尺度並に貸借の標準たる職務を以て後者に擬するものあり。獨逸のヘルフ

エリツヒ氏の如き即ち此所説を信ずる者にして、其貨幣論に於て「若しも吾人にして貨幣の歴史的發達を觀察するときは、貨幣の職務中、一般の交換媒介物たる職務が最初に現出したるものなることを認む可し。元來貨幣は交換物件の種類増加するに隨て生ずる物々交換の困難を除却するの必要に由來するものなるを以て、一般の交換媒介物たる職務は貨幣の職務として、歴史上主たる地位を占む。而して近時に於ける經濟社會の組織に就て見るも、交換の媒介物たる職務は最も顯著にして、他の職務は何れも之に従屬するの觀ありとす」と云へり。(Helfferich-Das Gold, S. 230-1.) 是れ氏が貨幣を定義し、貨幣とは一の經濟區域に於て、個人の間、貨物の移轉を媒介する作用を爲す物件の全體を總稱す」としたる所説(Das Gold, S. 210.)に照應するものなりと雖も、斯の如きは非常の誤解にして、貨幣の交換媒介物たる職務と價値の尺度たる職務とは兩々相關聯して、到底其一を分離するを許さず。蓋し貨幣を媒介物として二種の有價物の交換を行ふには、必ず貨幣を以て兩種貨物の價値を測定し、之を標準として交換の比率を決定するの必要を存す。文明國民が始めて未開野蠻の土地に赴くや、蠻民の好奇心に乗じて、無價値の貨物を彼等に與へ、而して彼等の有

する貴重なる貨物を奪取し去るの事例なきに非ず、斯の如きは或は價値の尺度なくして行はるゝ交換の一例とするを得べしと雖も、人に理性あり、又算數の念ある以上は、交換を行ふに當り、交換目的物の價値を比較對照するは必然の數にして、人が最初貨幣として日常の消費品を選定したるが如き、價値を考量して、交換を行ふに就て最も便利なる貨物を選定したるものなるの事實を證明して餘りありとす可く、隨て交換の媒介物と價値の尺度と二種の貨幣職務を分離し、前者を以て後者より有用の職務なりとし、若しくは後者に先だつて生じたる職務とする所説の正しからざるは論を俟たず。ニコルソン氏が「交換媒介物は之に効果を與ふる共同的媒介物の採用せらるゝに非ざれば、無用に歸す可し」と云へるは即ち兩者の關係を説明したるものなり。(Nicholson-Money and Monetary Problems, p. 19.) 然らば是等の二職務は第三の職務たる貸借の標準に對して如何なる關係を有するか。若しも經濟社會の發達幼稚にして、賣買は何れも即時に決済せられ、期限付取引なるものなく、又各種の支拂を通じて、貸借の關係を生ずるが如きことなき單調なる時代に於ては、右二種の職務を以て、貨幣職務の主たるものとし、貸借の標準たる職務を以て、從たるものとするを

得べしと雖も信用の發達するに随ひ、各種の交換より貸借の關係を生じ、又他人の所有に屬する資金を自己の計算に於て運用するは今日の經濟社會の特徴とす可きものにして、此點より云ふときは、貨幣の三職務は何れも相關聯し、其間に主従の差別を設くるを許さざるなり。

或は如上三職務の外に、更に支拂の方便 (Zahlungsmittel) なる職務を追加し、其交換の媒介物たる職務より全然相違する所以を論ずる者あり。獨逸のクニース氏の如きは即ち是れなり。蓋し氏が斯る所説を爲す所以は人が貨幣を支拂ふには、例へば貨幣を以て買入れたる貨物に對する場合あり、雇傭したる勤勞に對する場合あると同時に、租税罰金等の公課に對する場合あり。前二者に於ては、貨幣と貨物又は勤勞との間に於て貨幣の交換媒介たる作用を致すの事實を認む可しと雖も、租税の場合に於ては、財政學上の舊説の株守せられざる限り、交換媒介物たる作用を見出す能はず、罰金の場合亦然り。即ち是等の場合に於ては、交換の意義を含有せざる支拂の行はるゝものにして、此種の貨幣職務を説明するには支拂の方便なる文字を以て之に充てざる可からずとするものゝ如し。然れども斯の如きは徒

に辭義に拘泥して、事の本體を闕却したるの譏なきを得ず。自然經濟と貨幣經濟と異なる所は貨幣經濟に於ては、貨物の交換に貨幣を介して、賣買なる二重の手續を行ふの一事に存す。貨幣が交換の媒介たる半面に於ては、支拂の方便たる作用を包含するものなる以上は、特に兩者を區別するの必要を生ぜず。租税罰金等公課の支拂は固より交換の意義を之に附會せしむる能はずと雖も、猶ほ貨幣をして貨物を代表せしめ、之を一方より他方に移すの作用たるの點より、交換の媒介物を廣義に解釋するときは、當然其内に包含せしむるを得べし。

或は貨幣に資本移動の媒介物 (Vermittler der Kapitalverkehrs) たるの職務を認めんとする者あり。貨幣が此職務を爲すは即ち將來の貨物に對して、現在の貨物を交換し、一の場所に於ける貨物に對して、他の場所に於ける貨物を交換するもの以外ならず。然らば此事たる、交換媒介物たる職務の一分科として見る可く、特に獨立したる職務とするの理由を存せざるなり。

貨幣の職務が三四の多きを數ふること上述の如し。然も一個の貨幣は必ずしも盡く是等職務の全部を果すものに非ず。實價の完全なる貨幣は價值の尺度た

る可しと雖も、此種の貨幣が交換媒介物として、流通するや否やは一國貨幣制度の如何に依り、全然流通せざることあり、又其流通する場合に於ても、全體の貨幣に比較するときは、一小部分に過ぎず。日常の取引に於て、交換媒介物たる職務を爲すは、實價の不完全なる補助貨幣若しくは紙幣銀行券の類にして、是等は本位貨幣と同價を以て流通するの保證あり、又本位貨幣と兌換せらるゝの故を以て、價値を維持するものなれば、價値の尺度として、自ら一般貨物の價値を測定する能はざるなり。

貨幣經濟の下に貨幣を流通使用する爲めに生ずる利益の如何は吾人の日常實驗する所に依て明白なるが、更に國民經濟の全局より見るときは、貨幣經濟は國民經濟の存立又は其發達に如何なる利益を與ふるや。第一貨幣を交換の媒介物とし、貨物の生産者は貨幣に對して、貨物を賣却し、其消費者は貨物に對して、貨幣を支拂ひ、賣買なる二重の手續に依て、交換を行ふの方法を取るときは生産者と消費者との間に商人なるもの介在し、以て需要供給の關係を調節するに勉むるを常とす。故に生産者は自然經濟の場合に於けるが如く、或る範圍の劃定せられたる消費者

の需要に應ずるの目的を以て、生産に従事するを必要とせず。苟も自己の知識、經驗技術の用ゆ可きものあらんか、之を利用して生産に當り、斯くて得たる生産物は之を貨幣に換へて、商人に賣却し、商人は之を最も需要の大なる方面に供給するが故に、貨幣經濟に伴ふ第一の利益は生産者に於て、敢て一の社會に於ける需要の有無を考量するを俟たず、自己特殊の技能を特別の生産事業に供用するを得るの一事に存す。蓋し貨物交換の行はるゝ市場の範圍は交換の容易なると否とに依て定まり、而して交換の容易は貨幣の流通に依て始めて之を期するを得べければなり。

第二 貨幣經濟の下に於ては、斯く生産業に従事する者をして、單に自己の必要を充すに足る貨物を産出するに止まらしめず、他人の必要即ち社會全體に於ける必要に應ずることを標準として、生産業を經營せしむるを常とす。斯くて多數の生産者は何れも此標準に依て、生産に當り、而して生産せられたる貨物は市場に集中し、各自の必要に應じて分配せらるゝが故に、貨幣經濟は資本の集中を促し、事業の規模を廣大ならしむるを得べし。

第三 貨幣經濟の下に於ては、貸借の標準確定し、貸借の成立を容易ならしむるの結果、一般經濟上より云ふときは、一國の經濟社會に於て、貨物の生産に必要な資金をして、之を運用するに最も適當せる人の手に移さしめ、資金の運用に適せず、又は之に堪へざる者は資金を他人に託して安全に利殖の計を講ずるを得るの道理なるを以て、貨幣經濟は直接に資金の供給を増加せざるも、其活動の効果を大ならしめ、又資本の消耗を防ぎ、間接に資金の供給を増加したると同一の効果を生ず可し。換言すれば貨幣經濟に於ては、人が貯蓄したる富は之を貨幣の形態に變換し、或は之を金融機關に預託して、預金を増加し、或は之を有價證券購入の資に投じて、資金の供給を便す可く、貨幣は必ずしも資本に非ずとするも、尙ほ流動的狀態に居る資本として、即時に新企業、新放資に投下せらる可き地位に在るものとす可し。

第四 貨幣經濟が人の經濟的自由を増進する効果の大なるは、貨幣經濟の利益を數ふるに當て、閑却す可からざるものなり。何故に貨幣經濟は人の經濟的自由を増進するの效果あるか。蓋し自然經濟の下に於て、貨物を以て直接に労働者の

報酬に充てたる時代には、労働者は如何なる形態に於て自己の所得を收受するや、之を選択するの自由を有せず、現物にて收受したる報酬を現物の儘にて消費し、既往に於て收受したる所得の一部を貯藏して、他日の用に備へんとするも、到底之を爲す能はざりしが故に、儲者に對して從屬するの已むを得ざるの狀態に居れり。然るに今日の如く貨幣を以て、労働報酬の支拂を受けんか、労働者は始めて自己の好む所に隨て所得を消費し、一部を剩して生活を支持するや、之に依頼し、自己の自由意思に依て労働に就くと否とを定め、儲者に對して獨立自由の地位に立ち、労働條件を決定するを難しとせず。彼の農業労働者の如きは古來農産物の形態に於て、賃銀を受取り、今日尙ほ其趣を改めざるものあり。而して家庭内の労働者に至つては報酬の大部分を現物の形態に於て、領收するを常とす。彼等が他の労働者殊に報酬を主として貨幣の形態に於て收受する工業労働者に比較して、從屬的關係に安んぜざるを得ざるは、即ち彼等が貨幣經濟の支配を受くること少なきの結果に歸す可く、又十九世紀の前半英國に於て労働自由、労働者解放の運動起るや、識者は先づ現物賃銀支給制度 (Wreck System) に對して、非難の聲を放ち、千八百三十

一年或る特殊の事業に於ける外其行はるゝを禁止し、次いで同年以來是等の除外例を減少するに勉むるの事實に徴するも、貨幣經濟が人の經濟的自由を増進するの效果大なるを認む可く、經濟的自由増進の結果として、政治的自由の増進亦之を期するを得べきなり。

貨幣の使用流通より生ずる經濟上の利益の大なること前論の如し。或は此利益を過信し、貨幣を以て直に富なりとし、又は貨幣を以て富の重なる形態なりとし、貨幣を以て一般の貨物に比較して、勝る所ありと解釋するが如き、舊來世人の陥れる誤謬の一なりき。蓋し人は貨幣に對して貨物又は勤勞を賣却し、又其所有する貨幣の多寡に應じて他人の貨物又は勤勞を支配するを得るが故に、斯く個人に繁榮を齎すものは社會全體にも亦繁榮を齎すの具たる可きことを想像するは一時廣く世間に行はれ、今日に於ても尙ほ陰約の間に一部の社會に行はるゝ信念なるが如くなれども、貨幣が社會全體に盡す可き作用は内國に於ける貨物の交換を果し、又債務其他の支拂に供用せらるゝに在り。或る一國に於て、不法の手段を試みて、殊更に貨幣の現在高を増加せしめんとすれば、輸出入貿易に對する干涉に依て、

固より其目的を達す可しと雖も、結果は多額の貨幣をして從來少額の貨幣の爲したると同一の交換を果さしむるに過ぎず。唯双方の間に異なる所は交換を爲すに當り、物價の平準點に異動を來し、多額の貨幣の流通する場合には、其少額の貨幣の流通する場合に比較して、物價平準點の高度に赴くとあるのみ。實際の必要に超過する貨幣は貨物に對して外國に流出し、物價の平準點を舊に復せしめざれば已まず。假に一國に於て貨幣の供給高大に増加し、人が多くの貨幣に對して貨物を賣却せんか、何人も之に依て利益するとなかる可し。人は他人が多くの貨幣を所有せざる時に、自ら多くの貨幣を所有せんか、以前と同一なる低廉の價格を以て他人より貨物を購ひ得るが故に、有利なる地位に立つを得べしと雖も、一般の物價並に全體の所得共に高度に上らんか、何人も之に依て特に利益する能はざる可し。貨幣は人が生活上の必需品、又は享樂品を得るの方便に過ぎず。人は貨幣を方便として自己の生産し、又は所有する貨物と自己の購はんとする諸般貨物とを交換するのみ。貨幣にして多量と爲らんか、多くの交換方便は一定額の交換を行ふ爲めに増進したる物價を標準として使用せらる。社會の繁榮が交換せらるゝ貨物

の豊富なるに基き、交換に供せらるゝ方便に由らざるは、注意を要する所なり。

唯一國が交換を行ふに必要なより以上に、貨幣を所有して、富めりとする場合は、其國が國內に鑛山を所有し、之より採掘せられたる貴金屬が貨幣に鑄造せられ、未だ外國に分配せられざるの状態に居る時のみなれども、尙ほ此場合に於ても、過剰の貨幣は他の貨物と交換する爲めに、結局海外に輸送せらるゝが故に、一國が貨幣を所有して富むと云ふは、畢竟之を所有するに出づるに非ずして、之を分散するに基くものと解釋するを至當とす。アダム・スミスが一定の時期に於て、又一定の國に於て、貨幣を必要とする高は習慣上自ら定まる所ありて、此高は或る特殊の計畫又は事情に依て、永久に之を増加するを許さずと云へるは、マーカンチリズムの主義若しくは貿易差額の政策に對する駁論たると同時に、國に於ける貨幣の供給に不法の干渉を加ふる政策を否認したるものとす可し。

最後に貨幣經濟に對する反對論に就て、一瞥を下さんに、其最も有力なるは貨幣經濟の下に於て、富の分配を不公平にして、貧富の懸隔を助長し、又貨幣價値の變動に依て、經濟社會を攪亂するの二點に外ならざるが如し。一部社會主義者の如き

は、第一の論點より、彼等の理想の行はるゝ社會に於ては、貨幣の使用を廢止し、之に代ふるに公共店舗に於て一定量の消費品に交換せらる可き労働切符(Labor checks)を以てすることを主張したり。エドモンド・ケリー氏の如き最近時に於て此主張を試みたる一人と認む可し。(E. Kelly, *Twentieth Century Socialism*, pp. 307-13) 此所説たる社會主義の下に於ては、労働を以て價値の標準に充て、斯くて分配の倫理的制度を構成せんとする信念に基くものなる可しと雖も、貨幣の使用流通と貧富の懸隔とは、敢て直接の關係を有するものに非ず、貨幣の流通を廢止するも、貧富懸隔の根本原因の除却せられざる限り、此一種の文明的疾患を治癒す可からざるは明白にして、多數社會主義者が貨幣の流通に對して、比較的冷淡なる態度を取る、亦怪むに足らざるなり。

貨幣經濟に對する第二の非難は事實たるを失はず。如何なる貨幣制度に於て、如何なる貨幣を以て價値の本位に充つるを問はず、貨幣價値の絶對的確定は之を期圖する能はず、唯纔に價値の變動比較的寡少なる制度を以て安んずるのみ、然も此變動すら、尙ほ之を不可なりとして、貨幣制度を廢棄し、自然經濟の舊狀に復歸したりとせんか、爲めに經濟上に生ずる不便損失の大なるものあるに於ては、如上の

反對論は決して存在するの基礎を有せざるなり。

第四節 貨幣の資格

貨幣の職務は右に論ずるが如く、主として交換貸借の便宜を擧ぐるに在るを以て貨幣として特に選擇せらるゝ貨物が時勢の變遷、國の地位、國民生活の状態等に依て、種類の異なる可きは論を俟たず。但し貨幣の職務にして、交換の媒介、價値の尺度、貸借の標準、價値の貯藏たる以上は、貨幣として使用せらるゝ貨物は、其時代に於て世間一般に需要せられて、所謂一般的承認(General Acceptability)の資格を有し、個人の間、に於ける授受流通自由にして、交換媒介物たるを得ると共に、相當の價値を有して、他の貨物の價値を測定するの尺度と爲り、加ふるに其價値確實にして、貸借の標準たるに適するを必要とす。然れども古來必ずしも完全に斯る條件を具備したる貨物のみが常に貨幣として、選定せられたるに非ず。唯一國地方の氣候、風土、地理並に文化の程度に依り、個人の生活上に平生需要せられ、直接の使用價値を有する貨物を貨幣に供したるは、歴史上著明の事實にして、文化の程度低き時代に

於ける貨幣の特徴は使用價値を有すること多きの一事に存したるを認む。ジェヴォンス氏は經濟社會發展の經過を狩獵時代、牧畜時代、農業時代並に商工業時代に區別し、而して狩獵の盛なる時代に於て貨幣として毛皮の使用せられたる事實を擧げたり。其然る所以は毛皮が此時代に於ける唯一の重要産物たると共に、或る時期を通じて保存に堪へ、人民の被服家具に供せらるゝの故を以て、内外市場に於て常に之に對する需要の存在せるが爲めに外ならず。此風習永く跡を存し、露國に於ては、ピーター大帝の治世當時まで、毛皮に刻印を施して貨幣に充てたる例あり。又牧畜農業の盛なる時代には家畜を貨幣とし、露西亞に於て茶を亞米利加殖民地時代に、ニューイングランド諸州に於て貝類を、メリーランド、ヴァージニア諸州に於て煙草を貨幣に充てたるが如き、何れも一般的授受の便あり、且つ直接の使用價値を有する貨物を取つて貨幣とするの道理に基けるものにして、或る社會に於て特殊の貨物が一般に使用せらるゝに隨ひ、總て他の貨物の價値は此特殊貨物に依て表示せらるゝに至るものなり。

以上の關係より、或る貨物が他の貨物に比較して、社會に於て好んで授受せらる

る範圍即ち一般的承認の範圍廣きに至るときは、直に貨幣として選擇せられ、貨幣の職務を致すを常としたり。思ふに貨幣を選擇する當初に於ては、人が自己の周圍に近き貨物を以て之に充てたるは、最も自然の狀態にして、交換媒介物の當初の形態は即ち普通の貨物に異ならざりしや、論を俟たず。唯授受の範圍廣く、市場に於ける取引の自由なるを以て、可なりとしたれども、既に交換媒介物として使用せらるゝ以上は、貨物の單一の量が同一の購買力を有し、又異なる分量の貨物と交換を行ふ爲めに、分割の容易なるを必要とし、是等の二條件より、或る程度まで貨幣の資料たる貨物選擇の範圍を狹隘ならしめ、殊に市場に於ける取引の自由乏しき貨物を排除するに至れり。即ち社會文化の程度漸く進むに隨ひ、從來貨幣として使用せられたる各種の貨物は、次第に貨幣たるの用を失ひ、専ら金屬を以て之に充つるに至れり。但し金屬を貨幣に供用するに當ても、専ら所謂賤金屬例へば鐵、銅、青銅、錫、鉛、白銅の類を使用したる既往の時代と貴金屬たる金銀を主たる貨幣として使用する今日の時代との區別あり。希臘並に古代伊太利に於ては、貨幣として専ら賤金屬を使用し、又羅馬に於ても、耶蘇紀元前二百六十八年始めて銀貨を、同二

百十七年金貨を鑄造したる時まで、賤金屬を貨幣としたり。其然る所以は第一當時此種の金屬は農業其他生活上の用具に使用せられて、直接の使用價值を有し、此點より一般的授受の資格を具備したると、第二鑛山採掘の技術未だ今日の如く進歩せず、賤金屬の供給必ずしも豊富ならず、隨て其價值は當時低度に居りたる各種の交換並に支拂の金額に對して寡少ならず、能く貨幣の用に堪へたと二個の理由に基けるものに外ならず。然も漸く進んで近代と爲るや、貨幣として専ら貴金屬たる金銀を使用し、賤金屬の内にては僅に或る範圍を限りて、青銅、白銅の類を使用して以て主たる貨幣の作用を補助せしむるの外、一切他の賤金屬を作用するとなきを常とす。歐洲戰爭に際し、獨逸が銅の供給不足に當る爲め、鐵を以て貨幣を鑄造したりと云ふが如き、一の異例を以て目す可し。貨幣の種類に斯る變動を來したるは、畢竟國民經濟の進歩と共に、取引所得の金額相次いで増加し、高度の交換價值を有する貨幣に非ざれば、能く貨幣の職務を盡す能はざるに至れるの事實に歸す可し。而して交換價值の高き貨物は必ずしも使用價值の大なるを期す可からず。否、貨物として使用價值の劣れるものを貨幣とするは、近代貨幣制度に於

て、一の特徴と認む可き點なりとす。貨幣選擇の標準斯の如くにして、貨幣と一般貨物とは截然たる區別を生じ、一般貨物は私人經濟に於て、直接に消費享益の用に供せらるゝに反し、貨幣は單に私人間に於ける交換を媒介し、又之を簡易ならしむるの用に充てらる。即ち貨幣を收受する者は之を消費し、又は繼續して使用するを目的とせず、早晚他人に交付して貸借を決済するか、又は交換の媒介物として一般貨物を得るか、孰れにしても直接に其物質を現形に於て使用することなし。茲に於てか、從來貨幣として使用せられたる貨物を見るに、漸次一般貨物と種類を異にし、交換の媒介其他の職務を果すに最も適する貨物を以て之に充つるに至れること、決して偶然に非ざるなり。

斯く貴金屬たる金銀が他の貨物又は金屬を排除して獨り貨幣に使用せらるゝは何故なりやと云ふに、此事たる、兩種金屬の具有する自然的資質に基くことの大なるを認めざる可からず。然らば貨幣の資格とは何ぞや。貨幣の職務が交換の媒介物、價値の尺度、貸借の標準、價値の貯藏等に存する以上は、完全には是等の職務を果さんとするには、其主要條件として、左の諸資格を有するを必要とす。

- 一、社會一般に尊重せられ、授受の自由なること。
- 二、小量を以て大なる價値を代表し、隨て携帶、運搬に便利なること。
- 三、品質鞏固にして、損傷毀滅の憂なきこと。
- 四、適當の價値を有すること。
- 五、容易に分割するを得、且つ分割の爲めに、價値を減損せざること。
- 六、價値の確實なること。

而して近代に於ける貨幣は金屬を鑄造して、之を使用するの慣例なるが故に、鑄造上の條件として、左の二點を必要とす。

七、貨幣原材の各分子が同一品質より成ること。

八、貨幣の表面に模様圖識を施して、確實に之を認識するを得ること。

何故に貨幣に斯る種々の資格を必要とするや。貨幣をして交換の媒介物たる職務を盡さしむるに當り、社會一般に尊重せらるゝ貨物に非ざれば、授受の圓滑を缺きて其用を爲さざる可し。蓋し貨幣が流通する理由は後に説明するが如く、或は法律が之に法貨たるの効力を與ふることに基き、或は社會の習慣に發し、或は個

人間の合意に據る等種々の事情を存すと雖も、個人が一旦貨幣を受取り、之を他人に交付するに當り、何人も其交付を拒まざる可しとの信用が流通の圓滑を助くるに與て力あること論を俟たず。而して此信用を貨幣に與ふるには、一般的授受の資格を必要とするは當然にして、此資格を有せざる貨幣に法貨の効力を付するも徒に流通の圓滑を缺くに至らんのみ。メンガー氏が貨幣に賣買性 (Absatzfähigkeit) の資格を要すとしたるが如き、即ち此意に外ならざるを知る可し。(Meißner, Grundriss, S. 233.) 又貨幣の形量容積重大に過ぐるときは、運搬携帯に不便にして各人の間に廣く流通する能はざると共に、地方間に於ける貨幣分配の調節を期するに困難なる可し。貨幣の資料たる貨物の性質にして柔軟脆弱ならんか、流通の間に損傷毀滅して、其損失に堪へ難かる可し。蓋し一の交換取引の終了するや、交換媒介物たる貨幣は一時買方の手元より賣方の囊裡に移る可し。此際貨幣の物質に耐久力を缺くときは、此期間に於て消耗することある可く、又流通の際に絶えず價值の減損を惹起し、實價の不平等なる貨幣を相共に流通せしむるの弊害を免かれざるの道理なるを以てなり。而して社會に存在する取引には金額に於て大小の差別著しきもの

あるを以て、之に適應する貨幣を供給し、貨幣をして交換媒介物たるの作用を盡すに遺漏なからしめんとするには、貨幣たる原材が價值に減損を生ずることなくして、自由に分割せられ得るものなるを必要とす。然らざれば容易に大小適宜の貨幣を鑄造するを得ざればなり。

以上四個の資格は貨幣の交換媒介物たる職務に關聯して、發生するものなるが、貨幣が價值の尺度たる職務を盡すには如何なる資格を必要とするや。貨幣にして價值の尺度たるとする以上は、恰も度量衡が或る重量寸尺、容量を有せざる可からざるが如く、貨幣自身或る價值を有せざる可からず。然も金剛石、白金の如く、其價值が他の一般貨物に對して、高度に失し、加ふるに容易に分割を許さず、又分割して價值に大なる減損を生ずる物質なる時は、社會に現存し、貨幣を以て價值の測定せらる可き各種の貨物に對して、價值の尺度たるに不適當なるを以て、貨幣の有する價值は適度のものたるを要す。而して貨幣が貸借の標準たり、價值の貯藏たる職務を盡すには、貨幣自身の價值は確實のものならざる可からず。若も理想上の要求に適應する貨幣を求めんか、度量衡の量衡の一定不變なるが如く、貨幣も亦價

値確定し、需要供給の關係に依て妄に高低の變動を生ぜざるを以て、完全なるものとせざる可からず。此類の要件は現實に之を得る能はずとせんか、姑く一步を譲り、比較的價値の確實なるものを以て貨幣の資料に充てざるを得ず。蓋し今日行はるゝ經濟上の取引の多くは即時に終了するものに非ず、賣買雇傭は常に貸借の關係を生じ、資金融通の爲めに亦貸借を生ぜざれば已まず。經濟上の正義は人が貸借を行ひたるときと、之を決済するときとを通じて、貸借の標準たる貨幣の價値の確實なることに依て、始めて支持せらる可く、此點に缺くる所あらんか、債權者たると債務者たるとを問はず、貸借の當事者は契約を結ぶに當り、將來契約當時と同一價値の目的物を以て、債權を回收するを得るや、將た又債務を辨済するを得るや、共に不定にして契約履行の安全を保ち難きに至る可し。更に價値の貯藏たる職務より見るも、人が一旦貯藏したる貨物を處分するに臨んで、價値に變動を來し、殊に低落の方嚮に於て、變動せんか、之を貯藏したる目的を誤まるに至らざるを得ず。故に貨幣を選定するの標準は一の貨物が如上の資格を具有するの程度如何に之を置かざる可からず。而して從來貨幣として使用せられたる幾多の貨物に就

て見るに、是等の資格を多くの程度に於て具有するは、家畜、毛皮、米穀の類に非ずして、金屬殊に貴金屬に外ならざることを認むるに難からず。例へば穀物類に就て云はんか、消費品として一般に授受せらるゝの性質を有し、又之を分割するも、價値に減損を來さざる等貨幣たるに必要な資格の二三を備へざるに非ずと雖も、其價値は不相當に低くして、例へば一日の勞働に對する報酬に充てんか、運搬に不便なる程度の重量に上るのみならず、濕氣、暑熱、蟲害等の爲めに、腐敗變質して、保存流通に便利ならず、又家畜の如き、自働的性質を有するの故を以て、牧畜業時代に貨幣として使用せられ、現にマツサチューセツツ州の如き、植民地時代の當時、之を租税納付の目的物に充てたるの記録を存すと雖も、其保存に手數費用を要し、品質一定せざるに加ふるに、一般貨物に比較して、價値高度に過ぐるを以て、全く貨幣たるの要件に反し、廣く使用せらるゝに至らざること當然の理なるに反し、金屬殊に金銀には斯る缺點を存せざると同時に、殆ど完全なる程度まで貨幣に要する資格を具備すること明白なり。試に其一斑を説明せんに、金銀は其物質美麗なるのみならず、容易に加工製造するを得るの性質あるが故に、廣く裝飾品並に器具の原料とし

て使用せられ、此點に於て一般的授受の資格を生ず。金銀に對する需要は衣食料品に對するものゝ如く、緊切ならずと雖も、尙ほ其程度は是等貨物に於けるが如く、制限せらるゝこと少なし。換言すれば衣食料品の如きは、或る程度を超過して供給せられんか、人が此限度以上に需要せんとする欲求甚だ少なきを以て、或る限界點を越ゆる供給の増加は時に價値に意外の變動を惹起すことなきを得ずと雖も、人が裝飾品の類を需要する場合には、多々益々其多きを欲して止まる所を知らず、金銀に對する需要は一般的にして、其範圍頗る廣しと云ふを得べし。而して金銀の價値は一般貨物に比較して、大に確實なるを得るの理由を存す。第一、金銀の供給が豊富にして、貨幣としての用途を充すに足ると共に、其供給は敢て或る時期に於て過剰と爲らざるの結果、適度の價値を維持し、第二、形量の小なるに拘らず、其有する價値の比較的大なるの結果として、一地方より他地方に運搬するに毫も困難を感じず、此點に於て交換媒介物として適當の資格を備ふるのみならず、斯く運搬に便利なる爲めに、金銀に對する需要と供給とは、地方的關係に於て、最も能く適合して、價値の均衡を維持し、第三、金銀の性質は鞏固にして、妄に消耗せざるを以て、年

來の産出高は累積して其供給高を増加し、之に對する一年の産出高は纔に一小部分に過ぎざるの結果、假令此一小部分の産出高に増減あるも、全體の供給は何等大なる影響を蒙らず、隨て一年の産出高の増減は直に價値に變動を惹起さず。是等の諸點は金銀を貨幣の原材料とし、而して貨幣として、價値の標準たる職務を果さしむるに、最も適當する所以なり。

金銀が性質鞏固にして、耐久力を有し、蒸發せず、腐敗せず、空氣水等の爲めに何等の影響を蒙らず、他の金屬若しくは寶石の類が火力に依て價値の大半を喪失するに反し、金銀は火力に依て鎔解せらるゝも、猶ほ原價値の大部分を維持し、殊に他種の金屬を適度に混和するとき、益々其品質を鞏固ならしめ、又分割に容易にして、然も精密に同一價値の分子に分割し、又之を合成するに、格別の費用を要せざるの諸點は、金銀を貨幣として使用する場合に、第一、流通上損傷毀滅の憂を生ずること少なく、第二、多年間貨幣を流通に付するも、猶ほ能く發行當初と同一の價値を維持せしめ、第三、一般貨物の價値に適應して、價値に高低ある種々の貨幣を鑄造し、第四、正確に貨幣に圖識を施すを得るの利益を生ずるの所以たる可し。茲に於てか貨

幣として最も適當なる資料を求めんか、金銀を外にして之を得る能はず。殊に金屬を貨幣に鑄造して、流通に付する場合には、貴金屬たる金銀を以て主たる貨幣の資料に充つるは當然にして、ジェヴォンス氏が「金銀は其性質上習俗又は法律より獨立して、一般の貨幣たる可きものなり」と斷言したるは敢て誇張の言を以て見る能はず、立論當を得たりとす可し。(FOYER-MONEY, p. 53)

以上は貨幣として、金銀を使用する積極的理由なるが、更に其消極的理由として見る可きものあり。即ち今日の國民經濟に於ける特徴は分業制度の發達之に伴ふ産業の地方的分布、商工業を基礎とする都會と農業に依頼する地方との對立なり。金銀を貨幣とするに先だち、例へば家畜の如き貨物は専ら交換を媒介し、牧畜業時代の經濟社會に於ては大に貨幣たるの用を致したりと雖も、經濟社會は永く斯る單調なる地位に居らず、前記の特徴漸く顯著なるに至らんか、農業社會に屬する人民は平生より家畜を飼養し、又之を農業上の用に使役するを以て、貨幣として使用するに、必ずしも大なる不便を感じずと雖も、其他の社會に至りては然るを得ず。都會に住居して、寸尺の土地をも有せざる商工業者の如き、商品に對して家畜

を得るも、之を如何ともする能はず、却て其處置に苦しまざるを得ず。即ち經濟社會進歩して、分業の發達したる時代には、各種の階級に居る人民が使用價值を有する一の貨物を所有し、而して一方に此貨物を需要する者あるは、期す可からざるの數にして、勢金銀の如き特定の貨物を貨幣とするの必要を生ずるなり。

第五節 貨幣資料の變遷

之を要するに貨幣の資料として使用せらる可き目的物は、經濟社會に於ける特殊の事情に依て定まるものにして、例へば或る種類の金屬の如き、歴史上貨幣の資料として、重要な地位を占め、今日に於ても猶ほ同様の地位に居ると雖も、必ずしも總ての時期を通じて然りしに非ず。又今日各地方を通じて、悉く貨幣の資料に使用せらるゝにも非ず。金銀銅の如き、各種金屬の内に於て、専ら貨幣の資料に供せらるゝものなれども、各地方並に各時期に就て見るときは、或は銅を以て、重要な貨幣の資料としたることあると同時に、或は金を以て、或は銀を以て、之に供用したることあり。即ち貨幣の形態、交換の機關は如何なる場合に於ても、一國商工業

上の状況、國民所得の程度、支拂の金額、其他の事情に適應するを必要とし、貨幣資料の選擇の如き一に標準を茲に求めざる可からず。千二百五十二年フロレンス市が他の諸國に先だち、フロンと稱する金貨を、ジェノア市が同年ジェノヰギアと稱する金貨を鑄造したるが如き、何れも兩都會に於ける商工業發達して、多額の支拂を必要とするに至れるの結果に外ならず。(Shaw, The History of Currency, p. 4)既に然らば貨幣の資料は時勢の變遷と共に異動するものにして、此異動の方嚮を指導するは、二個の原則に外ならず。即ち左の如し。

第一、時勢の推移、經濟状態の進歩と共に、價値の低き目的物より、漸次其高き目的物を貨幣の資新に充てざる可からず。

第二、一國の經濟社會に於ては、價値に種々の等差ある目的物を同時に貨幣の資料に充てざる可からず。

蓋し經濟社會の進歩するに隨ひ、各種取引の金額が増加し、其大を告ぐるは自然の勢なるを以て、斯る取引を決済す可き貨幣も亦價値の高きものならざる可からず。例へば獨逸領亞弗利加に於ては、獨逸貨幣二ブフェニツヒ五分の一に相當す

るペサを以て貨幣價値の單位とし、之に對する銅貨を流通すると雖も、生活の程度甚だ低く、勞働者一日の賃銀は僅に一ペサ乃至二ペサに過ぎざるを以て、斯る銅貨を使用して、流通上に何等の故障を惹起さず、寧ろ鐵錫の類を貨幣の資料とするを以て勝れりとするやも知る可からず。然も國民所得、各種支拂の金額共に大なる文明國に於て、銅以下の金屬を貨幣の資料に充てんか、一の取引を決済する爲めに、重量なる貨幣を授受するの必要を生じ、流通上の不便大なるを免かれず。又經濟社會の進歩すると共に、各種の取引は狹隘なる範圍に限局せられず、廣く各地方を通じて行はる可きを以て、取引を決済するに當り、貨幣を一の地方より他の地方に運搬するの必要を生ず可し。單に一定の地域に於て、個人間に貨幣を授受するに止まらんには、多少の重量も亦之を忍ぶ可しと雖も、貨幣を地方間に運搬するに當て、重量に失せんか、爲めに取引の自由を妨げ、地方間に於て貨幣の需要と供給との投合するを困難ならしめ、貨幣價値の地方的差違の起ることなきを必ず可からず。經濟状態の發達に伴ひ、如上兩種の方面より、小量にして高價値を代表する金屬を貨幣の資料に充てざる可からざる所以にして、他に著しき事情の變化の存せざる

限り、リヴァプール卿の主張したるが如く、貨幣の資料が鐵、錫の類より銅に、銅より銀に而して銀より金に移るは、文明進歩の結果を表明するものと云ふ可きなり。以上の關係より立論するときは、一國の社會に於て、人民が如何なる程度の生活を營みつゝあるか、又其程度は他の社會に比較して、如何なる高低の差あるや、各社會に於て主として使用せらるゝ貨幣の種類並に其額面に依て之を知るを得べし。即ち個人生活費の支出は所得の多寡に依て定まり、所得の少なき者は少額の購買を爲し、少額の購買の行はるゝ社會に於ては小額面の貨幣、又は低廉なる資料より成る貨幣を必要とすればなり。固より一國は習慣、歴史に依り、又は特殊の計畫を以て、貨幣價値の單位を高くすることあると共に之を低くすることあるを以て、兩者の高低は生活程度の優劣を卜する正確の標準とする能はざる可しと雖も、概論としては之を主張するを得るのみならず、貨幣價値の單位を代表する貨幣の外に、如何なる額面の貨幣が主として流通するやは上記の關係を知るの標準たるを得べし。

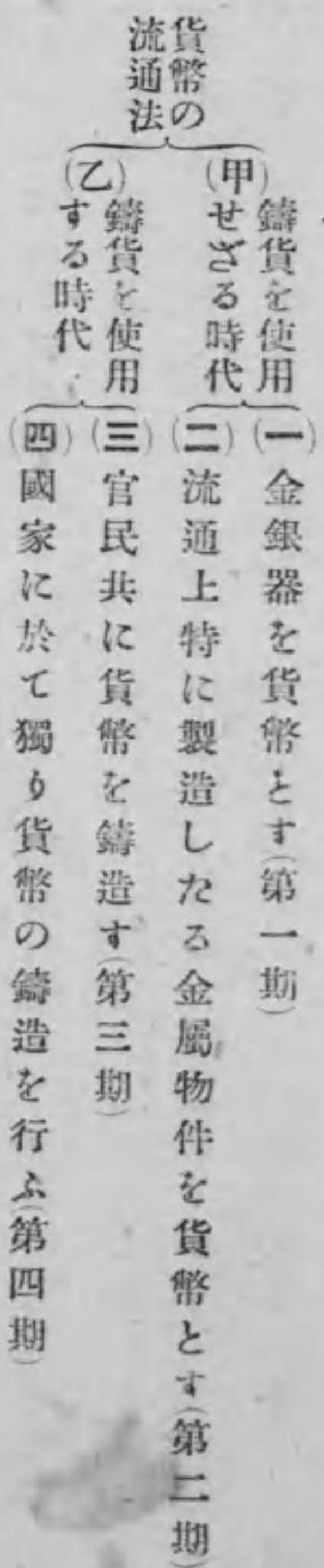
各國が貨幣の資料たる可き貨物を選択するに當り、據る可きの標準以上の如くなりとすれば、千八百七十年以後銀の産出額増加に相次いで獨逸を始め三四の國に於て貨幣制度を改革し、銀に對する造幣上の需要を減縮するや、一般貨物に對する銀の價値に低落を來し、貨幣の資料としての價値を減損するに至らしめたることの何故なるやを解釋するに難からず。即ち銀をして本位貨幣たる地位を失墜せしめたる一事は、銀價の低落を惹起し、斯く價値の低落したる銀は到底本位貨幣の地位を復する能はざるが如く、原因結果相紛糾して、以て金と銀との貨幣上に於ける用途を離隔せしめたり。今日、文明諸國に於ける貨物の生産、分配、消費の狀況若しくは之に伴ふ取引の狀態より云ふときは、貨幣の資料として適當なるは銀に非ずして、金に外ならざるは第一の原則に顧みて何人も異論を挟む能はざる所なり。然も一國の貨幣制度は單に金貨のみを以て之を構成するを得ず。蓋し貨幣を流通し、如何なる小額の取引にも、又如何なる小額の端數を有する取引にも之を適應せしめんとするには、貨幣に種々の種類を存し、貨幣の額面が或は價値の單位を基準として累進し、或は之を標準として累下するものならざる可からず。萬を以て數ふる取引が錢、片、プフェニツヒの取引と相並んで行はるゝは、今日文明國の

經濟社會に實見する所にして、隨て若しも金のみを以て唯一の貨幣資料に供せんか、流通授受に困難不便を生ずるまで之を細分せざれば、取引の用に供する能はざるに至る可し。貨幣をして貨物交換の媒介物として完全に其職務を盡さしめんとするには、斯る状態を以てして、宜しきを得たりとす可からず。單位以上の取引には、金貨を以て之に充つるも、其以下の取引に對して、適宜各種の金屬を貨幣資料に用ひ、以て大小種々の取引と貨幣の價值とを適應せしむるを要す。是れ第一の原則と相俟て注意す可き所にして、近時金を本位貨幣とする國に於て、尙ほ補助貨幣として、青銅、白銅、銀の如き、金に比較して劣等なる金屬を貨幣の資料に供するの理由も亦此點より解釋を下さんには、自ら之を明にするを得べきなり。

第二章 貨幣流通論

第二節 貨幣流通法の變遷

金銀を貨幣の資料として使用するに至りたる後に於ても、貨幣流通の方法が時勢と共に變遷し、幼稚なる制度より漸次發展して、以て今日の制度に推移したるは、明白の事實にして、試に古來より今日に至る流通法を區別するときは、左表の如くなる可し。



前表中第一期に於ては人民は貨幣として金銀器を使用するを以て、其特色とす。此方法に於ては、自然經濟に比較して、聊か勝る所ありとするも、金銀器のものたる、携帶運搬に不便にして、損傷の患多く、交換せらるゝ貨幣の多くに對して、價值高き

に過ぎ、然も之を分割せんか、價值に減損を來すことの大なるものあり。隨て此貨幣流通法は自然經濟に對して、勝るもの大なる能はざるを以て、經濟社會の進歩と共に斯る流通法は永く行はれず。唯今日印度内地の如き、未開地方に於て多年の慣習として土人が農産物の代價として銀貨を收受するや、特に之を鎔解し、銀器を製造して、裝身の具に充て、一旦必要を生ずるや、貨幣として之を使用するが如き舊來の遺風の存するものあり。斯の如き國民習俗の然らしむる所と云へども、一に經濟生活の状態發達せざるに基くものとす可し。故に經濟社會に多少の發達を致すと共に、貨幣の流通法は直に其第二期に進み、貨幣として金屬を使用する爲めに、特に之を直接の使用價值を有せざる物件例へば棒形輪形、延板等に製造し、授受の際其品質を檢定したる後、適宜に分割して之を秤量し、品質と量目とを照合して、其價值を定め、之に準じて貨幣の用を盡さしむ。今日支那に於ては或る品位を有する銀錠の重量を代表する各種の兩を標準として、銀を貨幣に充つるが如き、又千八百五十年前後米國加利福尼亞州に於て、金鑛の發見せられたる際、米國ロッキンギン西に於ては、當時紙幣發行を行ふ銀行なく、加利福尼亞州には纔に移住民又は私人銀

行業者の齎し來れる小額の貨幣存在したるに止まれるを以て、人民は砂金を適宜の量に包裝し、其量目に從て價值を定め、貨幣として之を使用し、千八百五十四年桑港造幣局の設立せらるゝまで此風を存したるが如き、何れも右の適例なり。而して此方法の下に於て、人が貨幣を使用するには必ず秤量の手續を必要とするを以て、斯る貨幣の流通法は經濟學の術語に於て呼ぶに、貨幣の秤量制度 (System of Money by Weight) なる名を以てす。古代貨幣として、漸く金銀を使用するに至りたる時には此方法行はれ、隨て今日と雖も、經濟狀態の幼稚なる國に於て襲用せらるゝを常とす。

以上の秤量制度が廣く各國に行はれたるの事例は現に佛蘭西のリール (現行の法なる名稱の行はるゝ以前に用ひられたり)、希臘のタレント、伊太利のリラ、英吉利の磅等貨幣價值の單位を代表する名稱が何れも銀の重量一封度に相當する辭なるに徴して之を知るを得べし。而して此制度の下に於て棒形輪形、延板等特殊の形態に製造せられたる金銀は、其目的とする所既に貨幣に使用するに在るを以て、商品として其用を爲す能はず。即ち貨幣として交換價值を有し、直接の使用

價值を有せずと雖も、尙ほ之を改造し、商品の材料に供すること甚だ容易にして、些少の費用を投ずれば之を爲すを得るが故に、金銀は一面に於て貨幣たると同時に他の一面に於て商品たるの態を存したるなり。然れども社會の進歩と共に、大小種々の取引の増加するに隨ひ、取引を行ふ度毎に、當事者が貨幣を秤量し、其品質を檢定するが如き、甚だ煩雜にして、取引の敏活を擧ぐるの所以に適ひたりとす可からず。或は有力なる商人の間に於て貨幣として製造せられたる棒形輪形、延板等の金屬に品質を一定し、之に刻印を施すときは、或る程度まで如上の不便を除却するを得べし。現に古代バビロニアに流通したる貨幣は此形式に據り、又今日支那に於て馬蹄銀を流通するに當り、公估局が之を秤量鑑定し、目方並に成色を馬蹄銀の凹部に記入し、之に據て其價值を定むるが如き、亦其一例とするを得べしと雖も、此制度の下に於ても、時に度量衡に不正のものを用ひ、秤量の際に詐欺を逞うするの危険なきを得ず。斯る危険を避けて、大に貨幣の流通を圓滑ならしめんとするには、一定の量の金屬に其有する品位量目若しくは此品位量目に依て定められる價值を刻印し、此價值に準じ貨幣の個數を計算して、一般に流通せしむるの必要を生

ず。換言すれば交換の媒介物として、一種の特定貨物即ち金屬を選択し、之を貨幣に充つる以上は、更に進んで賣買當事者をして其媒介物たる貨幣の量目品質並に是等量目品質に依て定められる價值を確めしむる爲めに特に貨幣鑄造の手續を取るを必要とするものなり。斯く金屬を鑄造して貨幣とするに當り、貨幣流通法は正に其第三期に進めるものにして、經濟學の術語に於て、之を貨幣の個數制度 *System of Money by tales* といひ、而して此制度の下に流通する貨幣を鑄貨 (Coin; Coined money) と云ふ。

然らば貨幣の鑄造なるものは金屬の表面に記號を付し、一定量、一定品位の地金の有する價值を表明する行爲にして、鑄造の技術完全に行はるゝ以上は一種類の鑄貨は必ず同種類の鑄貨と同一の價值を有するを以て、貨幣を支拂の用に供するに當り、人は貨幣の個數に依て價值を算定す可く、敢て量目の秤量、品質の檢定を要せざるに至る可し。斯の如く個數制度の下に於て、貨幣鑄造の事實を生ずるや、交換の目的物と交換の媒介物との間に、明確なる區別設けられ、從來の如く、一個の貨物を以てして、之を交換の目的物に供すると共に、一方には其媒介物に充つるが如

きことなく、貨幣として選定せられたる貨物は單に交換の媒介物たるに止まり且つ之に選定せらるゝ貨物は從來消費享益の用に供せらるゝ有價物ならんか、如何なるものを以てしても其用を爲すを得たると異なり、最も媒介物たるに適する資料を選ばざる可からざるに至るなり。

前論の如く個數制度の下に於て、貨幣を流通するとき、秤量制度の下に於けるが如く、交換の當事者に於て、特に金屬を秤量し、又は其品質を檢定するの手續を費すを必要とせず。社會公衆は金屬の表面に付せられたる刻印又は記號に信用を置き、其表示する價值に準據し、貨幣の個數を計算して、以て流通に充つるが故に秤量制度の下に於けるが如き流通上の不便に接せざるの道理なれども、茲に一考を要するは、此種の刻印には如何なる程度まで信用を置くを得るやの點是れなり。蓋し個數制度の行はるゝ初期に於て、金屬に刻印を施すの行爲は果して何人が之を爲すや。信用ある商人、金屬の品質檢定に熟練を有する金屬商のみが之を行ひ、然も誠意を以て之に當らんか、甚だ可なりと雖も、國家の法令の特に禁止するものなき以上は、貨幣を鑄造する者必ずしも獨り彼等に止まるものとす可からず。苟

も貨幣を授受する者は其何人たるを問はず、自由に其好む所に依り、右の行爲に當る可きが故に、動もすれば不正の輩が實價に比較して不相當なる刻印を地金に施し、實價以上の價值を貨幣に與へて、以て、公衆を欺罔することなきを保す能はず。若しも此種の貨幣にして盛に市場に流通せんか、金屬の表面に於ける刻印に依て表示せられたる價值は毫も公衆をして流通の際に、貨幣に信用を懐かしむるの所以と爲らず。不當の價值の刻印せられたる貨幣を受取りて、意外の損失を蒙る者あると同時に、斯る貨幣を其情を知らずして、他人に交付し、以て自己の信用を傷くる者ある可し。隨て斯る不便を除却するには、授受の度毎に、一々貨幣の量目を秤量し、品位を檢定し、以て其實價を確かめざる可からざるに至る可し。果して然らば貨幣の個數制度は有名無實に歸し、殆ど秤量制度の舊時代に復歸して、人民をして再び其不便を忍ばしめざる可からず。今日金銀商が貴金屬の製作物を賣却するに當り、其原材たる金屬の品質を證明するの目的を以て、純量の割合を表示する數字を「カラット」量にて刻印するの習慣あり。故に金銀製作品を購ふ者は此刻印に信用を置き、純量の割合に依て算出したる金屬の價值に、美術工藝の費用を加へて、

以て容易に製作品の代價の當否を判断し、正當の價値を付するに苦しまず。然るに金銀商に不正の輩多く、刻印を濫用して純量の乏しき金屬に不當の純分を表示する數字を記號せんか、何人も之に信用を置く能はず。製作品を買入るゝに當り、品質の檢定を必要とし、爲めに少なからざる煩勞を感ず可し。金銀製作品の如き、吾人日常の生活に直接の關係なき貨物に於ても尙ほ然り。若しも吾人が平生流通する貨幣に對して、一々品位を檢定し、然る後に其價値を定むるの必要ありとすれば、取引の煩雜を惹起すは勿論にして、爲めに鑄貨を使用するの利益を見る能はざるに至る可きなり。

斯る弊害を防遏するには、如何なる方法を取るを以て可なりとするか。個數制度の下に於て、秤量制度に復歸するが如き弊害を生ずる根本の原因は不信用の輩が濫に貨幣を鑄造し、之に不正の刻印を施すの自由を有するの一事に外ならざるを以て、國家が法令を以て此自由に制限を加へ、刻印を施すの行爲を以て、國家の獨占に歸せしめ、私人をして之に指を染むる能はざらしめんか、自然鑄貨の流通上に不信用を惹起すの原因を除却し得るの道理なること、恰も確實なる度量衡を設く

るに、國家が一定の標準を立て、之に準じて製造せしむるが如くなる可し。ニコル・オレームは數百年前に於て此事を看破し、其貨幣論に於て、貨幣は社會の利益の爲めに制定せらるゝものなるを以て、公人の之を鑄造するを必要とす。而して君主は他の個人よりも公人たるの資質を有すること多きを以て、君主のみをして貨幣の鑄造に當らしむるは、適當の措置なり。但し此事を以て、君主をして通貨の君主たり、領有者たらしむるの意義と解す可からずと論じたり。近代の文明國が固く貨幣鑄造權を獨占し、流通の便宜に適合する形式を以て、品位量目共に確實なる貨幣を鑄造し、其品位量目に準據して價値を定め、此價値を以て、公衆の間に流通せしめ、一方に私人に決して貨幣を鑄造するを許容せざる所以は以上の理由に基くものなり。換言すれば、貨幣は其品質を檢定する方便を有せざる公衆の間に流通するものなるが故に、其品質を確定ならしむる機關に於て、之を鑄造するを必要とし、而して國家は此要件に應ずる唯一の機關たる可く、之を私人の鑄造に託せんか、品質檢定の困難は必ず詐欺の横行を促し、輕量劣惡の貨幣盛に流通して、殊に貧困無智の階級に損失を加へざれば已まず。若しも或る種類の貨幣鑄造に依て、鑄造

者が利益を收むるものとすれば、此利益は國家に歸す可きの道理にして、此點より見るも、國家をして貨幣の鑄造に當らしむるを可なりとするの理由を生ず可し。而して國家の貨幣鑄造獨占權完全に行はれ、又國家が國家たるの徳義を全うして、此權能を運用せんか、茲に始めて貨幣は其表面價值の同一なる以上は、必ず同一の實價を有し、又價值の異なるときには、之に比例して相當の實價を有し、實價と表面價值とを完全に相一致せしむるを期するを得ると共に、或る種類の貨幣に對しては特に其供給を控制し、定位貨幣の形態に據り、實價以上の貨幣價值を有せしむるに難からず。

斯く國家が貨幣鑄造權を獨占するに至て、貨幣流通の方法は漸く其第四期に入れるものにして、此時代に達するまで、貨幣の鑄造流通共に、私經濟の一制度たるに過ぎざりしと雖も、國家造幣權の確立に依て、貨幣の鑄造流通は公共的性質を帶び、國家は貨幣制度を統制して、之を完全なる域に進ましむるを得べし。但し造幣權が國家の獨占到歸したる後に於ても、政府が之を運用する方法を誤まり、國庫收入上の關係より、此權利を私人に貸渡し、又は充分に私人の貨幣鑄造を取締る能は

ずして爲めに貨幣流通の状態を攪亂することなしとせず。斯の如きは造幣權獨占の本旨に反するの甚だしきものなるを以て、深く戒心する所なかる可からず。

第二節 國家と貨幣鑄造權

之を既往の沿革に徴するに、國家が貨幣の鑄造權を獨占するや時に國庫の收入を増加するの意に出でたることなきに非ず。貨幣の品質を劣惡にし、又其量目を低減し、而して之に實價以上の價值を付するが如き、當然供給を控制して適度に止む可き定位貨幣を増發するが如き、各國に其實例の起るを見たること少なしとせず。然も斯の如きは國家に獨占せられたる造幣權を國家自ら濫用するものにして、造幣權獨占の眞目的は之に依て貨幣の鑄造並に流通を完全ならしむるの一事に存すと云はざる可からず。既に然りとすれば、國家が造幣權を獨占する結果として生ずる利益は、第一貨幣の品位量目を統一して、之を明確ならしめ、各種貨幣の間に於ける關係を調節し、貨幣流通上の安全確實を維持して、以て個數制度の利益を全からしめ、第二國家に於て斯く造幣權を獨占する時は、貨幣の鑄造發行に關し

て種々の経験を重ぬるの結果、經濟社會の事情並に貨幣流通上の状態に應じて、最も之に適合する貨幣を鑄造し、之に依て流通上の便宜を收むると共に貨幣の磨滅損傷等流通上に於ける事故を防ぎ、偽造變造其他の不正手段を困難ならしむるを得べく、(第三)國家が單獨に大規模の計畫を以て、貨幣を鑄造するの結果、私人が箇々小規模の機關に於て、鑄造を行ふものに比較して、鑄造の費用を節約するを得べく、(第四)國家が自ら鑄造したる貨幣に對しては、其必然の結果として、法律上法貨たるの資格を附與し、且つ其貨幣は當然盡く貨幣用途の大部分を占むる國庫の收支に供用せらるゝを以て、大に其流通を圓滑ならしむるを得べく、(第五)國家が造幣權を獨占する場合には、或る種類の貨幣に對して、供給に制限を加ふるの必要あらんか、自由に之を爲し、又之を厲行するを得るを以て、貨幣流通の便宜上、實價以上の貨幣價値を或る貨幣に付し、其供給を制限して、表面價値を以て流通せしむるを得るの諸點に在り。是等を以て造幣權の國家獨占到に伴ふ利益の重なるものなりとす。

國家が貨幣の鑄造權を獨占したる場合に、完全に以上列舉したる各種の利益を收め、以て貨幣制度を構成せんとするには、法制上左に掲ぐる施設を講ぜざる可からず。

第一、法令を以て、貨幣の鑄造流通に關する規定を統一す。

第二、私人の貨幣鑄造を禁止し、偽造變造等の不正行爲に對して制裁を設く。

第三、外國貨幣の流通を禁止す。

以上三種の手段を行ふ權利は貨幣制度に於て貨幣鑄造の最上公權 (Münzhoheit; Royal Attributes of Coinage) と稱するものにして、貨幣と共に通貨の一部を成し、或る程度まで貨幣と略ぼ同一の作用を爲す紙幣の發行流通に對しても、國家に於て其權利を留保し、或は政府自ら紙幣を發行し、或は國家監督の下に在る中央銀行に此權利の運用を委託するが如き、何れも紙幣の發行が如上造幣上の最上公權と相關するものあるを以てなり。

今貨幣最上公權の確立に就て我國現行の法制を見るに、貨幣法、貨幣形式に關する勅令、造幣規則は何れも貨幣の鑄造流通に關する規定を統一するの趣意に出で、而して貨幣法は其第一條に於て、貨幣の製造及び發行の權は政府に屬するの規定を設け、一方に刑法第四百四十八條乃至百五十三條に於て、行使の目的を以て貨幣を

偽造變造したる者、行使の目的を以て偽造變造貨幣を收得したる者、收得したる後、偽造變造なることを知りて之を行使し、又は行使の目的を以て他人に交付したる者、貨幣の偽造變造の用に供する目的を以て機械原料を準備したる者を所罰するの規定を設けたり。又獨逸帝國の實例を參照するに、帝國憲法に於て、度量衡、貨幣並に紙幣發行に關する規定は總て帝國政府の監督、帝國議會の議定を要すとして、第四條第三號以て造幣權の所在を明にし、千八百七十三年の貨幣法は之を承けて、帝國政府の制定したる規定に據らずして、各聯邦州が貨幣を鑄造する事を禁止したり(第十一條)。是れ帝國統一前造幣權を有したる聯邦州には既得權として貨幣鑄造の權利を繼承せしむるも、一に帝國の法規に據らしめ、以て造幣權の統一を期したるなり。又合衆國憲法第八條に於ては、議會は貨幣の鑄造、其價值並に外國貨幣に就て規定する權能を有するの條文を置き、千八百三十年より千八百六十年に至る間、デヴォン、北カロライナ、加利福ニア、オレゴン、コロラド等未開の地方に於て、貨幣の不足を補ふ爲め、私に金貨を鑄造する者の續出するや、政府は前記憲法の規定を承け、千八百六十四年六月の法律を以て固く私鑄を禁止したることあり。而

して英國に於ては此點に就て、憲法の成文を存せずと雖も、造幣權が王室に屬する特權の一なること古來一般に承認せらるゝ所なり。

唯今日右に掲げたる外國貨幣の流通を一國內に於て禁止するの原則に對して二個の除外例の存するあり。一は國際間に於ける貨幣同盟條約の成立に由來し、他の一は文明國と造幣權の確立せざる未開國との間に於ける政治上經濟上の關係に胚胎す。先づ第一の關係より説明せんに、千八百六十五年佛蘭西、伊太利、白耳義、瑞西諸國の間に成立したる羅甸貨幣同盟若しくは千八百七十三年並に同五年を以て丁抹、諾威、瑞典三國の間に成立したるスカンデナヴィア貨幣同盟に於けるが如く、同盟條約に於て貨幣の品位、量目、名稱、形體を同一にし、同盟國の間に其共同流通を許容するは、即ち現存する貨幣同盟の實例にして、同盟國間に於ては一國の貨幣は自由に他國に流通するの效果ある可し。第二の除外例は東洋諸國の貿易市場に於ける實例を以て説明するを得べし。即ち今日大英銀弗(British Dollar)、墨西哥弗等が廣く東洋諸國に於て流通し、現に支那に於ては西班牙銀貨、墨西哥弗、合衆國の貿易銀、日本の一圓銀貨、海峽弗等混淆流通し、朝鮮に於ては、明治三十八年一月制

定に係る勅令第一條を以て、光武五年二月の貨幣條例を實施するに當り、條例に規定せる貨幣と品位量目及び形體の同一なる貨幣は總て自國に於ける通用を妨げず、公私の受授使用を許すの規定に基き、右の條件に該當する我國の銀貨は朝鮮に流通し、日韓合邦成立以前に於て、偶然の事情より、我國貨幣の流通區域が朝鮮に擴張せられたるが如き、何れも文明國が政治上經濟上の關係より貨幣の鑄造權未だ確立せず、貨幣制度尙ほ混亂の状態に居る未開國に對して、自國の貨幣若しくは自國貿易の便を擧ぐる爲めに特殊の形式を以て鑄造したる貨幣を流通せしむるの事例とす可し。

然れども斯る特殊の場合を除かんか、一國の貨幣は他の獨立國に於て流通するものに非ず。即ち國際間の關係に於ては、一國の貨幣にして、一旦其國の領域を超越せんか、一個の商品と異なる所なく、隨て國際貸借の状態に依り、一國の貨幣が債務支拂の爲めに、地金と共に他國に流入するときは、其國に於ては全然貨幣たるの效力を有せず、其國の造幣局に於て一定の形式に準據し、改鑄の手續を経たる上更に貨幣として市場に供給せらる可し。此事なる、各國が獨立せる造幣權の下に、各

自の形式に據て、貨幣を鑄造するの結果として、生ずる不便にして、已むを得ざるの數に屬す。唯今日各國の中央銀行又は外國貨幣を賣買する銀行に於ては、取引の範圍廣汎なる國の貨幣にして、品位量目の完全なるものは、外國貨幣と雖も、之を造幣公價に據る價格に換算して、資産に組入れ、中央銀行の如きは之を正貨準備として、銀行券を發行し、他日特殊の國に正貨を輸送する爲めに、正貨の取付起るや、其國の貨幣を以て取付に應じ、又は外國貨幣に對する需要の生ずるを待つて之を賣出すの方法を取るが故に、或る程度まで外國貨幣を改鑄して、自國の貨幣とし、又其或る國に向つて輸出せられたる曉に、再び其國の貨幣に改鑄せらるゝの手續を免かるゝを得べし。英蘭銀行が舊來露國のインペリアル金貨、佛蘭西のナポレオン金貨並に合衆國のイーグル金貨に對しては、改鑄を行はずして、買入の手續に出づるは、人の知る所なり。

國家が貨幣鑄造權を獨占して、完全に個數制度を實行する場合に於ても、必ずしも絶對に秤量制度の跡を絶つものに非ず。前記の如く中央銀行が造幣公價に據る表面價值を以て、收受するは、品位量目の完全なる外國貨幣のみにして、此點に疑

あるものは、總て取引上に其品質の檢定量目の秤量を必要とす可し。況や政府が造幣權の運用を誤まり、貨幣の鑄造に依て不當の利益を收むるの目的を以て、殊更に不良の貨幣を鑄造するか、又は公差、通用最輕量目等に關する規定宜しきを得ず流通の當初より品質劣惡に流れ、或は不良なる状態の下に流通して、回收の道を失するが如きことあらんか、何人も表面價值に據て、貨幣を流通するを好まず、再び貨幣の流通法をして秤量制度の舊に復するに至らしむ可きなり。十六七世紀の奧地利、和蘭、獨逸の諸都市に於て、通商貿易の發達したるに拘はらず、貨幣制度紊亂し、貨幣の品位量目共に錯雜して、流通に堪へ難きに至るや、商人は貨幣又は地金を銀行に預入れ、之に對する振替勘定に依て、取引を決済し、以て貨幣の用を節し、秤量制度の下に正貨を流通するの不便を避けたることあり。然も銀行が當初正貨地金の預託を受くるに當り、之を秤量して價值を決定し、之に對して振替勘定を行ふ以上は、實質に於て秤量制度に復歸したると異ならざるなり。

國家が貨幣の鑄造權を獨占する場合に、自ら其鑄造を行はず、或る條件を付して私人に其事業を請負はしむるの方法あり。現に愛蘭に於て、千七百二十二年デヨ

ーシ第一世の勅令に據り、定位貨幣の鑄造をウォルツァー、ハムプトンの製鐵業者ウッドなる者に請負はしめたることあり。而して鑄造高を十萬五千磅に制限したるに拘はらず、種々の弊害百出し、政府は十四年間毎年三千磅の年金をウッドに交付するの條件を以て、此權利を回收したり。更に最近の事例を擧ぐれば、佛蘭西に於ては、永く政府に於て、鑄造手数料を定め、造幣收益の一部を國庫に交付するの條件を以て、政府監督の下に、私人をして貨幣の鑄造を営ましめ、同國の經濟學者シエザアリエーの如き此制度を稱揚したるが、千八百七十七年五月の法律を以て、私人の請負制度を廢止し、政府自ら之を營むこととしたり。私人企業の特徴とする所は、私人が創始力に富み、利己の念に刺戟せられて業務を刷新するの點に存すと雖も、貨幣鑄造の如きは、事業として是等の特色を應用す可き餘地を有せず、私人をして貨幣の鑄造を営ましむるも、私人の企業に伴ふ何等の利益なくして、却て國家の監督を煩はすこと大なるを以て、寧ろ國家獨占の下に、直營事業とするを以て可なりとす。

或は貨幣の鑄造發行に就ても、極端なる個人主義の原則を適用し、貨幣の鑄造を

私人に一任し、各自の競争に依て、自由に之を發行せしむるときは、品質の完全なる貨幣のみ、流通するに至る可しとの論點より、國家の貨幣鑄造獨占權に反對する者あり。彼のハーバート・スペンサー氏の如き其一人にして、即ち説を成して曰く、吾人が茶、麵麩の如き、日常の必要品を、買入るゝに當り、乾物商をして之を供給せしむるときは、其價最も低廉にして、其品質最も優良なるものを選んで買入るゝの結果、商人は互に競争して、低廉優良なるものを市場に供給するに至ると同じく、貨幣の鑄造に就ても亦同一の状態の下に、同一の結果を見るを得べしと。然れども貨幣の鑄造は此個人主義の原則に對して、一個の除外例を以て目す可きものなり。即ち貨幣のものたる、本來其輾轉授受の間に於て效用を爲し、何人も之に依て直接に消費享益の目的を達せんとするものに非ず。而して貨幣を授受するに當り、特に之を秤量檢定するの手續を要せず、其表面價值に依て流通するを得るものとすれば、何人も勉めて不良の貨幣即ち表面價值に對して實價の乏しき貨幣を流通せしめんとす可く、隨て此種の貨幣は甲より乙に、乙より丙に盛に流通する其反對に、實價の完全なる、若しくは表面價值に對して實價の割合大なる貨幣は一旦人の手に

入るや、或は鎔解の上、地金として使用せられ、或は地金價格を以て外國に輸出せられ、不良の貨幣のみ、獨り市場を專にするに至る可し。ジェヴォンス氏が貨幣を以て自由競争の目的物たらしむるに、最も不適當なる貨物なりとしたるは、動かす可からざる眞理にして、前記の弊害を絶ち、貨幣の價值を完全に維持するには、國家をして鑄造權を獨占せしむるを必要とす。貨幣をして自由競争の目的物たらしむ可しと云ふ所説の如き、グレシヤム法則の作用を理解せざるに基くの觀なしとせず。此點に就ては後段グレシヤム法則に關する説明を參照す可し。

第三節 法貨制度

國家が貨幣の鑄造權を獨占して、私人に其鑄造を禁止し、自ら鑄造したる貨幣を流通せしむる場合には、必ず之に法律上強制流通の效力を與ふるを以て、貨幣制度の要目とす。強制流通の效力と云ふは、當事者間に於ける契約に、反對の意思の存せざる限り、債務者が自由に債務辨済の用に供し、債權者に於て其交付を拒否するを得ざるの意にして、此效力を有する貨幣を稱して法貨とす。固より私人が他人

と契約を締結する場合には、當事者間の合意ある以上は、如何なる種類の貨幣をも貸借の目的物に充つるを得べく、單に内國の貨幣のみに止まらず、外國の貨幣をも其目的物とするを得べし。又單に貨幣のみを貸借の目的物とせず、農業に於ては小作料を支拂ふに貨物を以てし、勤勞を以てするの例甚だ多し。然るに法律を以て特に法貨に就て規定する所以は、契約に於て特別の意思の表示せられざる場合に、何ものを以て契約を履行す可きか、其目的物確定せず、其不確實なるが爲めに、貸借の關係に於て多く弱者の地位に居る債務者が強者の地位に立つ債權者より當時價値の比較的高き貨幣を以て、債務を辨済することを強要せられ、社會に於ける正義的關係を攪亂するに至るが故に、貸借履行の目的物を確定し、社會の一階級をして他の階級の壓迫を蒙ることなからしむるの趣旨に基くものなり。故に契約に於て、當事者が特殊の貨幣を指定したる場合には、其法貨の資格を有すると否と、將た又他に法貨の存在すると否とを問はず、指定せられたる貨幣を以て、契約を履行せざる以上は、債務を辨済したるものと云ふ可からざるなり。貨幣は法貨の資格を有せざるも、人民の約定に依て能く流通することある可し。然も國家が或る

貨幣に法貨の資格を付與するや、其債務辨済の目的物たるの故を以て、之に對する需要を増進す可く、又國家は法貨を以て國庫金の收支を行ふ可きが故に、國家が貨物勤勞の購買者として將た又貨幣の收納者として、重大なる地位に立つの關係より、法貨たる貨幣の流通を圓滑にし、貨幣に關する制令をして有效のものたらしむるを得るなり。

今日各國の慣例を見るに、合法貨幣 (Lawful money) 即ち貨幣法、造幣規則等に準據して鑄造せられたる貨幣には、法貨たるの資格を付與するを常とすれども、尙ほ合衆國の如き永く銅貨に此資格を付與せざりしことあり。然も當時銅貨の流通したるは、人民が貨幣流通上、銅貨を便宜とし、之に對して相當の需要の伴ふものありたるを以てなり。

國家が法貨たる資格を付與するには、金銀貨並に金銀以外の金屬を資料として鑄造したる貨幣の内にて、如何なる種類のものを選択す可きや、法律上より云ふときは、此事たる全く國家の自由に屬す可しと雖も、經濟上より云ふときは、自ら一定の原則の存するものあり。而して法貨選定に關する制度は之を分ちて、單法貨制度

(Single Legal Tender System) 複法貨制度(Multiple Legal Tender System) 混合法貨制度(Composite Legal Tender System) の三種とするを得べし。單法貨制度とは單一の貨幣を法貨とし、反對の意思の表示せられざる限り、總ての契約の履行をして此貨幣に據らしめ、他に貨幣の發行せらるゝものあるも、法貨に對する市價を以て流通せしむるものを云ひ、複法貨制度とは國家に於て二種以上の貨幣を指定し、法律を以て相互に比價を決定し、契約を履行するに、是等貨幣の孰れを以てするも、一に債務者の自由に一任するものを云ひ、混合法貨制度とは、國家に於て一種の貨幣を選定して主たる法貨とし、金額の大なる取引は總て之に依て決済せしむるも、一方に之と金屬の異なる數種の貨幣を指定し、其金額を制限して、主たる法貨と同價に於て法貨の效力を有せしむるものを云ふ。單法貨制度に據り、單一の貨幣を法貨とするときは、貨幣の授受流通を簡單明確ならしむるの利益甚だ大なりと雖も、斯く法貨の資格を付與せられたる貨幣の價値の高低如何に依て、法貨をして貨幣たるの職務を盡さしむるに困難を生ずることなしとせず。即ち一國の經濟社會に於ける取引には金額に於て大小の差別あるを以て、若しも法貨たる貨幣の價値にして、高

きに失するときは、少額の取引に對して、交換媒介物たるの作用を致す能はざるが如く、貨幣の價値にして低きに過ぐるときは、大額の取引を決済するに多額の貨幣を授受するの必要を生じ、爲に貨幣の運搬授受を不便ならしむ可し。即ち交換の媒介物をして一國に於ける所得の程度、物價の平準に適應せしむるの原則に反し、分割の自由なる金屬を貨幣資料に供用したるの利益を收む可からざるの道理なり。而して一種の金屬は之を貨幣の資料として分割又は合成するに當り、自ら一定の限度を存するを以て、一種の金屬より大小數種の貨幣を鑄造するも、必ずしも盡く社會に存在する所得の程度、物價の平準に適應したる貨幣を得べきに非ず。茲に於てか法貨には一種の金屬を大小適宜に分割して、數種の額面の貨幣を鑄造し、以て之に充ると同時に、貨幣資料として、數種の金屬を使用し、更に大小額面の貨幣を鑄造し、各種の取引に對して、適宜支拂の用に供せしむるを以て、貨幣流通上最も必要なる處置なりとす。即ち一國の貨幣制度が或る程度まで進歩するや、單法貨制度廢棄せられて複法貨制度之に代る所以にして、現に各國の事例に徴するに、實際に一方より他方に轉じたるの事實あり。即ちジエヴォンス氏の説明する所

に據るに、英國に於ては、エドワード第三世(一三二七—一三七七年)の時代まで、銀貨を單一の法貨とし、露西亞並に瑞典は十八世紀の當初尙ほ銅貨を以て、單一の法貨としたるが、斯る制度を實行して、貨幣流通上に不便を生ずるときは、人民は勢之を免がれんが爲めに、各自流通に適當なりと認むる貨幣を流通するが故に、國家の造幣權獨占と兩立する能はざるの結果を見る可し。

複法貨制度の下に於ては二種又は二種以上の金屬を資料として貨幣を鑄造するが故に、貨幣の價值をして社會に存在する大小各種の取引に適應せしめ、交換媒介物たる職務を致すに遺漏なきを得せしむるが如しと雖も、國家が始め是等各種の貨幣の間に定めたる比價にして、各種貨幣の含有する地金に依て定まる比價と相違せんか、一々之を改定するを必要とす可く、此改定を怠るときは、地金の價值に比較して低き貨幣價值を有する貨幣は鎔解せられて、地金と爲り、地金の價值に比較して高き貨幣價值を有する貨幣のみ流通上に地位を占め、貨幣流通の状態混亂するは勿論、數種の金屬を資料とする貨幣を法貨とする複法貨制本來の趣旨を没却するに至らざるを得ず。

茲に於てか複法貨制度の缺點を避けて其長所のみを收むるの趣旨を以て、混合法貨制度なるもの、採用を見るに至れり。即ち一種の金屬より成る貨幣を價值の本位とし、之に主たる法貨たるの資格を付與し、他種の金屬より成る貨幣は單に流通の便宜を擧ぐる爲め、定位貨幣の形式に於て鑄造し、單に或る範圍内に於て、金額を制限して、法貨たるを得せしむ。既に是等の貨幣にして、定位貨幣の形式に據るものなる以上は、後に説明するが如く、貨幣の含有する地金の市價は其貨幣價值に當らず、却て其以下に居り、貨幣價值は法律上同價を以て、流通することを保證せられたる本位貨幣に依て律せらるゝが故に、複法貨制度に於けるが如く一種の法貨を鎔解して地金とし、又此地金を外國に輸出するも、鎔解者又は輸出者に何等の利益を與ふることなく、隨て數種の法貨は一の法貨制度の下に於て、相並んで流通し、各々貨幣たるの用を全うするに至るものなり。

然らば混合法貨制度に於ては、其制度の下に流通する數種の法貨の流通上に於ける關係簡單明確にして、一定の秩序を維持するを以て、其第一義とすること明瞭なり。即ち數種の法貨が各々一定の價值を保ち、且つ相互の間に於ける價值の關

係確實にして、始めて法貨制度の趣旨に適ひ、混合法貨制度の長所を發揮したるものと云ふ可し。蓋し貨幣が廣く人民の間に流通して、完全に其職務を盡すには、貨幣を收受したる者が其之を收受したると同一の價值を以て、再び他に供用するを得るの保證あること最も必要なり。若しも流通上に此保證を缺き、數種の法貨が其表面價值を標準として流通せず、或る種類の貨幣は他種類の貨幣に對して、割引を以て流通し、又他の貨幣に對して、打歩を以て流通し、然も其割合にして常に變動せんか、何人も貨幣の授受に就て、意を安んずる能はず、其流通上常に損得を來して、非常の危険を招き、法貨の種類多きに伴ふ利益を收むる能はざる可し。複法貨制度に於て、法貨の種類多きは可なり。唯價值の點に於て、數種の法貨が同價流通 (Circulation at parity) を維持するは、最も必要にして、此必要に應ぜしむるには、混合法貨制度に據らざる可からず。此制度に依て、單法貨制度と複法貨制度との長所を一制度の下に並び立たしむるを得るなり。

既に然る以上は、混合法貨制度に於ては、數種類の法貨の中に於て、如何なる貨幣を取つて、貨幣の本位とし、貨幣價值決定の基本とす可きやを決定せざる可からず。蓋し混合法貨制度の利益は價值の異なる數種の貨幣を法貨として、大小の取引に供し、貨幣流通上の便宜を擧ぐるの一事に存すると雖も、之と同時に數種の貨幣が互に錯雜して市場に出て、貨幣資料たる金屬に對する需要並に其供給の關係に依て、價值に變動を生ずるとあらんか、流通上に生ずる困難尠ならざるものある可きを以て、斯る困難を除却し、完全に混合法貨制度の利益を擧げんとするには、法貨の内にて、特に貨幣價值の本位たるものを選定するを必要なりとす。本來貨幣が其職務の一として、價值の尺度なる以上は、其作用を爲すに當り、貨幣の價值に依て、萬般貨物の價值を測定し、而して之を表示せざる可からず。此表示の爲めに用ゆる稱呼を貨幣價值の單位と云ふ。日本に於ける圓、英國の磅、獨逸の馬克、佛蘭西の法の如き、即ち貨幣價值の單位にして、總て價值は此單位を標準として、表示せらるゝものとす。斯く貨幣價值の單位に對する稱呼にして定まれる以上は、此單位は如何なる量の金屬を代表するや、貨幣法に於て所謂造幣本位 (Mint Standard) なるものを決定せざる可からず。此金屬の定量は貨幣の價值を決定し、隨て貨幣に依て表示せらる可き萬般貨物の價值を左右すること論を俟たず。而して貨幣が此

定量に相當する純量の金屬を以て鑄造せられたるときには此貨幣は其額面價值に相當する實體價值を有し、萬般貨物の價值を測定する尺度と爲り、他の貨幣の價值を律するの地位に立つ。此貨幣を本位貨幣と稱し、一種の金屬より成る貨幣を本位とする制度を單本位制と云ひ、二種の金屬より成る二箇の貨幣を本位とする制度を複本位制と云ふ、從來文明國が單本位制を取る場合には、金銀の内、孰れか其一を選ぶを常としたるが、近年銀單本位制は實際に行はれず、複本位制に於て、貨幣價值の單位に對する金屬の量を定むるに當り、金並に銀の兩者を以てするが故に、双方の定量に就て、金銀貨の間に比率を生ず。之を複本位制の法定比價と云ふ。

我國現行の貨幣制度に就て、貨幣價值の單位並に貨幣本位制を説明せんに、明治三十年法律第十六號貨幣法に據れば、其第二條に左の規定あり。

純金の量目二分を以て、價格の單位と爲し、之を圓と稱す。

即ち我國に於て、貨幣價值の單位たる稱呼は圓にして、總て貨物の價值は圓に依て表示せられ、物價を表現す。而して右の規定に據れば、貨幣價值の單位は二分の

純金より成るものなるを以て、我國現行の貨幣本位制度は即ち金單本位制なることと明白なり。而して純金二分は量目に於て、輕微、形體に於て、寡少なるを以て、額面一圓の金貨を鑄造する能はず。唯、額面一圓に付き、純金二分の割合に従ひ、五圓金貨は其五倍、十圓金貨は其十倍、二十圓金貨は其二十倍の純金を以て、鑄造するの規定なり。(貨幣法第六條故に本位金貨の含有する純金の量目は、其表面價值の多寡に従ひ、一圓に付き、純金二分の割合に依て定まるものにして、隨て物價一圓の貨物は純金二分に相當する交換價值を有するの道理なり。

本位貨幣は貨幣價值の單位に充てたる金屬の定量に準據して、鑄造せられたる貨幣なること、前論の如くなるが、茲に注意を要するは、鑄造上の實際に於て、貨幣は金屬の純量のみを以て鑄造するを得ず、純量の外に、必ず或る劣等金屬を混和して、鑄造の用に供するの一事なり。例へば我國の貨幣法に於て、一圓は二分の純金に相當するの規定なりと雖も、五圓金貨を鑄造する場合には、純金二分の五倍即ち一匁の外に一分一厘一毛の劣等金屬を混和するが故に、五圓金貨の量目は一匁一分一厘一毛と爲る可し。(貨幣法第六條)斯く貨幣の鑄造上、純分に混和する劣等金屬

を雜分(Alloy)と稱し純分と雜分との和を貨幣の量目又は全量目(Weight)と云ひ、量目と純分との割合を貨幣の品位(Fineness)と云ふ。

何故に貨幣を鑄造するに當り、金屬の純分の外に、雜分を混和するの必要ありや。其理由とする所は、(一)本來金銀の如き貴金屬は純分の儘にては、其性質柔軟に過ぎ、流通上磨滅損傷するの患甚だ多きを以て、金貨、銀貨、白銅貨等には銅を以て、青銅貨には亞鉛の類を以て、雜分に充て、之を混和して、或る程度まで金屬の物質を鞏固ならしむるの必要ある可く、(二)斯く貨幣の性質柔軟に過ぐるときは、流通の際、變造の手段に罹り易きを以て、此點より見るも、金屬を鞏固にして、斯る惡手段の行はるゝを防遏するの必要ある可く、(三)金屬の純分のみを以てしては、金銀の如き少量を以て高度の價值を代表する資料を貨幣に充てんか、之を鑄貨としたる場合に、形體小に過ぎて、受授に困難を訴ふるを以て、或る程度まで劣等金屬を混和し以て貨幣の形體を適度にするの一助たらしむる等種々の必等に基くものなり。

貨幣の雜分として如何なる種類の金屬を使用す可きか、各種類の内に就て選擇の標準とす可きは、左の條件の外に出でざる可し。

(一) 純分と混和して、其色澤を傷けざること。

(二) 屈伸自在にして、他の金屬と混和し易きこと。

(三) 混和して、他の金屬を脆弱ならしめず、又混和の形跡を現はさざること。

以上の條件を標準として、雜分に供用せらる可き各種金屬の性質に就て考ふるに、金貨に對する雜分として、銀を使用するときは、最も屈伸の自在なる混和物を得べしと雖も、金貨の色澤を害するの嫌あるを以て、實際に使用せられず。之に反して銅は屈伸自在の性質を有するに、加ふるに、金屬を鞏固にし、又之に耐久の性質を與ふるの特色を有するを以て、金貨にも、又銀貨にも、一般に混和物として使用せらるゝなり。

貨幣の純分に雜分を混和するの目的は、主として貨幣資料たる金屬の性質を鞏固ならしむるの一事に存するを以て、混和の程度を定むるに當ても、此必要に應ずるを限度とし、決して其多きに上るを必要とせず。今此點に就て内外諸國の實例を見るに、二種の區別の存するを認む可し。第一は本位貨幣の量目に對する雜分の割合を千分の百とし、即ち貨幣の品位を九百位とするものにして、日本、獨逸、瑞典、

諾威、合衆國、羅甸同盟諸國の制度は盡く之に屬す。第二は品位を十二分の十一即ち九百十六位三分の二とするの結果、雜分混和の割合を千分の八十三、三分の一とするものにして、英吉利、葡萄牙、土耳其の諸國之に屬し、露西亞は千八百八十六年の貨幣法に於て九百十六位三分の二の制を改めて、九百位の制に移れり。双方共に僅少の差違にして、孰れを可なりとするやは學說上より一定の判斷を下す能はず。九百位の制を取るは、十進一位の算法に據り、量目の十分の九を純分とするものにして、簡單明瞭なるを以て、特色とす可く、又九百十六位三分の二の制を取るは、金の純量を測定する標準二十四カラットの内、二の雜分を加へて、二十二を純分とし、量目二十四に對する純量二十二即ち十二分の十一に依て、品位を算出するものなり。英國は從來屢々學術上の試験を重ね、之を以て最も適當なる雜分混和の程度なりとし、ウキリヤム、ジェイコブの如き、英國の本位金貨は他の歐洲諸國に於て鑄造せらるゝ金貨に比較して、磨滅を蒙ること少なきを斷言し(W. Jacob-Inquiry into the Precious metals, p. 992)、獨逸のゼートベール氏が先年試験したる所に據るも、九百十六位三分の二の方、九百位に比較して、鑄造に容易にして、且つ磨滅の割合少なきの事實なれども、十進一位法の

普及せる結果として、英國の外に此方則の行はるゝを見ず。

本位貨幣の量目品位に關する我國貨幣法の規定左の如し。

貨幣法第五條、一金貨幣純金九百分、參和銅一百分

同法第六條、貨幣の量目は左の如し。

- (一) 二十圓金貨幣四匁四分四厘四毛四一六グラム六六六五 (二十圓金貨幣二匁二分二厘二毛八グラム三三三三三三) (三) 五圓金貨幣一匁一分一厘一毛四グラム一六六六

補助貨幣の雜分は本位貨幣に於ける雜分と異なり、單に金屬の性質を鞏固ならしむるのみに止まらず、時に雜分の混和に依て、貨幣の實價を低減するの目的を有するを以て、現に我國の如き補助銀貨の品位は之を額面の多寡に依り、八百位乃至七百二十位とし、佛蘭西以下羅甸同盟諸國に於ては、品位を八百三十五位とし、本位貨幣に比較して、多量の雜分を混和せしむるの實例多しとす。

最後に一の注意を要するは、鑄貨の價值を算定するに當り、雜分は全然計算外に置き、單に純分のみを以てすることは是れなり。英國本位金貨の雜分たる銅の價格

は純分に對して、一萬一千分の一に相當す可しと雖も一萬一千箇の金貨の價值を算定するに當り、特に一磅の價值を加重せざるなり。

第四節 貨幣制度に於ける定位貨幣の地位

前論の如く本位貨幣の純量は貨幣價值の單位に充てられたる金屬の定量と相一致するものにして、貨幣自身完全なる實價を有し、其實價は必ず貨幣の表面價值と相等しきを原則とす。本位貨幣が眞實價值の尺度として、貨物の價值を測定するは、此關係に基くものなり。之に反して定位貨幣(Token money)と稱するは、其實價が表面價值よりも低き貨幣にして、唯法律上本位貨幣と相並んで、同價を以て流通するの保證あるが故に、表面價值に依て交換の媒介物に供せられ、又貸借の標準に使用せらる。換言すれば定位貨幣なる名稱は貨幣價值が貨幣の主として含有する金屬の市價よりも高きこと、鑄造費以上に及ぶ總ての貨幣に適用せらる可く、造幣收益の實在を以て、其特質とするものなり。

何故に國家は本位貨幣の外に、定位貨幣を鑄造發行するや。本位貨幣の額面は

貨幣價值の單位を基準とし、之を一倍し二倍し、若しくは數倍したる程度に置くを常とす。我國に於て貨幣價值の單位が圓にして五圓、十圓、二十圓の金貨あるが如し。然も如何なる社會に於ても圓以下の價值を以て表示せらる可き小額の取引あり、而して此種の取引は國民日常生活に於て、金額の大なる取引に比較して、更に重要な關係を有せざるを得ず。國家が本位貨幣の外に、特に數種の金屬を選定して、本位貨幣よりも額面の低下せる貨幣を鑄造する趣意は、本位貨幣を以てしては、其價值の高きに過ぐるの結果、交換の媒介たるの職務を盡すに不適當なる小額の取引の需要に應ぜしむるが爲めにして、其流通は日常幾多の取引に關係する所甚だ厚きものあり。國際貸借の關係より、本位貨幣が時に外國に流出し、債務國が之に依て債權國に對して債務を支拂ふは、國際間に於ける貸借關係を決済する方法として、必要已むを得ざる所に屬すと雖も、本位貨幣と共に、上記の如く特に内國小取引の用に供せらる可き貨幣が外國に流出し、又は金銀市價の變動に依り、兩替商、金銀地金商等の手を経て、鎔解せられて、地金と爲り、或は外國に輸出せらるゝが如きことあらんか、日常の小取引を行ふ貨幣の供給忽にして不足し、國民生活

上に困難を及ぼさざれば已まず。殊に本位貨幣の不足に對しては或る程度まで信用證券の流通に依て之を補ふを得るに反し、貨幣價值の單位以下を代表する貨幣に對しては何等之に代る可きものを存せざる場合に於て、不便困難の大なるものある可し。現に米國の如き、千八百五十三年まで、銀貨の額面の高低に依て、其含有する純量の割合に、何等の差別を設けず、一弗に付き量目四百十二グレイン餘、品位九百を基準として、各種銀貨の量目を決定したるが故に、小額面の銀貨は大額面の銀貨と同一の實價を有し、隨て千八百五十年前後加利福尼亞並に濠洲に於て金鑛發見せられ、金の產出額増加して、金銀市價に變動を生じ、銀貨を所有する者は之を貨幣として使用するよりも、地金とするを利益とするに至るや、大小額面の銀貨相並んで外國に流出し、殊に小額面の銀貨の流出したる爲めに、日常の取引に非常の困難を醸し、又佛蘭西、白耳義、瑞西の諸國も、羅匈貨幣同盟成立以前に於て、同一の困難に接したること、貨幣制度の歴史に於て、著明の事實なりとす。貨幣流通上には是等の危険を絶ち、額面の小なる貨幣を常に國內に留保し、以て流通の用に供せしめんとするには、其實價をして、或る程度まで表面價值より低からしめ、以て定位貨幣

の形式に據て、鑄造するを必要とす。然らば一定の限度内に於ける金銀市價の變動を以てしては、定位貨幣を地金として使用せんか、使用する者に損失を加ふるを以て、何人も之を流通以外に驅逐せざるに至る可きなり。

如上の理由に比較するときは、稍や重要な程度に於て異なるも、尙ほ附隨の利益として、掲ぐ可きは、凡そ一國に於て、本位貨幣の如き實價と表面價值と同一なる貨幣を鑄造流通するときは、其流通に費用を要すること多きに反し、或る種類の貨幣に對し、流通上故障を生ぜざる限り、其實價を低減するは、貨幣流通上の費用を節約するの一法たるを得ること是れなり。

定位貨幣を流通せしむるの方法は從來貨幣に関する知識の發達せざりし時代には、學者の注意する所と爲らざりき。唯ウキリヤム、ベツチーは千六百九十一年、シヨン、ロツクは千六百九十三年、何れも一種の金屬を本位貨幣とし、他種の金屬を定位貨幣として、本位貨幣の作用を補助せしむるの説を唱出したるが、最も明確に定位貨幣の理論を説明したるは、サー、ジョン、バーナードにして、千七百五十九年、銀貨不足に對する意見(Sir John Barnard, Thoughts on the Scarcity of Silver Coin.)と題する書冊に於て、銀貨の量目を低減

して、之を定位貨幣たらしめ、且つ法貨たらしめず、銀貨の自由流通を維持するに必要なるより以上の銀貨を發行す可からざることを論じ、續いて千八百五年リッア・ブール卿が貨幣論を著すや、熱心に其理由を詳説したる結果、遂に英國政府をして千八百十六年金貨本位制の施行に際し、定位貨幣の形式を以て、銀貨を流通するに至らしめたり。

定位貨幣の實價を表面價值に比較して、低下するは大體以上の理由に基くものなるが、之を低下するには、如何なる方法を取る可きか。此點に就ては、三種の區別あり。第一、定位貨幣の品位を低下し、量目中に特に多量の劣等金屬を混和するもの、第二、定位貨幣の量目其ものに低減を加ふるもの、第三以上兩種の方法を併用するもの是れなり。銀單本位制又は複本位制の下に、本位銀貨の存在する國に於て、定位貨幣の形式に據て、銀貨を鑄造する場合には、本位銀貨の品位又は量目を標準とし、定位銀貨の品位量目を本位銀貨の品位量目の一方又は其双方よりも低からしむれば可なり。即ち獨逸並に合衆國に於て定位銀貨の規定を設くる際、其品位は當時の本位銀貨に於けると同じく、之を九百位としたれども、其量目は之をター

レル銀貨又は一弗銀貨に比較して低減し、佛蘭西は之に反して、一法銀貨の量目は五法銀貨に比較して、同一の割合を保つと雖も、後者の品位九百位なるに對し、前者の品位は之を八百三十五位とし、複本位制實施の時代より、額面一法以下の銀貨をして定位貨幣たらしめたり。而して純然たる金單本位制の國に於て定位貨幣の實價を定むるには、時の銀塊相場を標準とし、定位貨幣の包含する銀地金の純量をして之を銀塊相場に換算して、同一額面の金貨の價值と同等に達せしめざるを限度とすれば可なり。茲に於てか、英國の如き本位金貨の品位九百十六位三分の二なるに對し、定位銀貨の品位は標準銀の品位に従ひ、九百二十五位にして、後者の品位、前者に勝れるに拘はらず、定位銀貨の純量は在來の銀塊相場に換算して、曾て同額面の金貨の價值と同等程度に達したることなく、又我國の如き定位銀貨に對しては、本位金貨に於けるよりも品位を低下し、量目と相併せて本位金貨に對する價值を低下せしむるの方法を取れり。

定位貨幣の實價を低下する前記三種の方法中、孰れを取るを以て可なりとするか。各國共に舊來の慣行に支配せられて、今日に至れるものにして、原則として統

一する所あるを見ずと雖も、單に量目の削減のみに依て、實價を低減するときは、定位貨幣の形體を過小ならしめ、爲めに流通上に不便を醸すの恐あるを以て、之を避くるの必要より、同時に品位をも低下し、多量の劣等金屬を混和して或る程度まで形體の大を維持せしむるも亦一策たるを失はず。我國に於て定位銀貨の品位を八百位と七百二十位との二種に區別し、額面の小なる定位銀貨には劣等なる品位の下に、其形體の過度に小ならんとするに至るを防ぐに勉めたるが如き、亦一策とす可し。

定位貨幣中、銀貨の價值を低落せしむる方法に就て論じたる所は白銅貨、銅貨に對しても亦之を應用するを得べし。

斯く定位貨幣の實價は其表面價格に比較して低きに居るを常とすれども之を發行する國家にして適當なる統制を加へ、其供給をして需要に超過せしめず、且つ法律上本位貨幣と同價を以て流通するの保證を與へ、國庫に於て同價を以て國庫金の收納に收受する場合には、實價と表面價值との差違如何に拘はらず、能く表面價值を以て流通するを得べし。即ち定位貨幣自身に完全なる實價を有するに非

ず、本位貨幣の徵表と爲り、本位貨幣に依て其價值を律せらるゝが故に、此名稱を付せらるゝものにして、又主として國內小取引の用に供せられ、本位貨幣の交換媒介物たる作用を補助するの故を以て、補助貨幣なる名を有す。

定位貨幣と補助貨幣とは之を同一視するを得るか。今日文明國の貨幣制度を概覽するに佛蘭西以下羅甸同盟諸國の五法銀貨、合衆國の一弗銀貨の如き、自由鑄造停止の下に、實價以上の表面價格を有して市場に流通し、一種の定位貨幣たるの地位に居れり。又墨西哥、弗拉賓、海峽殖民地、印度等金爲替本位制の下に、貨幣制度を改革したる諸國の銀貨も亦同様の地位を占む。是等は其額面の高き點より、決して補助貨幣と同一視す可からず。然も定位貨幣の實價を有する以上は、定位貨幣と補助貨幣とを同一體のものとし、定位貨幣即ち補助貨幣と云ふ能はざれども、尙ほ佛蘭西の五法銀貨其他の大額面銀貨が定位貨幣たる地位を保ちて、流通するは、要するに貨幣制度に於ける一種の變態に屬す。而して一方に定位貨幣の性質を有するは實に補助貨幣の特徴なるを以て、定位貨幣の原則を論ずるに當て、専ら補助貨幣を研究の主體とするは、道理ありとす可し。

定位貨幣の中にて、其額面の貨幣價値の單位以下なるの關係より、補助貨幣たるの地位を占むるものには、一國本位制度の如何に拘はらず、銀、銅、白銅等の諸金屬を以て、之に充つるを各國の通則とす。而して斯く表面價値に比較して、實價の低き貨幣を鑄造發行するときは、國民經濟上に如何なる影響を及ぼすや。補助貨幣の供給が其需要に適合し、本位貨幣と同價を以て、流通する場合には、固より何等影響の見る可きものを存せずと雖も、一旦供給過剰の爲めに、其價値低落し、表面價値に依て流通せざる場合には、影響の及ぶものなき能はず。蓋し補助貨幣は本位貨幣と額面の金額に於て異なり、又次項に於て説明するが如く、法貨たる金額に一定の制限あるを以て、其供給が需要に超過するも、補助貨幣の流通價値が實價を下るの程度に達せざる限り、外國に流出せず、又本位貨幣を海外に驅逐して、貨幣全體に於ける需給の調節を期する能はず。隨て、供給の過剰と共に補助貨幣の價値は其實價に近づく點まで低落するの傾を生じ、其低落の程度に應じて、本位貨幣に交換するに打歩を付せざる可からざるに至り、同價流通の状態は爲めに打破せらる可し。而して斯る貨幣流通状態の擾亂が國民經濟上に生ずる影響は、其物價に及ぼすも

のと國民所得の分配に及ぼすものと二種に區別せざる可からず。

補助貨幣の價値低落に依て、特に影響を蒙るは、各種物價中、小賣商品の賣價に外ならず。小賣商人は平生消費者に對して、直接に小賣取引を營み、商品に對して補助貨幣を收受すると雖も、一方に卸賣商人に對して、商品の代價を支拂ふには、本位貨幣を以てせざる可からざるが故に、補助貨幣を本位貨幣に引換ふるの必要に接す可し。然るに其引換に際して、打歩を支拂はざる可からずとすれば、其打歩だけ小賣商品の賣價を引上げて、負擔を消費者に移さんとするは、當然の成行にして、補助貨幣増發の結果は直に小賣相場に現はれ、其騰貴を促すに至る可し。然も小賣取引を行ふに當り、商品の購買者が補助貨幣のみを代價の支拂に充てず、本位貨幣をも混用することある可く、斯る場合と補助貨幣のみを以て支拂を爲す場合とを比較せんか、當然前者に於ては、後者に於けるよりも小賣相場を低廉ならしむ可きの道理にして、要するに小賣相場の上に非常の混亂を免かれざるなり。現に合衆國に於て、千八百七十二年政府が四千萬乃至五千萬弗まで、補助貨幣を發行したる爲めに、忽にして其過剰を來し、小賣相場を上進せしめたるは、著名の事例なり。(Summ.)

History of America-
an Currency, p. 302.)

斯の如く補助貨幣の價值低落したる結果として、小賣相場の騰貴したる場合に、儲者の如き自己の貨物を賣却して得たる本位貨幣又は兌換券を賃銀として労働者に支拂ふ可き補助貨幣に引換ふるに當り、或る打歩を收むるを得るの故を以て、小賣相場の騰貴したるだけ、賃銀を増加し、労働者亦之を請求せんか、補助貨幣の價値に於ける低落の爲めに、特に社會階級間の利害に衝突を來すことなきの道理なりと雖も、社會階級間の關係は決して對等公正の地步に居らず、強者は多く弱者を壓迫するの傾あるに於ては、小賣商人の如きは團結の勢力を利用し、補助貨幣の價値低落に伴ふ損失を償ふより以上の程度に於て小賣相場を引上ぐ可く、一方に儲者は賃銀を増進するに遅々たるを以て、結局右の損失は多く労働者に於て負擔するの結果を生ず可し。茲に於てか、一時補助貨幣の實價を低減するは、畢竟細民所得の一部を奪ひ、彼等に不當の損失を加ふるものなりとして、之に反對するの所説を生じ千八百七十年英國下院議員トムリン氏の如き、之を公言したることあり。(Walker's Money, p. 912.) 然れども貨幣本來の用たる之を流通に付して、他の貨物と交換するに

外ならざるを以て、補助貨幣の實價が表面價値に比較して、著しく低きに居るとするも、表面價値に依て世間に流通する以上は、決して所有者の利益を傷くるものに非ず、而して補助貨幣の價値は其供給が需要に超過せざる限り、本位貨幣に對する關係に依て定められて、同價流通を維持し、實價とは何等の關係を有せざるものなるを以て、此性質を理解するに於ては如上の非難の如き、深く之を顧慮するに足らざるなり。

本位貨幣と補助貨幣との間には實價の上に著しき相違を存し、前者は完全なる實價を有するに反し、後者の有する實價は其表面價格に及ばざること前論の如し。茲に於てか、兩者共に國家の鑄造發行する貨幣なるに拘はらず、本位貨幣が法貨たるの資格は之を無制限とし、如何なる金額までも法貨に供用するを得せしむるに反し、補助貨幣の法貨たる資格は之を一定の金額に制限するを以て、一の原則とす。即ち國家は定位貨幣に制令的價値を付與するが故に、其發行を適度にし、又法貨たる金額を制限するものにして、試に一國の貨幣法に於て、斯る規定を設くるの理由を概括すれば、左の數點に外ならざる可し。

- (一) 補助貨幣を無制限法貨とするときは、債権者は特に斯る實價の少なき貨幣のみを以て多額の債務の辨済を受け其間に萬一價値の低落することあらんか、爲めに意外の損失を蒙るの危険ある可し。
- (二) 假令價値の低落すること絶無なりとするも、補助貨幣のみを以て債務を辨済せらるゝときは、其授受運搬共に困難にして、或は債務者の内には、之に乗じて債権者を苦しめんとする者ある可し。
- (三) 貿易商銀行業者の如き、營業上の關係より、正貨を外國に輸送するの必要ある者が無制限に補助貨幣を以て、債務の辨済を受くるときは、内國市場に此種の貨幣を使用して始めて表面價値を以て流通するを得れども、外國市場に對しては、直接に支拂の用に供する能はず、之を引換ふる爲めに取引の敏活を妨ぐるに至る可し。
- (四) 國家が補助貨幣を鑄造發行するの趣意は本位貨幣を以てしては完全に決濟する能はざる取引の用に供せしむるに在るを以て、其法貨たる資格に制限を加ふるも、流通上に何等の故障を惹起すことなく、却て本位貨幣と補助貨幣

とをして、兩々並んで適當なる用途に就かしむるを得べし。

今、補助貨幣の法貨たる資格の制限に就て、内外貨幣法の規定を参照するに、我國に於ては、貨幣法第七條に於て、補助銀貨は十圓まで、白銅貨並に銅貨は一圓まで法貨として、流通するを得るの規定なり。獨逸に於ては、補助銀貨は二十馬克まで、白銅貨並に銅貨は一馬克までを法貨とし、英國に於ては、補助銀貨は二磅を、銅貨は一志を以て法貨の制限とす。合衆國は前記の如く千八百五十三年まで銀貨の額面の一弗以上たると、一弗以下たるとを問はず、其大小に依て品位量目の割合に何等の區別を設けざりし結果、如何なる小額面の銀貨も亦無制限法貨たるの資格を有したるが、同年の法律を以て額面一弗以下の銀貨の量目を低減し、之を定位貨幣の形式に據らしめたるが故に、之と同時に法貨たる金額を五弗に制限し、千八百七十九年の法律を以て、更に之を十弗に擴張し、銅貨は千八百七十四年の法律に據て、二十五仙を法貨の制限とし、曾て變更を加へたるを見ず。

補助貨幣が法貨たる資格を以て、流通するを得る金額に就ては、各國貨幣法の規定を異にし、高低の差違著しきこと前論の如くなるが、貨幣制度の原則として、斯る

法貨たる資格は如何なる金額を以て制限とするを適當なりとするか。若しも其制限にして高きに失するときは、補助貨幣の流通高は自然増加し、一方に之に對する需要の存する限り、流通價值の下落を惹起すことなしとするも、尙ほ其流通授に不便を現出することある可し。或は補助貨幣に對する需要を人為的に強大ならしむる爲めに、特に制限を高くするの事例なきに非ずと雖も、斯の如きは決して取る可きの方策と云ふ可からず。蓋し制限を擴張したるのみを以てしては必ずしも補助貨幣に對する需要を的確に増加せしむるに足らざるを以てなり。又此反對に補助貨幣の法貨たる制限低きに失せんか、充分に補助貨幣の流通より生ずる利益を收むる能はざるのみならず、動もすれば補助貨幣の供給過多と爲るの恐ある可し。實驗上より流通授受の便宜を考量して、高低宜しきに就かしめざる可からず。而して此場合に參酌す可きは、各國特殊の事情殊に本位貨幣又は之を代表する紙幣銀行券の額面の大小、現に流通する補助貨幣の形體の大小、量目の輕重、國民の服制等に存りとす。

然らば論歩を進めて如何なる程度まで、補助貨幣の表面價格と實價との間に差

違を設くるを以て、適當なりとするか。先づ補助貨幣の大部分を占むる銀貨に就て、内外諸國の實例を參照するに、歐洲諸國が現行の貨幣法殊に補助貨幣に關する規定を設けたる際、即ち英國に於ては千八百十六年、獨逸に於ては千八百七十一年、合衆國に於ては千八百五十三年、羅甸同盟諸國に於ては千八百六十五年の當時に在りては、世界の金銀市價は一に對する一五乃至一五半の間を往來し、又複本位制國中合衆國に於ては、金銀貨の法定比價を一に對する一六に、羅甸同盟諸國に於ては之を一に對する一五半の割合に置きたるを以て、本位貨幣に對する補助銀貨の比價を法定するに當ても、専ら右の金銀市價又は本位金銀貨の法定比價を標準として、之を一と一四乃至一四半の間に置き、依て以て補助銀貨をして、或る程度まで實價以上の表面價值を有せしむることを期したり。即ち英國の實例に就て見るに、本位金貨一磅の純量は一一三グレン〇〇一にして、補助銀貨一磅の純量は一六一四グレン五四一なるを以て、兩者の比率は一に對する一四、二八七の割合を保つ可し。故に市場に於ける金銀の市價が一と一四、二八七の割合を維持するときは、英國補助銀貨の表面價值と實價とは正に符合す可しと雖も、銀價が低落して、

右の比率の大なるに隨ひ、補助銀貨は表面價格に對して、實價の割合を減ずるに至る可し。現に千八百十六年貨幣法制定當時の金銀市價は一に對する一五、二八なりしを以て、補助銀貨は表面價格に對して九割三分五厘に相當する實價を有するの計算と爲るなり。換言すれば千八百十六年當時の金銀市價一と一五、二八なる以上は、金貨一磅の純量一三グレイン〇〇一を一五倍二八したる一七二六グレイン六六五の純量を補助銀貨は一磅に有せしむれば、補助銀貨は完全なる實價を有す可し。然るに貨幣法に於ては補助銀貨一磅の純量を一六一四、五四一としたるが故に、一一三、〇〇一を以て一六一四、五四一を除したる數一四、二八七は金貨一に對する補助銀貨の比率と爲り、一七二六、六六五を以て一六一四、五四一を除したる數奇零九三五は銀貨の表面價格に對する實價の割合と爲る可し。而して千九百十五、六年前に於ける如く、金に對する銀價の下落甚だしき場合には、以上の計算も亦一變し假に銀塊一オンスの相場を三十一片とし、金銀の市價を一と三〇、四の比率に在りとすれば、 $113.001 \times 30.4 = 3435.2304$ $\frac{1614.541}{3435.2304}$ の算法に據り、英國補助銀貨の實價は僅に表面價格の四割六分九厘に相當するの計算と爲る可し。

爾餘の歐米諸國に於て、本位金貨に對する補助銀貨の比價を決定するに當ても、制定當時の金銀市價を標準とし、表面價值に對して些細なる程度まで實價を低減することを期したり。即ち獨逸に於ては、一に對する一三、九四一を以て、合衆國に於ては一に對する一四、八九を以て、佛蘭西以下羅甸同盟諸國に於ては、一に對する一四、三八を以て法定比價としたり。故に是等の比率たる、當時の金銀市價に對照するときは、些細の差違を存するに止まりしが、其後銀價の低落甚だしきに隨ひ、表面價值に對して、著しく實價を低減するに至れり。換言すれば歐米諸國に於ては、銀價下落の事實近年の如く甚だしきに至らざりし當時の金銀市價を標準として、補助貨幣の實價を定め、其後銀價の下落するに隨て、其實價に非常の低落を見るに至れるものなり。

然るに我國に於ては、明治四年新貨條例制定の際、本位金貨一圓の純量を一グラム五としたるに對し、補助銀貨一圓の純量を二グラム五六五とし、本位金貨と補助銀貨との間に、一と一四、三七の比價を保たしめたるに、明治三十年制定の貨幣法に於ては、金貨一圓の純量に舊來の純量を半減して、奇零グラム七五とし、補助銀貨

一圓の純量は舊來の儘依然之を二一グラム五六五に置きたるを以て、双方の法定比價は一と二八、七五三の割合に當り、歐米諸國に於ける本位金貨と補助銀貨との比價に對して、約一倍の懸隔を現はすに至れり。固より前論の如く、歐米諸國に於て、補助銀貨の表面價値が實價に對して、著しく大なるは貨幣法制定當時に於て、豫期したる所に非ず、寧ろ制定後銀價が大に低落したる偶然の結果に外ならずと雖も、今日に於て、我國の如き一と二八、七五三と云ふが如き比率を取る國と比較するときは、補助銀貨流通上に於ける損得の關係顯著なるの事實を認めざる可からず。第一我國に於ては補助貨幣の形量重大にして、流通上に不便なるに反し、歐米諸國の補助貨幣には此種の弊害を存せず。第二我國の如く形量の重大なる補助銀貨を流通するときは、其鑄造流通に多額の資金を固定せしむるの弊を免かれず。第三我國が一に對する二八、七五三と云ふが如き、金銀市價に近き比率を以て、補助銀貨を流通するときは、銀塊相場の變動に依り、時に銀貨を地金とするを以て利益ありとするの事實を生じ、銀貨流通の状態を危険ならしむることなきを保せずと雖も、歐米諸國の如く市價と隔絶したる法定比價を取るときは、此種の危険絶無なるを得べし。

我國補助銀貨の金貨に對する比率の關係より、如上の不便、損失、危険の伴ふものあるを以て、比率改正の議は貨幣法制定後數年ならずして、世間に發生し、一度以來議院に改正建議案の提出を見たれども、實行の機運に到來せずして已みたるが、遂に明治三十九年法律第二十六號を以て、偶々一部の改正の實行せらるゝに至れり。即ち此法律は補助銀貨中五十錢並に二十錢の兩種の量目を削減し、金貨に對する比率を二八、七五三より二一、六に低下するものにして、試に新舊量目を對照するに、左の如し。

	新量目	舊量目
五十錢	一〇 ^{1/2} 一二五	一三四七八三
二十錢	四〇五〇	五三九一四
補助銀貨一圓の量目	$(10.125 \times 2) \times \frac{800}{1000} = 16.2$ (補助銀貨一圓の純量)	
金貨一圓の純量	$75 \cdot \frac{16.2}{75} = 21.6$ (金貨に對する補助銀貨の比率)	

即ち以前の比率を以てしては、倫敦の銀塊相場にして、一オンスに付き三十二片

十六分の十三に達せんには、日本の補助銀貨の實價は表面價值と同一と爲り、其以上にも多少なりとも銀塊相場の騰貴すると共に補助銀貨は海外に輸出せられ、或は地金として影を市場に收むるに至れども、改正の比率を以てしては、銀塊相場が一オンスに付き四十三片三十二分の二十一以上に達せざれば、斯る變動の生ずることなく大に補助銀貨の流通状態を安全にし、又或る程度まで其形體を縮少することとに依て、流通上に便宜を興ふるを得べし。但し十錢銀貨に對し同一の改正を施さんか、其形體を過小ならしめ、爲めに流通上に不便を生ずるを以て、姑く改正を延期し、明治四十年法律第六號を以て、十錢銀貨の量目を二グラム六九五五より二グラム二五に低減し、一方に他の補助銀貨品位の八百位なるに對して、十錢銀貨に限り品位を七百二十位とし、量目を過小ならしめずして、金貨に對する比率を二一六に置くことを期したり。政府が斯る改正を案出したるは、全く千九百五年より千九百六年に至る間、倫敦の銀塊相場著しく騰貴し、遂に三十片以上に上りて、永く同一の趨勢を持続せんとし、補助銀貨の流通上に危険を及ぼすの徵候ありたるを以て、之を避くるの必要に出でたるものなり。當時の銀塊相場左の如し。

年	月	最高片		最低片	
		最高	最低	最高	最低
一九〇五	七	二七 ^二 / _六	二六 ^七 / _八	一九〇五	一一
	八	二八 ^三 / _八	二七 ^一 / _四	同	一一
同	九	二八 ^三 / _四	二八 ^一 / _六	一九〇六	一
	一〇	二八 ^二 / _六	二八 ^一 / _二	同	二
同	同	同	同	同	三〇 ^三 / _六
	同	同	同	同	二九 ^三 / _九
同	同	同	同	同	三〇 ^一 / _六
	同	同	同	同	二九 ^一 / _六
同	同	同	同	同	三〇 ^三 / _六
	同	同	同	同	三〇 ^一 / _八

當時の銀價騰貴の原因、其各國貨幣制度に及ぼしたる影響に就ては、The Quarterly Journal of Economics, vol. XXVI, No. 2, E. W. Kemmerer, 'The Recent Rise in the Price of Silver and Some of its Monetary Consequences. 参照せしむ。'

然るに大正六年と爲るや、歐洲戰爭の影響として、銀に對する需要増加し、春來倫敦の銀塊相場は一オンスに付き三十八片より三十六片の間を往來したるが七月以來四十片臺に上れり。今同月より十二月に至る間毎月の最高最低相場を示せば左表の如し。

月	最高片		最低片	
	最高	最低	最高	最低
七	四一 ^一 / _四	三九 ^一 / _二	一〇	四八 ^一 / _四
八	四六	四〇 ^一 / _八	一一	四五 ^三 / _八
九	五五	四六	一二	四三 ^三 / _四

右表中九月に於ける最高相場五十五片は同月二十一日より二十五日に及び、此相場を以て金銀比價を算出するときは、一に對する十七、一四に當り、銀貨の鑄潰并に輸出を促さざるを得ず。政府は九月六日大藏省令第二十六號を以て銀貨を輸出し、又は之を鑄潰したる者には三個月以下の懲役又は百圓以下の罰金を課することゝしたれども、固より姑息の處置にして、結局貨幣法を改正を必要とす可し。即ち大正七年法律第四十二號を以て、貨幣法を改正し、五十錢銀貨の量目を六グラム七五に、二十錢銀貨の量目を三グラムに、十錢銀貨の量目を一グラム五に低減し、且つ二十錢十錢銀貨の品位を七百二十位としたる所以なり。此量目を品位とを以てするときは、各種銀貨と金貨との比率は一に對する十四、四にして、倫敦銀塊相場が一オンスに付き六十五片半内外に騰貴せざる限り、其流通状態の安全を維持するを得る道理なり。

補助貨幣の價値は既に屢々論じたるが如く、其實價に依て定まらず、之を發行する國家に於て發行高を制限し、供給を統制する以上は表面價値を以て、本位貨幣と相並んで流通せしむるを得るが故に、本位貨幣に對して、實價に如何なる間隔を設くるも、流通上に支障を生ずるの謂れなしとす。唯補助貨幣の表面價値と實價との懸隔異常の程度に上り、其鑄造に依て、多額の利益を收むるを得るの事實明瞭なるときは、自然私人の間に之を鑄造するの念を誘致せしめ、偽造貨幣の流通を見るに至る可きを以て、此點に就ては、大に取締の方法を設けざる可からず。此點に就て充分なる取締と監督とを厲行するを得るに於ては、如何なる程度まで補助貨幣の表面價値と實價との間に差違を設くるも不可なりとせず。然も之に多少の掛念を存せんか、非常の懸隔ある制度を實行して安んず可きに非ず。警察力の取締のみを以てして偽造補助貨幣の横行を制する能はずんば、更に歩を進めて、補助貨幣の法貨たる資格を狭小なる程度に置くも亦一策たるを失はず。蓋し法貨たる金額の制限狭小ならんか、偽造者は一回に多額の偽造貨幣を使用する能はざるの關係より、自ら偽造の念を遮断せらるゝに至る可し。歐洲二三の國又は合衆國に於て多額の本位銀貨が定位貨幣の形態に於て流通するが如き決して貨幣制度の完全なる状態とする能はず。平時に於ては何等の支障なきを得るも、戰爭其他の事變に際すれば、或は實價の低き爲めに、世間の之に對する信用薄く、需要を減じて、

金貨に對し打歩を付せざれば、流通する能はざるに至る可く、此種の影響は或は補助貨幣にも波及せらるゝことなしとせず。

而して國家に於て、私人の鑄造を取締り、偽造貨幣流通の跡を絶つを得るとするも、一方に政府自ら補助貨幣の鑄造を濫行せんか、私鑄の禁止は何等の用を爲さず。補助貨幣の造幣收益の大なるときは、政府に於ても時に財政上の要求に驅られて、其鑄造を濫にし、收益の増加のみを目的として、補助貨幣を鑄造發行するの結果、其供給を過剰ならしむるを以て、政府も亦國家自ら造幣權を獨占したる本來の趣意に顧み、此點に於て大に慎む所なかる可からず。米國の事例は曩に掲げたり。更に他の國に於て求むれば、普魯西の如き、千七百六十四年より千七百八十六年フリドドリ、ヒ大王崩御に至る二十二年間に於て鑄造したる本位金貨は二百九十五萬九千九百四十八ターレル、本位銀貨は五千六百五萬七千二百三十三ターレルに過ぎざるに、補助銀貨の鑄造高は二千二百二十一萬八千ターレルの多きに及び、其以後に於ても引續き之を増發して補助貨幣流通上の状態に非常の混亂を招きたるを以て、遂に普魯西政府をして補助貨幣の價格下落に對し、債權者の利益を保護する

の目的を以て、十ターレル以下の支拂には全部補助貨幣を以て之に充つるを得るも、十ターレル以上三十ターレル以内の支拂には半額を限り、補助貨幣を用ひ、三十ターレル以上の支拂には全く補助貨幣を使用するを得ざるの規定を制定するに至らしめたり。

現時に於ては各國共に貨幣制度に關する知識大に進歩したる一方に今日の財政困難は補助貨幣の濫發に依て彌縫する能はず、又補助貨幣の濫發よりは寧ろ不換紙幣の發行、中央銀行の利用が財政の彌縫策として有效なる等種々の事情を生じ、是等の事情は相合して、政府をして財政上の必要より、補助貨幣を濫發するが如き不良の政策を試みることをなきに至らしめたりと雖も、或は政府に於て、補助貨幣に對する需要の高を推定することを誤まり、妄に之を發行して、流通上に混亂を來すの危険なきに非ざるを以て、豫め或る制限的條項を設け、補助貨幣濫發の弊害を未然に防止するは貨幣政策上極めて必要なりとす。今各國の實例に徴し、此點に就て實際如何なる制限が設けらるゝや、將た又如何なる制限を以て適當とするやと云ふに先づ制限の方法としては左の二種類あり。

第一、國庫に於て本位貨幣と補助貨幣との間に於ける引換の義務を負ふ。

第二、法律を以て補助貨幣の鑄造發行高に一定の制限を加ふ。

兩種の方法を比較評論するに、第一の方法に據り、國庫に於て補助貨幣引換の義務を負ひ、定額の補助貨幣を國庫に提供する者には、請求に應じて、無手数料を以て、其表面價值と同額の本位貨幣に引換へ、又本位貨幣を提供する者には、同じく之を補助貨幣と引換ふるは、補助貨幣の供給をして之に對する需要に適合せしむるに、最も有效なる方法なり。即ち此方法を取るときは、政府が補助貨幣を増發し、其供給をして市場に於ける需要に超過せしめ、爲めに價值の下落を來し、私人の間には打歩を付せざれば、流通するを得ざることゝ爲らんか、補助貨幣を所有する者は直に國庫に就て之を本位貨幣に引換ふ可し。茲に於てか政府が補助貨幣を發行すれば發行するに隨て、直に國庫に歸來して實際に發行の目的を達する能はず。自然政府をして其濫發を制するに至らしむること恰も政府又は銀行が紙幣を發行し、之に對して正貨兌換を維持する場合に、兌換の效果として、増發せられたる紙幣が自動的に回收せられて、常に需要と供給との調節を保つが如くなる可し。而し

て此反對に補助貨幣の供給、需要に應ずるに足らず、爲めに小取引の決済に不便を生ずるときは、之を感ずる者は其何人たるを問はず、本位貨幣を國庫に提供して、補助貨幣に引換へ、以て取引上の不便を除却するに至る可し。即ち國庫が無手数料にて補助貨幣と本位貨幣との引換を行ふは、補助貨幣供給の過不足を制し、其供給をして市場に於ける需要に適合せしむる方法として、最も效力あるものなりとす。固より自由引換の方法認めらるゝも、個人は必ずしも引換を請求する者に非ず、之を爲すは日常の營業に關聯して、多額の補助貨幣を收受する銀行に外ならざる可く、國庫に於て自由に補助貨幣を本位貨幣に引換ふるの規定あらんか、銀行は公衆より補助貨幣を收受して、自ら引換の責に當るを辭せざる可しと雖も、此規定を缺くに於ては、銀行は法貨の資格に一定の性限あることを理由として、多額の補助貨幣を收受するを拒む可きが故に補助貨幣は忽にして供給過剩の結果として、價值の低落を來すを免がれざるなり。

本位貨幣の需要と供給とを調節するに與て力あるは、自由鑄造と自由輸出との二者に外ならず。貨幣の供給不足せんか、地金は必ず造幣局に輪納せられ、貨幣と

して市場に出で、以て其供給を増加す可く、又其反對に供給過剰を告げんか、貨幣の一部は外國に輸出せられて、自動的に需要供給の調節を期するを得べしと雖も、補助貨幣に於ては如何なる國も之に對して自由鑄造を認めざると同時に、其定位貨幣たる性質は供給過剰の場合に、之を輸出するに難からしむ。即ち補助貨幣に對する自由引換の制度は本位貨幣に於ける自由鑄造の制度に代つて需給の調節に資するの效果あるを知るに足る可し。

或は補助貨幣の供給は一國の全體に就て見るときは、敢て過剰を告ぐるに非ざるも、社會の各階級各團體の間に於ける分配の状況の均衡を得ざる場合ある可し。市街鐵道會社の如き、貯蓄銀行の如き、其營業の性質上、日々多數の取引先より、補助貨幣を收受するの地位に居り、營業收入の大半は補助貨幣の形態に於て、之を收むるの事實なるに、一方に其支出は一口を以てして多額の支拂を要するものあるが故に、若しも國庫に於て、自由に補助貨幣を本位貨幣に引換ふるの任に當らず加ふるに其法貨たる資格に嚴重なる制限を存せんか、收支の受拂に伴うて困難を感ぜざるを得ず。補助貨幣の分配に均衡を保たしむるの點より考ふるも、國庫に於て

引換の道を設くるの必要あるは、論を俟たざるなり。

以上の理由に據り、千八百七十三年獨逸帝國が現行貨幣法を制定するや、補助銀貨二百馬克以上又は銅貨、白銅貨五十馬克以上を國庫に提供する者あるときは、國庫は之に對して本位金貨を交付す可く、又補助銀貨は法貨たる制限の如何に拘はらず、國庫に於て無制限に公納に收受す可き旨を規定したり。(貨幣法第九條第二項)但し千九百十四年歐洲開戦に際して制定せられたる非常法律に於て、國庫の金貨を以て補助貨幣を引換ふる義務を免除したり。又合衆國に於ては、千八百七十九年の條例を以て、額面一弗以上の銀貨即ち補助銀貨を二十弗以上國庫に提供する者あるときは、之に對して本位金貨を交付す可き旨を規定し、和蘭に於ては、千八百七十七年の貨幣法に於て、國庫は青銅貨を本位貨幣に引換ふるの義務あることを規定し、更に千九百一年の貨幣法に於て、銀貨と本位貨幣との引換を認めたり。爾餘の諸國に於て、之と同一の規定を缺くは、貨幣法の完全を得たるものと云ふ可からず。唯政府が補助貨幣の法貨たる金額の制限に拘はらず、之を國庫の收納に收受するときは、銀行も亦一般人民より無制限に補助貨幣を收受することを辭せざ

るを以て供給過剰を告げたる際之を國庫に回収するの作用を爲す可しと雖も補助貨幣の國庫に收納せらるゝ金額に就ては、固より限りあるを以て、其作用局限せらるゝは勿論補助貨幣の供給不足に對しては之を如何ともする能はず。我國に於ては日本銀行に於て補助銀貨を兌換券と交換すれども、其金額十圓を超過するを得ず。英國に於ては、補助貨幣缺乏するときは、市中銀行は英蘭銀行を通じて造幣局をして補助貨幣を増發せしめ、之に對して本位貨幣を交付すると雖も供給過剰の場合には、自然の回収を待つの外に道なきが如し。

第二に補助貨幣の供給過不足を制する方法として行はるゝは、法律を以て補助貨幣の發行額を一定制限の下に居らしむるものにして、或は人口を標準とし、或は絶對の金額を推測して、以て制限を付す。元來補助貨幣の發行高に對しては、法律上何等の制限を設けず、全く政府の自由に一任す可きや、又は法律上或る標準に據て、一定の制限を付す可きやは貨幣政策上の一問題たるを失はず。前項に論じたる本位貨幣と補助貨幣との引換制度を實行するときは、政府の裁量に依て、補助貨幣の供給を決定せしめず、寧ろ人民の要求する所に依て、之を決定せしむるの效

果を生ず。是れ此制度の可なる所以なれども、國に依ては更に他の方策に依頼するものあり。即ち獨逸に於ては、千八百七十三年の貨幣法を以て、補助銀貨の總額は人口一人に付き十馬克、白銅貨並に銅貨は同じく二馬克半を超過す可からざるの制限を設けたるを始めとして、千八百九十九年の改正規定に於て、銀貨の制限を十五馬克に引上げ、更に千九百八年の改正規定に於て、之を二十馬克に引上げたり。(千九百十三年七月の法律に據り、此制限の外に、一億二千萬馬克の銀貨増鑄を行ふ)又羅甸同盟諸國に於ても、同盟條約に於て二法、一法、十並に二十參の銀貨の鑄造高は各同盟國人口一人に付き六法に限ることゝし、更に千八百九十七年十月の條約に於て、其制限を七法に引上げ、千九百八年十一月の條約に於て、再び之を十六法に引上げたり。

獨逸の貨幣法並に羅甸同盟諸國の貨幣條約に於て、補助貨幣に關して、斯る制限を存するは、全く是等の國に於ける特殊の事情に基くものと云はざる可からず。蓋し獨逸は先年貨幣制度の改革に際し、從來國內に流通せる多額の本位銀貨を處分するの必要に迫られ、之を補助貨幣に改鑄して、以て處分を完了するの計畫を定

めたるが故に、若しも法律上補助貨幣の鑄造高に何等の制限を加へざるときは、政府に於て一日も早く本位銀貨の處分を完了し、以て貨幣制度改革の事功を擧ぐるに急なるの餘り、妄に本位銀貨を補助貨幣に改鑄し、爲めに其供給に過剰を告ぐるの恐なしとせず。隨て特に斯る制限を必要としたるものにして、立法の趣意は帝國政府紙幣の發行高を一億二千萬馬克に制限し、以て其信用を期したると同一なりとす。(K. Helldich-Geschichte der Deutschen Geldreform, s. 215 ff.) 又羅甸同盟諸國に於ては、同盟條約に據り、各國互に貨幣の品位量目を確定し、同盟國の間に其流通を認むと雖も、若しも同盟中の一國が補助貨幣の鑄造を濫にして、其供給を過剰ならしむるときは、共同流通の結果、自然同盟國全體の貨幣流通上に不良の影響を及ぼすに至る可きを以て、特に條約の規定を以て、斯る制限を加へたるものと認む可く、千八百五十七年維納貨幣約定に於ても亦人口を標準とする補助貨幣發行制限の規定を存したり。而して合衆國に於ても、千八百五十三年補助銀貨を定位貨幣の形式を據らしむることとして、たる法律に於て、補助銀貨の鑄造高は單に大藏卿之を限定す可しとの制限を置くに止めたるが、千八百七十六年の法律を以て、之を五千萬弗に制限し、更に千九百年

三月の貨幣法第八條に據り、此制限を一億弗としたり。蓋し米國は千八百九十年七月の購銀條例並に其以後の改正に據り、國庫自ら多額の銀貨を鑄造し、之を發行する能はずして、所藏するもの少なからざると同時に銀地金を所有する高亦大なるものあり。是等を改鑄して、補助銀貨とするに非ざれば、貨幣制度の面目は到底之を一新する能はず。千九百年の法律に於て、大藏卿をして是等の銀貨銀地金を補助銀貨に改鑄せしむるの自由を認めたるを以て、或は銀貨銀地金の處分を急ぎ、補助銀貨の供給を過剰ならしむるを恐れて、依然如上の制限を墨守したるものなる可し。

故に獨逸、羅甸同盟諸國並に合衆國等に於て、補助貨幣殊に補助銀貨の發行高に法律上の制限を存するは、以上の事情に基くものなるが、斯る特殊の事情を除き、一般の問題として、法律上より補助貨幣の發行高に數字的制限を置き、之を一定するの可否を考ふるに、本來補助貨幣に對する需要は經濟社會に於ける一般の状態例へば小取引の多寡、現金支拂と信用取引との關係、小切手流通の有無、實際流通する小切手額面の大小、本位貨幣又は之を代表する紙幣銀行券の額面の大小等に依

て異なるは勿論、一國經濟社會に於て、商工業上の景氣の變轉する時期並に地方に於ける特殊の事情に依ても、自ら異動ある可きを以て、漫に人口を標準として、專斷的に發行額を決定するが如き、決して完全に補助貨幣の供給をして、需要に調和せしむる所以に非ず、却て政府に於て法定額の極度まで補助貨幣を發行せんとするの傾向あるに於ては、其伸縮の自在を妨ぐるに至る可し。寧ろ第一の方法に依て、補助貨幣の供給に過不足なからしむるを以て、萬全の策とす可し。人口の如き標準に據らず、單に政府が補助貨幣の最高必要額を決定するの當らざるは論を俟たざるなり。

最後に補助貨幣に關して、問題と爲るは、其稱呼なり。貨幣價值の單位に對する稱呼既に定まりたる以上は、本位貨幣は此稱呼に據り、之を二倍し、五倍し、又は十倍二十倍して、適宜形量を定め、之に準じて鑄造す可きも、補助貨幣は本來本位貨幣の流通を幫助するの趣意を藏するものなるが故に、其額面は之を單位の稱呼に準ずるを得ず、必ず之よりも低き別種の稱呼を定めざる可からず。茲に於てか、單位の稱呼を適宜細分するを必要とす。此點に就て、現に各國に行はるゝ制度又曩に行

はれたる制度を擧ぐれば左の如し。

獨逸	馬克	百ブフエニツヒ
佛蘭西並に他の 羅甸同盟諸國	法	百參
奧地利	クロイネ	百ヘルレル
露西亞	ルーブル	百コベツク
合衆國	弗	百仙
日本	圓	百錢
英吉利	磅	二十志 十二片
普魯西(舊)	タール	三十グロツシエン 十二ブフエニツヒ
南獨逸(舊)	グルデン	六十クロイツエル

備考。羅甸同盟諸國中、佛蘭西と同一の稱呼を採用するは、白耳義一國にして、希臘はドラチマ、レプタ、伊太利はリラ、サンテシマ、瑞西は十バツ、エジ、ラツペンを法、參に代つて用ふ。然れども品位量目は佛蘭西と異なる所なし。

即ち今日多數の國は單位の稱呼を百分して、補助貨幣の稱呼を設け、之を幾倍し

て、以て補助貨幣の稱呼を定む。英國現行の制度又は獨逸の舊制度と比較するに、簡單の點に於て、遙に勝る所ありとす。

補助貨幣價值の單位に對する稱呼を幾倍して、其額面を定む可きや。換言すれば之を百倍したる高を如何なる標準に依て分割す可きや。所謂折半式と稱し、一圓を二分して五十錢五十錢を二分して二十五錢とするが如き方式に據るものと、所謂十進式と稱し、一、二、五、十等の數に據るものとあり。兩方式を併用し、且つ貨幣の形量を餘りに相近似せしめて、流通上に故障を惹起さざることを限度として、各種の取引に適應す可き補助貨幣の鑄造を期するは、當局者の最も注意を要する所なり。

第五節 貨幣鑄造の制度

(右目録参照)

貨幣に本位貨幣と定位貨幣との區別あることに關聯して、鑄造の制度にも亦自由鑄造法と制限鑄造法との區別を生ず。貨幣の鑄造が國家の獨占權に屬することと前論の如くなるが人民にして本位貨幣の鑄造に要する量目の地金を造幣局に

輸納して鑄造を請求するときは、國家は之に應ずるを以て、貨幣制度の原則とし、各國の貨幣法に於て必ず此規定を設くるを一般の例とす。貨幣の自由鑄造と稱せらるるもの即ち是れにして、我國貨幣法の規定を引抄すれば左の如し。

貨幣法第十四條。金地金を輸納し、金貨幣の鑄造を請ふ者あるときは、政府は其請求に應ず可し。

造幣規則第二條。貨幣製造の爲めに取る地金は品位一千分中金九百九十以上にして、其含有物の性質造幣に障害なきものに限る。但し含有物銅のみなるときは、金八百九十八以上とす。

同第三條。貨幣製造の爲め受取る地金は其量目一百匁以上とす。一千八百七十三年の獨逸帝國貨幣法は其第十二條第二項に於て、人民は二十馬克金貨の鑄造を請求するの權利あることを認め、英國亦千八百七十年の造幣規則第八條に於て、自由鑄造を認め、且つ之を請求するには金地金價格二萬磅以上の輸納を必要としたり。

國家は何故に本位貨幣に對して自由鑄造を認むるか、其根本の理由は、之に依て

貨幣の需要と供給とを調節するの一事に外ならず。蓋し國家が貨幣鑄造權を獨占せず自由を私人をして各自其要する所に隨て貨幣を鑄造せしめたる時代には、貨幣を必要とする者にして、地金を所有せんか、直に自己の手に於て、之を貨幣に鑄造して、需要に應じ常に需要供給の調和を求むるに圓滑なるを得たるの道理なり。然らば今、國家が造幣權の獨占に依て、人民と貨幣鑄造との間に介在するは、從來私人の行爲を以て、貨幣の需要供給を調節したる作用を妨ぐるものとせざる可からず。茲に於てか、國家が造幣權を獨占し、私人に貨幣の鑄造を禁止しながら、尙ほ完全に貨幣の需要供給を調節する方法を設くるの必要を生ず。此必要に應ずるは即ち自由鑄造の制度にして、貨幣法に此方法認められんか、例へば國際貸借の關係より、多額の外國貨幣又は地金が内國に流入し來る場合に、之を收受したる貿易商其他は之を其原狀に於て流通せしむる能はずと雖も、尙ほ即時に造幣局に輸納して、内國貨幣に改鑄し、貨幣を要するに隨て、之を流通に付するが故に、大に貨幣の供給を圓滑ならしむるを得るに反し、自由鑄造の制度にして、備はらざらんか、造幣局に於て必要と認むる場合に、國庫の資金を以て地金を買入れ、之を鑄造する

に止まり、人民の必要を感じる時機に、其需要に應ずるだけ貨幣を供給するを得るや否や、之を知る可からず。時に其適合を誤ることなきを必ずする能はず。即ち自由鑄造權の承認は、近代貨幣制度の根柢にして、之に依て鑄貨と未だ鑄造せられずして、市場に残存する地金との間に價值の差違の生ぜんとする傾向を絶滅するを得べし。若しも政府にして自己の意思に依て、貨幣の量を増減を加へ、又人民の使用せんとする貨幣の量を決定するの權能を有せんか、貨幣が果して其含有する地金價值に相當する價值を保つや否やを斷ず可からず。造幣局が人民に依て賣されたる地金を貨幣に鑄造するの義務を負ふことに依て、貨幣の流通高は之に對する需要に依て定まり、敢て政府の意思に依らざるを得るなり。(Mises, Theorie des Geldes u. Umlaufmittel, s. 51.)貨幣の需要と供給とを調節するに當り、自由鑄造と共に必要なるは、貨幣の自由輸出なり。貨幣の供給不足に際し、自由鑄造に依て、供給を増加するは前論の如くなるが、此反對に貨幣の供給過剰を告げんか、鑄貨を地金として外國に輸出し、以て供給の一部を減縮するは、需給調節の爲めに必要なりとす。往昔「マーカネチリスム」の盛なるや、内國の貨幣の外國に輸出せらるゝを嫌忌し、其輸出を禁止したるが

如き貨幣の需要と其供給との間に均衡を保たしむるの見地より云はんが、誤まれるの甚だしきものと認む可し。但し歐洲戰爭進行し交戦諸國の間に金貨の國外に散逸するを好まず、寧ろ之を國內に留保するの希望盛なるに至るや、諸國は多く金貨の輸出を國家の特許に依らしむることとし、以て之を制限するの方針に出でたり。我國亦大正六年九月大藏省令第二十八號を以て、金貨幣又は金地金を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を受く可く、之に違反する者は三個月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處することとし、續ひて大正七年八月大藏省令を以て、金若しくは銀を主たる材料とする製品又は金若しくは銀の合金を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を受く可く、之に違背したる者は三個月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處することとしたり。一國が本位貨幣に對して自由鑄造の制度を認め、造幣局を公開して、一般人民の請求に應ずるとするも、人民が之を請求するの事例は殆ど絶無にして、之を爲すは銀行殊に紙幣發行銀行に限らる。例へば英國の造幣規則に於て、金地金を造幣局に交付するときは、一オンスに付き三磅十七志十片半の割合を以て、金貨を交付せらるゝの規定なり。此割合は貨幣法に定めたる

貨幣の品位量目より算出したる造幣公價にして、一オンスの金地金に對する相當の價値を以て見る可きものなり。然るに鑄造請求者は地金輸納の日より、正貨の交付せらるゝ日まで、鑄造に要する期間を猶豫し、其間の利子を損失し、且つ多少の手續の伴ふを免かれざるを以て、多くは英蘭銀行に對し、一オンスに付き三磅十七志九片の割合を以て、金地金を賣渡すを通例とし、英蘭銀行も亦特許條例の規定に據り、右の價格を以て、金地金の買入に應ずる義務を負ふものとす。而して英蘭銀行は金地金を買入れたる後、或は地金の儘正貨準備として保有することある可く、或は造幣局に輸納し、地金に對して受取れる成貨證書の形態を以て正貨準備として保有することある可く、或は造幣局に就て鑄造を請求し、以て貨幣に對する需要に應ずることある可し。又獨逸に於ても之と同じく、私人にして金地金純量一封度を造幣局に輸納するときは、之に對して千三百九十五馬克の金貨を得るの規定なれども、多くは千三百九十二馬克の價格を以て、帝國銀行に賣却し、同銀行は之を買受けたる後、造幣局に輸納して鑄造を請求す。我國に於ても、貨幣鑄造の請求は日本銀行に於て之を行ふを常とす。

英蘭銀行條例並に獨逸帝國銀行條例に於て、特に銀行に金地金買入の義務あることを認め、中央銀行をして、私人に代つて正貨の鑄造を請求せしむるは、私人をして貨幣を需要する際に、直に地金と引換に之を收受し、以て鑄造に要する期間を猶豫するの不便を避けしむるの趣意に基くものなり。而して英國に於て、造幣公價と英蘭銀行の地金買入價格との間に、一オンスに付き一片半の差違を設けたるは、公衆が各自造幣局に鑄造を請求する代りに、銀行に地金を賣却する爲めに、鑄造日數を省き、其期間に於ける利子の損失を免かれ、種々の手數を要せざるの利益あるを以て、特に斯る差違を存して、以て負擔を加ふるものなり。而して英蘭銀行に於ては、金地金を造幣局に輸納し、之に對して受取りたる證書即ち成貨證書 (Assay Office Check) なるものを正貨と同等と認め、之を正貨準備の内に加へて、兌換銀行券を發行するを以て、私人又は兌換券發行權を有せざる銀行の輸納する場合に於けると異なり、鑄造日數に對する利子を損失することなく、隨て買入公價と造幣公價との差は全然英蘭銀行の利益に歸するものとす。平生斯る利益を收むるが故に、英蘭銀行は正貨を吸収して、正貨準備を豊富ならしめんとするや、時に買入價格を三

磅十七志十片又は十片半まで引上ぐるを辭せざるなり。獨逸に於て、造幣公價と帝國銀行の買入價格との間に、三馬克の差を設けたるは、造幣局が金地金一封度の鑄造に對し、三馬克の鑄造料を徵收するを以て、銀行自ら之に應ずるの必要に基くものなり。隨て獨逸に於ては、直接に造幣局に地金を輸納するも、之を帝國銀行に賣却するも、人民の得る所は敢て異ならず、寧ろ後者の場合に於て、即時に現金を得て、鑄造日數間の利子を省約するを以て利益とす可く、一方に帝國銀行は一封度に付き千三百九十五馬克の造幣公價に對して、千三百九十二馬克の價格を以て、金地金を買入るも、前記の如く三馬克の鑄造料ある以上は英蘭銀行の得るが如き利益を收むるものに非ざるなり。而して千八百七十九年以來帝國銀行は金地金一封度を公定價格以上にて買入るゝの制を設け、地金價格五十萬馬克乃至二百萬馬克以内なるときは、一封度に付き千三百九十三馬克を以て、二百萬馬克以上なるときは、同上千三百九十三馬克半の割合を以て買入るゝを得ることゝしたり。若しも他日金地金を輸出せんとする者に對して、買入價格以上の價を以て、賣却する能はざるか、或は三馬克の鑄造料を支拂ひて、金貨鑄造を託せんか、一千三百九十二馬

克を超過する價格は即ち帝國銀行の負擔に歸せざるを得ずと雖も、此損失を賭して、如上の買入に當るは、金貨準備充實の必要に基くものなり。又合衆國に於ては造幣局が金塊の輸納を受くるや、之に對して純量一オンスに付き、二十弗六七九百位に付き十八弗六十仙の割合を以て、國庫小切手を發行す。此小切手は法貨を以て支拂はる可きものにして、普通の小切手と同一様に取扱はれ、銀行は之を預金に收受し、國庫は其發行後六箇月間海關稅の收納に收受す。而して千八百五十三年紐育に品位證明事務局を設立するの法律に於て、同事務局をして小切手を發行せしめ、之を紐育港に於ける國庫に對する支拂に供用せしむるを得ることゝしたり。又造幣局に金地金を輸納する者が小切手の交付を希望せず、即時に貨幣の拂渡を請求するときは、造幣局は之に應じ、輸納者が信用ある地金取扱商なるか、輸納せられたる金が信用ある外國の金貨なるときは、品位量目を推定し、其九割に相當する金貨を交付し、殘額は造幣局が精密に地金を秤量檢定したる後に於て決濟す。輸納額の寡少なるか、又は其品位に信用を置き難きときには、決して貨幣の前拂を爲すことなく、量目價格六百弗以下なるときは、造幣局は輸納を拒絶するを得べく、造

幣に障害あるときは、當然之を拒絶す。

本位貨幣と異なり、補助貨幣は其定位貨幣たる資質の下に、實價以上の表面價格を有し、鑄造の際に、多額の造幣收益を生ずるものなるを以て、若しも之に自由鑄造を認め、法定の純量を造幣局に輸納したる者の請求に應じて、之を鑄造せんか、何人も争つて其鑄造を請求し、補助貨幣の供給を過剰にし、補助貨幣の流通價值をして實價に接近するまで低落せしめて、其流通上の状態を攪亂するに至る可し。然も一方に實價と表面價值との差に相當する金額を請求者をして國庫に致さしむるが如き方法も補助貨幣の資料たる銀地金の價格の變動する場合に行はる可き所に非ず。隨て此種類の貨幣に對しては自由鑄造を認めず、政府に於て自己の計算推定に據て、任意に鑄造を制限左右するを以て、本來の原則とす。

本位貨幣の自由鑄造を認むる場合に、國家が鑄造を請求する者に對して鑄造料を賦課す可きや否やは貨幣政策上の一問題にして、從來賛否の説を絶たず。今、其徵收を主張する者の論據を窺ふに左の如し。

第一、金屬が一旦貨幣として鑄造せらるゝ場合には、地金以外に、新に需要の道

を得たるものなるを以て、鑄造に必要な費用を請求者に就て徴收し、其費用だけ、貨幣の價值をして、地金の價格以上に居らしむるは理の當然にして、斯の如くして貨幣鑄造の費用は正に其屬す可き所に屬したるものと云ふ可し。現にレキシス氏の如き此論點より鑄造料の賦課を主張し、貨幣は其流通する國に於ては、效用の程度を増進するものなれば、地金を提供して、貨幣の鑄造を請求する者に費用を負担せしむるは、道理に反する所に非ず、即ち多數の國に於て國家が私人の請求に應じて、貨幣を鑄造する場合に、製造費に相當する手数料を賦課する所以なりとしたり。(Handwörterbuch d. Staatswissenschaften.)
Bd. VI. Art. Münzwesen, S. 818

第二、如上の純理を外にして、實際上の便宜に就て考ふるに、貨幣の鑄造に對して無手数料制度を取るときは、貨幣の價值と地金の價值とは常に均等なる可く、隨て一旦鑄造せられたる貨幣は動もすれば鎔解の上、地金として外國に輸出せらるるの恐あるを免かれず。之を防遏するには、鑄造料を賦課して、貨幣の價值をして鑄造料だけ、地金の價值以上に居らしむるを必要とす可し。現に英國の如き無手数料にて鑄造せられたる金貨は常に外國に輸出せられ、外國市場に於て或る程度

まで授受せらるゝが爲めに、英國國民は外國人の爲めに、鑄造上の費用を負担するに至ること常に一部人士の愁訴して已まざる所なり。

斯る手数料賦課を可なりとする議論に對し、無手数料鑄造制度は如何なる論據に依て支持せらるゝか。其重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一、貨幣が外國に流出し、又は鎔解せられて、地金と爲るは、貨幣と地金との價值をして均等に歸せしめ、貨幣價值の物價に及ぼす影響を減殺する所以にして、此作用は本位貨幣の實價と表面價值とが同一の程度に居りて、或は貨幣として、或は地金として、自由に國際間に流動するを得る場合に、完全に行はるゝものなるを以て、鑄造料を賦課して殊更に國際間に於ける貨幣の流出入、若しくは其伸縮の自由を妨ぐるは、如上の關係より見て、得策とす可からず。即ち自由無手数料鑄造の下に於ては、金地金と金貨とは自由に、且つ無手数料を以て變換せらるゝが故に、假令以鑄貨のみを以て、貨幣の用に充つるも、尙ほ實際上に於ては、金地金は貨幣と同様のものと認めらる可し。リザア・ブール卿が重要な價值の尺度は鑄造料の賦課せらるゝ場合には、完全なる能はずとして、其賦課に反對したるは正當なり。或

は無手数料鑄造の貨幣は外國に流出す可しと雖も、其原形を以て授受せられ、又は外國中央銀行の正貨準備に供せられ、或る時の後に於て再び内國に歸來する以上は、鑄造費は必ずしも大なる負擔を以て目す可からざるのみならず、外國人をして内國の貨幣に慣熟せしむるの利益を見る可し。

或は以上の議論に對して、貨幣の輸出は鑄造料賦課の爲めに自由なる能はずとするも、尙ほ内國所在の地金を輸出することに依て、自動的に貨幣輸出と同一の目的を達し得べしとの所説ありと雖も、國際貸借の關係上、貨幣の輸出を要する場合あり、又地金を蒐集するに費用を要するの事實あるを顧みるときは、此議論は成立するを得ざる可し。

第二、鑄造料の賦課せらるゝ爲めに、貨幣の價值が地金の價值以上に居る場合に、國際貸借の關係より、輸入貿易商の如き、外國に債務を負ふ者が貨幣を鎔解し、之を地金として輸出するか、或は其實價を以て輸出せんか、鑄造料賦課の爲めに高價と爲れる貨幣價值と實價との差は全く自己の損失に歸し、社會全體に屬す可き鑄造料の負擔をして不公平ならしむるの嫌あるのみならず、輸入商にして此負擔を

免かれんが爲め、輸入品の代價を引上げんか、負擔の一部は輸入品の消費者に及び、負擔の關係を紛更せざるを得ず。現に獨逸に於て千八百七十三年貨幣法を制定するや、其立案に従ひたるオットー・ミハエリスは、財政上國庫に本位金貨鑄造上の實費を回収し以て國庫の負擔を免かるゝの必要と、經濟上貨幣の輸出並に鎔解を防遏するの必要とを理由として、金地金一封度の鑄造に對して、八馬克の鑄造料を賦課するを可なりとし、之を原案として提出したるが、議員バンベルゲルは主として上記二個の理由に依て、之に反對し、政府の賦課する鑄造料の限度に制限を付するの方法に出でたり。(Helferich-Geschichte der Deutschen Geldreform, S. 218 ff.)

第三、固より一片の理論より云ふときは、鑄造料は之を如何なる程度まで引上げるも、國家にして鑄貨の供給に制限を付し、之を需要に超過せしめざるに於ては、何等其價值に影響を及ぼすものとす可からず。リカードの如き、此理由を明にすることに力を致し、例を紙幣に求めて、紙幣は其全額面を以て、鑄造料に充つるものとす。紙幣が毫も實質上の價值を有せざるに拘はらず、鑄貨の額面又は地金と同一の價值を維持するは、要するに其供給に制限を存するの事實に基くものなり。

然らば之と同一の原則に據り、供給に制限を加ふるときは、品位の劣悪と爲れず、幣も尙ほ能く法定の品位量目を備ふる場合と同じく、表面價值に依て流通し、其含有する地金の價值に依て流通することなしと云へり。(Principles of Political Economy, Bohn's edition, p. 341.)

理論は正に斯の如しと雖も、斯る場合に政府が鑄造料の引上を以て、財政上の一手段とし、國庫の収益を謀る爲めに、劣悪なる貨幣を増發するは往々にして免かれ難く、一旦斯の如く爲らんか貨幣價值は鑄造料に相當する程度まで、低落するを以て、當初より斯る禍害を絶つに如かず。リヴァプール卿が鑄造料の賦課は金貨量目の削減と等しく、其改鑄を必要とすと云へるは、故ありとす可し。(Liverpool-Treatise on the Coins of the Realm, p. 127.)

鑄造料に關する各國貨幣法の規定を參照するに合衆國に於ては、千八百七十五年まで、鑄造貨幣の表面價格五百分の一を鑄造料としたるか、同年一月の改正法律を以て之を廢止し、英國は千三百四十四年ノールと稱する金貨を鑄造するに際し、金地金一封度に對する造幣公價を十五磅とし、其内三志六片を鑄造料として控除し、殘額十四磅十六志六片を輪納者に交付し、翌年鑄造料を二志に低減し、千六百

六十六年に至て之を全廢し、共に無手数料製度を取れり。又日本は明治四年の造幣規則に於て、金貨の鑄造料は額面の百分の一、銀貨の鑄造料は同じく百分の二としたるが、明治三十年の造幣規則を以て、之を廢止したり。然るに之に反し、羅甸同盟諸國は本位金貨一キログラム即ち三千一百法の鑄造に對して、七法九分の四の鑄造料を賦課し、本位銀貨の鑄造に對しては、二百法に付き一法三分の二の鑄造料を賦課するの規定なり。而して獨逸は千八百七十三年の貨幣法に於て、帝國宰相は聯邦議會の承認を経て、人民の造幣局に輪納する金地金の純量一封度即ち千三百九十五馬克の鑄造に對し、七馬克を上らざる範圍内に於て鑄造料を徵收するを得るの規定を設けたるが、同法第十二條第二項此規定に依て、千八百七十五年六月以來、千三百九十五馬克の金貨鑄造に對して、三馬克の鑄造料を賦課す。獨逸帝國銀行が自ら鑄造料の一部を負擔するの危険を賭して、千三百九十二馬克以上に金地金の賣價を引上ぐることあるは、曩に叙述したるが如し。然も鑄造料の存在する以上は、英蘭銀行が隨時金地金の買入價格を引上ぐるが如く、行動の自由なるを得ざるの嫌あるを以て、鑄造料を廢止し、帝國銀行の鑄造料の一部を負擔するの危

險を除却し、以て金貨準備の充實に資せしむるの説あり。千九百八年の銀行法調査委員會に於て此問題は世界金融の中心市場を倫敦より伯林に移すの一段として委員間の討議に上れりと雖も其實行を見るは困難なるが如し。(堀江歸一著。中央銀行と金融市場八

二頁)

鑄造料賦課の得失如何に拘はらず、其賦課は貨幣の價值に如何なる影響を及ぼすや。假に鑄造料を貨幣價值の一割とし、人民の輸納したる地金の九割を鑄貨の資料に充て、他の一割を地金の儘にて鑄造料として留保せんか、人民は鑄造料賦課の後に於ては、以前より少量の鑄貨を領收することゝ爲るが故に、一時地金の輸納高は減縮す可く、斯くて貨幣の供給を寡少ならしめ、結局貨幣をして地金に比較して、一割だけ高價のものたらしむ可し。又政府が輸納地金の全部を鑄貨に供し、鑄貨の一割を鑄造料として留保する場合に就て考ふるに、此の場合に於ても、地金の造幣局に輸納せらるゝ高は減縮す可く、貨幣が地金の價值より一割高きに至つて、始めて舊に復す可し。故に孰れの場合に於ても物價の平準點は鑄造料の賦課せられざる場合に比較して、一割だけ低廉なる程度に居るものとせざる可からず。

前論の如く、羅匈同盟諸國又は獨逸帝國に於て徵收せらるゝ鑄造手数料は鑄造の實費を回収するを趣意として定めたるものなるを以て、料金の額甚だ少なきに居れり。此種の料金は英語の *Passage*、獨逸語の *Prüfgebühr* に相當するものなるが、本來貨幣の鑄造は國家の獨占權に屬するを以て、或は國家に於て、造幣收益を増加するの目的を以て、鑄造に要する實費以上に、鑄造手数料を引上げ、公衆が造幣局に輸納する地金の内より、之を控除し、爲めに貨幣の純量又は全量目を減少することなきを保す可からず。此事たる即ち貨幣の品質を劣惡ならしむるものにして、此手段に依て國家の得る所は特に之を造幣收益 (*Seigniorage*; *Schlagschatz*) と稱し、嚴に鑄造料に對して區別す。今日に於ては幸に文明國に貨幣を劣惡ならしむるが如き、不良なる政策の跡を絶ち、所謂造幣收益を生ずるは、小取引に對する媒介物として定位貨幣の形態を以て、補助貨幣を供給することに關聯し、然も一定の規律の下に行はるゝが故に、貨幣の流通價值に何等不良の影響を及ぼさずと雖も、古來の歴史に徴するに、何れの國に於ても、財政家は貨幣の鑄造權を以て、國庫に利益を齎す可き特權なりとの意見を懷き、之を利用して、財政上に収益を謀るの方針に出でざ

るものなかりき。此點に就て歴史上始めて記録を存するは、アゼン共和國に於て、ソロンが耶蘇紀元前五百九十四年債務者の負擔を軽減するの目的を以て、當時流通せる銀貨の量目に二割五分の低減を加へ、從來量目「ミナ」を以て七十三「ドラチ」の貨幣を鑄造せるを改めて、百「ドラチ」を鑄造し、債權者をして債務辨済に新貨幣を收受せしめたるの一事なり。グロートの如き此政策を批判し、目的を以て手段を正當視し得べしとしたれども、(Grote's History of Greece, pt II, ch. XI) 到底國家の權力を挾んで、貨幣價值を左右し、貸借の關係を紛更したるの非難は之を免かる可からず。其後羅馬時代に於て、政府が貨幣の品質を劣悪ならしむるや、斯る社會上の目的よりは、寧ろ財政上造幣收益を増加するの企劃に出で、此事は自ら後の時代に於ける貨幣改鑄の一特色を成したり。即ち英國の事例に就て見るに、千三百年エドワード一世の治世に當り、銀塊一封度を二百四十分して、一片銀貨を鑄造する規定なりしに、之より二百四十三片を鑄造し、千三百四十四年には二百六十六片を、千三百五十二年には三百片を鑄造し、千五百四十三年來貨幣に多額の雜分を混合するの風亦發生し、千五百四十五年には五割の雜分を含有する貨幣鑄造せられ、千五百五十年に

は、銀地金一封度を以て、八百六十四片の銀貨を鑄造するに至り、斯くて千五百六十年の「エリザベス」治世に於ける貨幣改鑄を見ることゝ爲れり。蓋し國家が貨幣の品質を劣悪ならしむるときは、直接に造幣收益を増加して、財政上の急を救ふを得ると、政府は價值の高級貨幣を以て國庫に收入を收受しながら、其低級貨幣を於て、經費を支辨し、繼續して貨幣の品質を劣悪ならしむる間に於て一時の利益を貪るを得ると、二様の利益あるが爲めに、自然斯る方法を敢てするに至るものにして、固より鑄造額に制限を加ふる以上は、定位貨幣に關する場合と同じく、表面價值を維持するに難からずと雖も、鑄造の目的とする所、既に如上の二點に存する以上は、到底濫發の危険を免かる可からず。即ち斯る状態の下に於ては、貨幣の價值は常に動搖して一定する所を失ひ、物價は其影響を蒙りて、一定の規律を失ひ、爲めに經濟社會の攪亂せらるゝこと大なるのみならず、貨幣中比較的多額の實價を有せざるものは、實價の大なる貨幣を流通外に驅逐し、何人も貨幣價值の據る可きものを知る能はざるに至る可し。

第六節 グレシヤム法則

①貨幣の流通に關する一般の原則を説明するに當り、重要な一原則として、特に研究を要するは、グレシヤム法則と稱せらるゝものにして、此原則は貨幣の種類を問はず、總て其流通上に適用せられ、貨幣と紙幣との流通状態にも亦其適用を及ぼすを常とす。グレシヤム法則を簡単に叙述すれば、悪貨は良貨を流通外に驅逐するの一句を以て、其要を盡したりとす可く、而して其悪貨と云ふは、他の貨幣に對して、實價の劣れるものにして、其良貨と云ふは、實價の勝れるものなりとす。蓋し貨幣の資料として、金銀の如き一般に尊重せらるゝ貨物を選定して、之に充つるときは、貨幣は一般に授受せらる可しと雖も、尙ほ貨幣の種類鑄造上の要件等に依て、授受の程度に相違を生ずることなきを保す可からず。換言すれば、國家が品位量目の異なる貨幣に對して、同一の表面價值を付し、此價值に據て流通せしめたりとせんか、單に貨幣として使用する以上は、其實價の相違如何に拘はらず、表面價值を以て、債務を辨濟し、又他の支拂に供用するを得るを以て、貨幣を收受して、之を使用せ

んとする者は先づ實價に對して高價を付せられたる貨幣即ち實價の不充分なる貨幣を使用し、實價の充分なる貨幣は必要の場合に、或は外國に輸出し、或は鎔解の上地金として、使用するを以て、有利なりとす可し。斯くて實價の不充分なる貨幣のみ市場に残存して流通し、實價の充分なる貨幣は流通外に驅逐せられ、其極貨幣流通の状態を紊亂せしめざれば已まざるに至る可し。即ち一國に二種以上の貨幣流通し、共に法貨たるの資格を有する以上は、其孰れの貨幣を使用す可きやは、取引を行ふ際に貨幣を提供する人即ち債務者の意思に存し、之を受取る債權者に存せず。然らば今、二種の貨幣が法貨たるの點に於て、同等なるに、貨幣以外の方面に之を使用するときは、一方の貨幣は多額の價值を有すとすれば、其多額の價值を收め得るの方面に於て、之を使用するは、自然の勢なりと云はざる可からず。即ち個人が貨幣を貯藏する習慣の存する場合には、或る可く品位量目の優等なるものを貯藏せんとす可く、此習慣の行はれざる時代に於ても、手元に斯る貨幣を藏せんとす可く、兩替商、地金商の如きは、巧に貨幣品質の優劣を識別し、量目多く、品位の勝れる、貨幣は之を抽出して、以て鎔解又は輸出の用に供するに勉む可し。所謂廉價

の貨幣は高價の貨幣を驅逐し、惡貨は良貨を驅逐すると云ふグレシヤム法則なるものは、右の如き貨幣流通上の移動を説明したるに外ならず。始め此法則の説明せらるゝや、主として一國に於ける二種の貨幣に就て適用せられたりと雖も、グレシヤム法則の行はるゝは種々の場合の存すると共に、其適用にも幾多の制限の伴ふことを知らざる可からず。今グレシヤム法則の行はるゝ場合を列記すれば、左の如し。

第一、同一の金屬を資料とする二種の貨幣が同一の表面價格を有するに拘はらず、其品位量目にして異なるときは、品位劣り、量目の低減せる貨幣は品位優り、量目の多き貨幣を流通外に驅逐す可し。

第二、二者異なる金屬例へば金若しくは銀を資料とする二種の貨幣が法定せられたる一定の比率の下に流通する場合に、其比率が金銀市價換言すれば二種の貨幣の含有する地金の市價と異なるときは、市價に對して高價を付せられたる貨幣は低價を付せられたる貨幣を流通外に驅逐す可し。

第三、一國が不換紙幣を増發して社會の需要に超過せしめたるときは、正貨は

自ら流通外に驅逐せらる可し。蓋し紙幣にして正貨と兌換せらるゝときは、其増發は直に正貨の取付を促し、自動的に紙幣の發行高を減縮せしめざるを得ず。然も不換紙幣の場合には、斯る兌換の效果に依て、自動的に紙幣に減縮を見ることなきを以て、財政困難に際し、政府が不換紙幣を發行するや、必ず其發行高は社會に於ける需要に超過し、不換紙幣の價格は低落し、内國に於て過剰と爲れる通貨は外國に流出するに至る可し。而して此場合に紙幣は外國に流出するの道なきを以て、勢正貨は海外に驅逐せられ、正貨の供給の減少するに隨て、内國に於ても亦之を保障する者を生ず可し。

元來以上の原則たる、近年グレシヤムの名を冠して之を呼ぶの常なれども、其作用は舊來夙に識者の認識する所なりき。即ち二種以上の貨幣を同時に併せ流通せしむるは、古來各國の力を致したる所たるに拘はらず、容易に其實行を見る能はざりしを以て、學者は其何故に然るやを説明せんとし、現にニコール、オレームが千三百六十四年佛蘭西のシャール五世に致したる意見書には、其一節に於て、若しも貨幣の間に定められたる比價にして、金屬の市價と異なるときは、低價を付せられ

たる貨幣は全く跡を流通上に絶ち、高價を付せられたる貨幣のみ、獨り流通を專にするに至る可きことを論じ、更に千三百七十三年公にしたる著書に於ては、君主は偽造貨幣の鑄造者を所罰する一方に、自ら同一の罪惡を犯したりとすれば、横暴も亦甚だしとす可し。惡貨の鑄造は世間の非難を招くこと少なきの故を以て、租税を賦課するよりも、此手段に依頼するの誘惑多しと雖も、此點に於て危險の伴ふを免かれず。惡貨の發行せらるゝや、國家が如何なる監督を施すに拘はらず、良貨は外國に驅逐せられ、惡貨獨り國內に流通し、之と同種類の外國貨幣亦輸入せらるゝを以て、國內の地金は減少し、內國に鑛山の存在せざるときには、君主は鑄貨を發行するに必要な資料を缺くに至る可しと、(Channing-Growth of English Industry and Commerce) ニコラウス、コバーニカスも亦千五百二十六年波蘭王シギスムンド第一世の請に依て執筆したる論文に於て、貨幣の品位量目を完全にし、鑄造料は造幣上に必要な費用を以て限度とし、一國全體を通じて、貨幣制度を統一するの必要を論じ、次いで、完全なる實價を有する貨幣と實價の低減したる貨幣とを共に流通に付するは、實際に望む可からず。善良なる貨幣は總て貯藏せられ、鎔解せられ、輸出せられて、

不良なる貨幣のみ流通するに至る可しと云へり。

即ち十四世紀より十六世紀に至る間に於て、斯く完全に此方面に於ける貨幣流通の原則を説明する者ありたるに、特に此原則を稱するに、グレシャムなる名を以てしたるは、何故なりやと云ふに、英國エリザベス女王の治世にトーマス、グレシャムなる人あり、(一五一九年生—一五七九年死)千五百五十一、二年頃より千五百七十四年まで、政府の命を奉じて、白耳義アントワーブに駐在し、公債募集、武器購入、地金密輸入等の事務に執掌しつゝある間に、惡貨が良貨を驅逐するの作用を會得して、之をエリザベス女王に進言し、結局千五百六十一年の貨幣改鑄を實行するの基礎を築きたり。而して千八百四十八年マクラオド氏經濟學要論を著すや、此事實を誇張し、グレシャムを以て、右の原則の創造者としたるの一事永く一般に傳唱せられて、以て今日に及べるものとす。

元來如何なる國に於ても、一般公衆は概して貨幣の實價如何に注意するものに非ず、單に表面價值を標準として、貨幣を授受するに止まると雖も、兩替商地金取引商、銀行、金銀匠の如き、平生貨幣の流通若くは金銀の檢定に慣熟せる者は最も巧妙

に貨幣の實價と表面價值との間に於ける差違を看取し、實價の完全なる貨幣は之を鎔解し、地金として使用するか、地金價值を以て、外國に輸出し、不良なる貨幣のみを使用せんとするに至る可し。即ち惡貨幣は良貨幣を驅逐するの事實を生ずるものなり。而して其惡貨と稱するは、量目の磨滅したる、其削取せられたる、又は金銀市價の關係より貨幣の地金市價以上の表面價值を有する貨幣にして、良貨幣は量目實價の完全なる、又は金銀市價の關係より貨幣の地金市價以下に相當する表面價值を有する貨幣なり。舊來の論者はグレシヤム法則を説明するに、當て、二種の貨幣の例に就て之を應用するを恒例としたれども、此法則の應用せらるゝは、單に二種の貨幣のみに止まらず、正貨たると、紙幣たると、又金銀貨たると、銅貨たるとを間はず、總て同一の表面價值を有しながら、其實價に相違あるときは、必ずグレシヤム法則の作用を受け、表面價值に比較して、實價の低き貨幣、惡貨は實價の高き貨幣(良貨)を驅逐するに至る可し。グレシヤム法則に於て、驅逐せらるゝ貨幣は有形的に國外に驅逐せられ、即ち海外に輸出せらるゝの意義にして、而して此輸出は同法則の要點とする所なりとするの推測は一般に行はるゝが如し。而してグレシ

ヤム自身の明にせんとしたる所も亦惡貨は同種金屬の良貨を流通外に驅逐するの一事にして、斯く驅逐せられたる貨幣の外國に輸出するに至るを以て、必然の結果なりと認めたるの跡あり。然も此法則は同一金屬の良貨と惡貨とを共に流通に付するは困難にして、輸出の必要あるときは、良貨が輸出の用に供せらると云ふに止まり、輸出は必ずしもグレシヤム法則の作用の要點に非ず、良貨が輸出せられずして、時に地金として内國に留まることなしとせざるなり。

斯の如く一國の貨幣流通上に、グレシヤム法則行はれて貨幣流通の状態を攪亂する以上は、此状態を完全に維持する爲め、國家は左の三點に就て注意するを要す。

第一、造幣局に於て鑄造發行する本位貨幣には出來得る限り、法律に規定したる品位量目を保持せしめざる可からず。然らずして其品位量目不同なるときは、本位貨幣の間に於て、グレシヤム法則の作用を生ずるを免がれざるなり。

第二、通用最輕量目以内に量目の減損したる貨幣は速に之を回收せざる可からず。然らずして量目の異なる貨幣を流通せしめんか、グレシヤム法則の爲めに、益々量目の實價より劣れる貨幣のみ流通して、貨幣の價值を不確實ならし

ひるを以てなり。

第三、公差並に最用最輕量目は勉めて其程度を減縮するを必要とす。公差の程度高ければ貨幣は其發行せらるゝ當初より互に純量の異なる結果として直にグレシヤム法則の作用を受く可く、通用最輕量目の範圍大なれば貨幣は其法貨として流通しつゝある間に、純量に大なる異同を生じて、此法則の作用を免がれざるを以てなり。

各國の貨幣史を見るに、從來是等の諸點に關する諸國の制度完全なるを得ず、隨てグレシヤム法則の作用を生ずるや、根本的救済を企てず、刑罰禁令等に依て、一時を彌縫し、却て此法則の作用を遅うするに至らしめたる事例多きは、愚の極とす可きなり。

グレシヤム法則をして完全に其作用を致さしむるには第一兩種の貨幣の法定價值と市價との間に相違あるを必要とするは勿論なれども、此外に第二、兩種貨幣の自由鑄造認められ、第三、兩種貨幣が共に法貨たるの資格を有するの條件なかる可からず。例へば或る貨幣にして其實價は表面價值より低しとするも、其貨幣に

して自由鑄造認められず、國家の制限鑄造に屬して、制限ある供給を以て、需要と適度を維持せんか、他の實價の完全なる貨幣と相並んで共に流通し、之を流通外に驅逐する能はざるは、恰も現時の貨幣制度に於て、本位貨幣と補助貨幣と相並び流通して、何等支障を來さざるの道理に依て、之を説明するを得べし。又民間市場に於て、實價の不完全なる貨幣をして、實價の完全なる貨幣を流通外に驅逐せしめんとするには、兩種の貨幣が法貨たるの資格を有し、國庫に對する支拂に於て、將た又私人間に行はるゝ金額の大なる支拂に於て、相並び、相代つて使用せらるゝものならざる可らず。若しも一方の貨幣に此資格を缺くときは、貨幣の流通は自由ならざるを以て、グレシヤム法則亦完全に行はるゝ能はず。實價の完全なる貨幣にして法貨の資格を有せざらんか、其貨幣は實價の不完全なる貨幣に對して、打歩を以て流通す可く、實價の不完全なる貨幣にして、法貨の資格を有せざらんか、其貨幣は實價の完全なる貨幣に對して、割引を以て流通す可く、共にグレシヤム法則の作用を妨碍するに至る可し。而して第二の條件に關聯して、貨幣流通状態の全體に涉りて、一の事實を推究するを得べし。即ち若しも一國の經濟社會に於て、事業活潑繁

忙を極め、交換取引を決済するに各種多額の貨幣を必要とし、貨幣に對する需要強大なるときには、貨幣流通上に於ける需要は實價の低減したる貨幣の價值をして、實價の完全なる貨幣の地金價值と同一の程度に騰貴せしめ、實價の完全なる貨幣は地金以上に價值の騰貴することなきを以て、斯る場合には、兩種貨幣の價值同等と爲り、グレシヤム法則の作用を見る能はざるに至る可し。リカードは明に此道理を認め、一定の量目を有するギニー金貨が其以下の量目の金貨と相並んで流通する能はずとするは、理論に於て誤まれり。若しも彼等の分量に制限ありて、量目の多き貨幣と同價を以て流通せんか、何人と雖も、貨幣の一部を流通外に除却するの誘惑を感せず、寧ろ之を流通上に維持するを以て利益なりとす可しと云へり。

(Ricardo-Reply to
Bosquet, pp. 95-6)

一國の貨幣制度にグレシヤム法則行はれて、之を其成行に放任するときは、貨幣の流通上に種々の不便困難を生ぜざるを得ず。其重なるものを擧ぐれば、第一混合法貨制度の下に於て、各種の貨幣を併せ流通するの利益を喪失するに至る可し。即ち金貨にして流通外に驅逐せらるれば多額の支拂を決済するに適當なる貨幣

を失ひ、銀貨にして驅逐せらるれば小額の支拂を決済するに困難を招くが如し。

第二グレシヤム法則の作用として、實價の不完全なる貨幣が市場を專にし、價值の尺度たるの用を致さんか、物價に不良なる影響を及ぼさざるを得ず。即ち人民が債務の辨濟其他の支拂に實價の不足せる貨幣を使用するに至らんか、貨物勤勞を賣却し、又は資金を貸付けて、今後貨幣の支拂を受けんとする者は、其實價を引上げ、又は貸付金の利子を高くし、實價の不足せる貨幣を受取りて、爲めに蒙る損失に對して、自己の利益を保護せんとするの已むを得ざるに至る可く、隨て一般に物價の騰貴を來し、金利上進の勢を招く可し。若しも貨幣の實價の不足せる割合が總て同一にして、何人に於ても之を知るを得るときには、其結果も亦甚だ簡單なりと雖も、實價の不足は、各種の貨幣を通じて、同一に非ず、貨幣の種類に依り、又は時期に依りて、異同ある以上は、物價の高低殆ど規律なく、投機を招致して、經濟上の諸關係に非常の危険を及ぼすを免がれざるなり。

然らばグレシヤム法則の作用を妨退するには、如何なる手段を施すを以て、可なりとするや。即ち此法則の行はるゝ原因に遡り、第一貨幣の實價を完全にし、實價

と表面價值との間に存する差違を除却し、第二實價の低減せる貨幣に對して、自由鑄造を禁止して、貨幣の鑄造發行を制限し、供給の減少に依て、實價以上の貨幣價值を保持せしめ、第三兩種の貨幣中、其一種に對して、法貨たるの資格を除くが如き、孰れも其手段として効果ある可し。現に合衆國加利福尼亞州に於て、南北戦争後政府發行の不換紙幣并に銀行紙幣の流入し來るや、グレシヤム法則の作用に於て、當然金貨を流通外に驅逐す可きの道理なるに、加州人民は、紙幣の使用を拒絶し、州の立法部亦其意を承け、特別契約法なるものを制定し、總て當事者は貸借の契約を締結するに當り、一種の貨幣を特定し、之を取引の目的物に充つるを得ることとし、同時に裁判所も判決の效果に依り、訴訟當事者をして、金貨を以て支拂を行はしむることとし、事實紙幣に法貨たるの資格を除却したるを以て、紙幣は取引の一當事者が中央政府なる場合の外、殆ど使用せられず、一方に正貨は其表面價值に據らず、紙幣を以て測定したる價值を以て、流通するに至り、爲めに之を市場に留保するを得たり。(Letter from D, A. Wells to Sir Thomas Farrer. Gold & Silver Commission. Appendix to Final Report. pp. 53-4.)然も上記の場合に於ては或る方法に依り、單に金貨を流通上に留保するを得たるに止まり、其留保せられたる後に於て、債

權者並に債務者の双方に對して、満足を得るが如き、溢價を決定すること困難なるが故に、溢價を以て流通するは、貨幣の小部分に止まり、他の部分に對しては依然グレシヤム法則の行はるゝことなきを保す可からざるなり。

第七節 國際間並に内國に於ける貨幣の分配

一國に存在する貨幣の量は常に變動して、一日として其停滯的狀態に居るを許さず。一國の各方面に於て、貨幣は移動して、已まざるのみならず、國際間に於ける移動亦大なるものあり。

貨幣は何が故に、國際間に移動し、一國より他國に向つて流出し、又一國は他國より流入を受くるか。一國の貨幣制度又は貨幣流通の狀態完全ならず、良貨と惡貨と相並んで流通する場合に良貨の惡貨に依て驅逐せらるゝは、前節に於て説明したる所なるが貨幣制度の整然たる場合に於て、尙ほ貨幣の流出を來すの原因は第一外國に對する債務の支拂と第二外國に對する放資の關係とに基くものとせざる可からず。現時の狀態に於ては、國際間を通じて、貨物の賣買資金の貸借其他の

取引の行はるゝや、當事者が直接に貨幣を授受して、之を決済するの事例は甚だ少なく、例へば甲國の商人が乙國の商人に貨物を賣却すれば、直接に後者に就て代金の支拂を請求せず、銀行に此權利を賣却し、銀行をして取立を行はしむるか、然らずんば乙國の商人は乙國銀行の振出したる甲國銀行宛手形を甲に送付し、甲國銀行をして貨物の代價を支拂はしむ可く、斯くて甲國銀行は乙國銀行に對して債權を有するに至るものなり。孰れの場合に於ても甲國は乙國に對して債權を有することゝ爲る可く、而して乙國の商人が甲國の商人に貨物を賣却すれば、同一の關係に依り甲國の銀行は乙國に對して債務を負ふ可し。斯の如くして國際貿易其他の取引に依る債權債務は多く銀行の掌裡に集中し、而して兩國の銀行は一方より他方に貨幣を送致し、又之を領收することの代りに、一國の債權を以て、他國に負ふ債務を支拂ふの用に供し、兩者を相殺して、貨幣の現送を省約するに勉む可しと雖も、兩者の相殺せられざる部分に至ては、結局貨幣の輸出に依て、之を決済するの道を求めざる可からず。而して一國の國際貸借は一年を通じて常に平均を保たんか、甚だ可なりと雖も、斯の如きは寧ろ稀有の事例たるのみならず、一年内の各時期

に於ても債權、債務に超過し、債務債權に及ばずして、貨幣の外國に流出し、又は外國より流入するを免がれざるなり。

外國に對する放資は必ずしも貨幣の形態を以て行はれず、一國が他國より回収す可き債權を其國に留置して、放資に充てんか、一國より直接に貨幣の流出することなくして、放資の行はるゝを見る可く、又物資の形態に於て放資の者はるゝことありと雖も、内外國に於ける金利歩合の相違は一國をして直接に本位貨幣を輸出して、放資の手段たらしむることあると同時に、一國に於ける放資上の危険は放資者をして資金を回収し、貨幣の形態を以て、之を他國に送致し、又は本國に還付せしむることあるを以て、孰れの場合に於ても放資の關係より、貨幣の流出を來す可し。千八百七十年獨佛戰爭開始の當初、佛蘭西の資本家が避難の目的を以て、資金を倫敦其他の都會に移したる爲め、金貨の輸出を惹起し、佛蘭西銀行をして遂に正貨兌換を停止するの已むを得ざるに至らしめたるが如き、又千八百九十年後數年間歐洲の資本家が米國に放下したる資金の回収を企てたる爲め、金の輸出を來したるが如き、即ち貨幣の形態に於て、資金の放下若くは一旦放下せられたる資金の回

收の行はるゝ證左とす可きものなり。

國際間に於ける貨幣の移動にして、或る期間繼續して行はるゝときは、移動の方向の輸出に在ると輸入に在るとを問はず、其移動の爲めに生ずる狀況に依り、自ら中和せらるゝものとす。即ち貨幣にして外國に輸出せられ、内國に於ける現在高を減少せしめんか、物價は下落して、貨物の輸出を便にし、輸出に依て、再び正貨を國內に招致するを得べく、又其反對に正貨外國より流入して、貨幣の供給増加すれば物價の騰貴を來し、貨物の輸入を促して、正貨の流出を見る可し。之を要するに如何なる國と雖も、他の諸國と均等なる物價平準を維持するより以上の貨幣を有する能はざると同時に、之より少なき貨幣を有するものにも非ず。貨幣にして此割合以上に増加するも、此割合以下に減少するも、共に如上輸出入貿易に於ける變動に依て、剩れる貨幣を減じ足らざる貨幣を補ふが故に、特殊の國に於て、物價が特に高貴なるが如き、又特に低廉なるが如きは、一時の事相たるに過ぎず。而して物價が一般に高貴ならんか、此事實は全體の產物よりも、大なる比例を以て、世界に於ける貨幣の増加したることを證明し、一般に低廉ならんか、產物に比して、貨幣の減少

したることを説明するものなり。

斯の如く貨幣流通の狀態は國際間を通じて、平靜を保つを得べしと雖も、其之を保つには、或る時期の經過するを必要とす可く、其經過する期間に於て、或る政策に依て、當然歸嚮す可き所に定着するの機運を促進せしむるに非ざれば、貨幣の流入、流出共に適當の程度を逸して、流通の狀態を攪亂することある可し。即ち急劇に貨幣流通高の一部が外國に輸出せられんか、國家が如何なる方法を設けて、貨幣流通上の狀態を圓滑ならしめんとするも、到底其目的を達し得べきに非ず。故に中央銀行は平生より國際間に於ける貨幣流出入の狀況に注意し、其、パロメートルたる爲替相場の高下に依て、割引歩合を上下し、急劇の流出入を制止すると同時に、外國より流入し來れる貨幣は之を準備金の中に存置し、必要の際に外國に支拂ふ可き貨幣は此準備金より支出し、貨幣流出入の爲めに、流通上に意外の波瀾變動の發生することなきを期せざる可からず。中央銀行にして、此方針に出でんか、例へば或る特殊の季節に於て、貨幣の流出すること確實なるや、其以前より豫め金利歩合を引上げて、當然流出することを免がれざる正貨の取付に應ずるを以て、其取付の

起れるに當て、急劇に金利歩合を引上げ、金融市場を擾亂するの弊を緩和するを得べく、貨幣の流入す可き季節に先だちては徐々金利歩合を引下げて、貨幣に對する需要を促進し、流入の曉に於ける貨幣供給の増加と均衡を持せしむ可し。近時歐洲諸國に於て、中央銀行が全國の銀行券發行權を統一し、金融市場に統轄的勢力を及ぼすに至りてより、常に割引歩合を高低して、爲替相場を左右し、以て貨幣の流出を防遏するに勉め、又外國より貨幣の流入するときには、自由に其買入に應じて正貨準備を増加し、以て他日の流出に備ふるを常とす。國際間に於ける貨幣の流入として適度を保たしむるは、今日中央銀行の職務として、最も重要なものゝ一に屬すとす可し。而して此職務を果すの手段は一に金利歩合の上下に在るのみ。一國の金利歩合高きときは、金貨を内國に吸収し、其低廉なるときは、之を外國に驅逐するは世人の承認する事實なるが、其資金の内國に流入し、又資金の外國に驅逐せらるゝや、多く金貨の形態に於て行はるゝが故に、例へば一國に於ける貨幣の供給が當時の物價を維持するに不充分ならんか、銀行の準備金は減少し、銀行は爲めに割引歩合を引上ぐるに至る可く、割引歩合にして引上げられんか、第一有價證券

並に投機取引の目的物たる貨物の代價は即時に低落し、第二信用の基礎即ち銀行準備金として貨幣を使用するに當り、其入力力を大ならしむ可し。第一の事實は必ず貨物並に證券の輸出を増加して、其輸入を抑制し、第二の事實は内國銀行をして其外國に有する預金殘高其他の債權を貨幣の形態にて本國に回収せしむると同時に、外國銀行も亦金利の高き國に於ける殘高を増殖するに勉む。即ち是等二箇の事實相重なりて、金は物價低廉、割引歩合高貴の國に流入し來り、物價の平準點並に金利歩合をして同一本位制度を有する國と均等ならしむるまで、距離、危險の相違其他の事情を除外す、即ち一國に於ける貨幣に對する需要の充足せらるゝまで、斯る移動の已むことなきものとす。

第二に内國に於ける貨幣の流通高をして、之に對する需要に適合せしむるも亦中央銀行の職務に屬す可し。即ち物價の高貴なるときには貨物に對する需要を抑制し、其低廉なるときには、貨物に對する需要を増進するが如く、中央銀行にして割引歩合を引上げんか、自然貨幣は其金庫内に回収せられ、割引歩合の引下と共に、再び市場に出で、全體に於て需要に投合するまで流通高を増加するを得べし。

一國には其主要貨物産出の時期、状況、國庫金の收納並に支出、銀行會社の決算期、個人家計上に於ける季節等に依りて貨幣に對する需要の遽に増加すると共に、其季節外に於て需要の減少することあり。斯る増減に對して、市場に起る波瀾を寡少ならしむるの用意に就ては、中央銀行の措置に依頼せざる可からず。千八百六十五年十月英蘭銀行は内國に於ける貨幣需要の増加したる爲め、急劇に正貨を取付けられ、一週間に割引歩合に二分五厘の引上を行ひ、之を七分の高率に達せしめたることあり。倫敦、エコノミストは十月十四日發行の誌上に於て此問題に論及し「現時の金利騰貴は種々の原因並び生じたるが爲めに起れるものなり。蓋し一國には現金取引に於ける一種の潮流ありて、定期に銀行の手元現金を豊にし、又定期に之を乏しくす。毎四小半季の末に於ては、必ず現金の散出を促す可き潮流を生じ、銀行以外の階級に居る者は現金を得て給料、賃銀、配當を支拂ひ、是等一箇の金額は小なるも、全體の合計は甚だ大なりとす。之を重なる原因とし、此以外には現金に對する愛蘭の需要と棉花投機業者の手形振出との爲めに、金利を騰貴せしめたり」と云へり。斯の如きは聊か異例の事件に屬すと雖も、尙ほ小額の現金需要は時

々刻々に發生し、中央銀行に於て之に應ずるに足るの正貨を備へて、金利歩合に激變を招かずして、以て需給の投合を謀るの必要あるや論を俟たざるなり。

第三、貨幣の需要供給を調節し、其流通状態を平靜ならしむるに必要なは、各地方に於ける貨幣の分布を適當ならしむるの一事なり。蓋し國民經濟發達の程度若しくは其活動の状態は地方に依りて異なるを以て、貨幣に對する需要又は其需要する貨幣の種類も地方に依りて異なるを得ず。例へば或る地方に於て多量の産物産出せらるゝとするも、固より其地方に於て盡く消費せらるゝに非ず、其一部は他の地方に輸送せらる可く、而して斯く貨幣の移動するに當ては、一定の短期間に於て、特に貨幣に對する需要を増加す可く、地方特殊の祝祭等に際しても、亦貨幣の需要大なる可し。本位貨幣の分配に就ては交通機關の發達並に金融機關の配置に依りて、格別の困難を見ずと雖も、補助貨幣に至ては、其形量重大にして、運搬に不便なるが爲め、動もすれば地方に依りて分配の不平均を來す可し。之を除くには如何なる方法を取るを以て、適當なりとするか。補助貨幣全體の流通高の過不足を制する爲め、國庫に於て無手数料を以て、本位貨幣と補助貨幣との間に引換を行ふ

の義務を負ふの必要あるが如く、補助貨幣の地方的分布を適當なる状態に置くにも、亦同一の方針に據り全国各地の本支金庫に於て、右の義務を負ふを必要とす。今日中央銀行の存在する國に於ては、金庫事務は中央銀行の擔當する所に係り、現に獨逸帝國銀行の本支店の如きは、何れも右の義務に服して、以て地方間に於ける貨幣分配の不均を避くるに勉む。

第三章 貨幣技術論

第一節 造幣局の設備

國家が貨幣鑄造權を獨占し貨幣の鑄造を行ふ以上は、其機關として造幣局の設備を爲さざる可からず。アーネスト・セイドは造幣局の設備が一國の經濟社會に重要な關係を有するの事實を挙げ、造幣局は經濟上最も重要な職務を行ふ可き最高の國家機關なり。斯る職務の履行を確保するには、造幣局は一國政府の備ふる材料機械を完全に運用し、最新の學術を應用し、發明改良を採用せざる可からず。其地位は之を適當の地點に選ぶ可く、建物は宏莊なる可く、又工場は能く之を整備し、役員職工の技倆は之を練達せしめざる可からずと。(E. S. yd-Bullion and Foreign Exchanges, p. 537.) 思ふに能く造幣局の要件を道破して遺漏なきの言とす可し。

造幣局の設備並に組織に關する問題は行政上の實務に屬し本論の關する所に非ず。唯概則として、セイド氏の所論に従ふを以て可なりとすと雖も造幣局を如何なる地位に設立す可きやの問題に就ては、一國貨幣制度の運用と關聯して、自ら

議論なき能はず。國家は如何なる地點に造幣局を設立す可きか。此問題を決定するには、産金屬國と非産金屬國との間に區別を設くるの必要あり。即ち産金屬國に於ては、造幣局は他に著しき支障の存せざる限り、之を鑛山の附近に設立し、鑛山より採掘、精鍊したる金屬は直に之を造幣局に輸納し、貨幣として諸地方に分配するを以て、便宜に適したりとす。換言すれば鑛山と造幣局とを同一地方に置くときは鑛業者は採掘製鍊の後、地金を直に貨幣に換ふるの便宜あり。造幣局は鑛業者に對して、常時確實なる市場たるを得べしと雖も、此反對に造幣局が鑛山より遠隔の地位に在るときは、鑛業者は金屬を其地方に輸送し、又は其中間に於て取引するの必要を生ず可し。然れども非産金屬國に於ては、産金屬國と異なり、斯る關係に依て、造幣局の地位を定むる能はず。如何なる見地より、之を定む可きやと云ふに、斯る國に於て、金屬の供給を受くるの道は單に國際貸借の關係に出て、外國より地金を輸入することに依て、内國に金屬を供給するを得るものなり。然らば非産金屬國に於ける金地金の輸入港は産金屬國に於ける鑛業地と同一の關係に居るものにして、造幣局設立の地點は主として外國より地金を輸入する開港場に求

むるを以て、至當の道なりとす。

次に造幣局數の多少も亦貨幣制度の運用に直接の關係を有す。通例造幣本局の外に適當と認むる地點に支局を開設し、支局に於ては、或る程度まで貨幣の鑄造を行ひて、本局の事業を補助し、或は品位證明の事務を掌るを主として、鑄造を行はざる場合あり。是等は専ら一國面積の廣狹、運輸機關整備の狀況等に依て、定まる可き問題なるが、斯る事情を離れ、一國政治組織の關係より、特に多數の造幣局を設立するものあり。獨逸の如き、即ち此適例にして帝國統一の當時に於ては、聯邦州既存の設備を重んじ、從來の造幣局は之を存續するに勉めたるの結果、聯邦州に九箇所の造幣局並立したり。是等の内ハンノイヴァー、フランクフルト、ダルムスタットの造幣局は千八百七十八年以來漸次閉鎖せられたるが、尙ほ今日に於ても、柏林、ミュンヘン、ドレスデン、スツットガルト、カールスルーヘ、漢堡の六箇所に造幣局を存置し、其事務を行ふ。蓋し獨逸は帝國に於て貨幣法造幣規則を制定し、全國に之を施行して、以て法令の統一を期したりと雖も、貨幣の鑄造は帝國統一の以前より之を行ひたる重なる聯邦州をして、帝國の法令に準據して、續行せしめ、以て諸州

の既得權を尊重するの方針に出でたるの結果、斯く多數の造幣局の存在するものなり。合衆國に於ては、千七百九十二年始めてフキラデルフキアに造幣局を設立して以來、千八百三十五年シャロット(北カロライナ州)、ダローネガ(ジョージア州)、ニューオルレアンスに、千八百五十二年桑港に、千八百六十二年デンヴァーに、千八百六十三年カールソン(ネヴァダ州)に造幣支局を開設したり。是等の内、デンヴァー、シャロット、オルレアンスの三箇所は其後貨幣の鑄造を行はず、單に地金を貨幣に引換ふの職務を行はしむと雖も、一方に紐育、ボアス、シチー(アイダホ州)、ヘレナ(モンタナ州)、シャロット、デッドウード(南デコタ州)、シヤトル(ワシントン州)の數箇所は金銀輸納並に品位證明の事務局を開設したり。故に合衆國政府大體の方針は貨幣鑄造の爲めに、大西太平洋兩洋の關門に造幣局を設立し、以て商業上の中心地に貨幣を供給すると共に、地金の輸納者に便宜を與へ、而して金銀輸納並に品位證明の事務は地金の産出地に於て之を行ひ、金地に一定の造幣公價を確定すると共に、之を貨幣に引換へ、以て全局の便宜に副はしめんとするものゝ如し。而して合衆國に於ては各造幣局又は事務局の連絡密接にして、例へば濠洲若しくは東洋の方

面より多額の金地金、桑港に流入し來れる場合に、桑港に於て之を受取りたる者が同地の造幣局に輸納するときは、電報に依り紐育其他の造幣局に就て、他人をして直に同一價格の正貨を領收せしむるを得。即ち一の造幣局に輸納したる地金を直に數千哩を距つる他の地方に於て支拂の用に供するを得るものにして、金融上又は貨幣流通上の關係を圓滑ならしむるの效果、大なりとす。或は此一事は米國が造幣局を介して、金地金の輸入を促進するの結果を齎すが如しと雖も、一方に造幣局は金地金輸出の場合にも輸出者に便宜を供へ、工藝上に使用せらるゝ價格百弗乃至七百弗の小金塊の外に、主として輸出用に充てらるゝ價格五千弗乃至八千弗の大金塊を百弗に付き四仙の料金を以て賣却す。隨て金貨を以て對外債務を決済せんとする者は流通上、現に磨滅し、又輸送中磨損す可き金貨を輸出するよりも、斯る金塊を買入れて輸出するを利益とす。或は之を以て造幣局が金地金の輸出を助長するものなりとするの非難なきに非ずと雖も、合衆國にして歐洲に債務を負ふ以上は、輸送の費用如何に拘はらず、合衆國は之を支拂はざる可からず。假に合衆國が歐洲に對する支拂に充つるに要する金を得るの費用を加重したりと

せんか、債権者に何等の痛痒を感ぜしめずして、單に債務者たる自國民を苦しむるのみ。金の輸出を便利にするは、決して歐洲に私するものに非ず。一時國庫は金貨準備の蒐集並に蓄積に腐心したる時代には、金塊の賣却を中止したるが、千九百年の貨幣法施行以來之を開始し、今日に至るも淪る所なし (Pratt-The work of W. H. Street, 2nd edition, pp. 318-9)

之を要するに貨幣の鑄造は機械力を使用して、大規模の計畫の下に行ふ可き事業なるを以て數箇所に小規模の小機關を設くるよりも、中央に大機關を設け、事業を統一集中すること、經費を節約するの道たる可し。米獨兩國の方針、茲に向へるは前論に依て明なるが英國に於てもノルマン征服以來造幣局の數は漸次減少し、千六百九十六年にはダブリン造幣局、千八百十五年にはエヂンバラ造幣局共に閉鎖され、一方に從來倫敦タワーに於ける造幣局はタワーヒルに移轉し、近代まで僅にウキンチエスタ地方造幣局の存したる外、造幣事業は殆ど一の中央機關に統一せられたり。我國に於ても大阪造幣局の外に、東京に存置せられたる支局は明治四十年六月を以て、閉鎖せられたり。

最後に造幣局の規模は一國經濟の發達に應じて、漸次之を擴張するの必要ある

ことを記憶せざる可からず。若しも其規模にして狭少に失せんか、鑄造に日時を要すること多く、鑄造請求者は其間に利子を損失するの大なるを恐れ、自然磨減貨幣を流通に付するに至る可し。中央銀行が公衆に代りて鑄造を請求すること前記の如く、隨て鑄造日數間の利子の負擔實際に存在せざる國に於ても、尙ほ實際に鑄貨を使用する場合には、此點に注意するの必要ありとす。

第二節 鑄貨に關する技術

貨幣の鑄造は既に前章に於て説明したるが如く、國家自ら貨幣の資料たる金屬に刻印を施し、其造幣價值を證明する行爲なり。換言すれば貨幣法、造幣規則の規定する所に基き、金屬の品位量目を證明する爲め、其一部に記號を施すものに外ならず。貨幣鑄造の目的とする所、既に此一事に存する以上は、貨幣の形體、圖識、記號等鑄造上の技術に關する事項を定むるに當ても、亦此目的に重きを置き、貨幣をして第一流通上の便宜に適合せしめ、第二最も完全に品位量目を表示し、且つ之を維持せしむるの方法を取らざる可からず。造幣機械に蒸汽力を應用する今日に於

ては、斯る目的を達するは當局者の注意如何に依て敢て困難ならざるを得べし。先づ貨幣流通上の便宜より考ふるに、貨幣形體の大小は此點に最も重要な關係を有す可し。而して一般の原則としては、第一、運搬携帯に不便を感ずる程、大なる可からず、第二、授受に困難を訴ふる程、小なる可からず、第三、厚きに過ぎて、包装に不便なる可からず、第四、各種貨幣の間に大小の區別判然たるを必要とし、第五、貨幣價値の區別を容易に認識するを得るの五箇條を主張するを得べし。十八世紀中、瑞典に於て、平方七吋半、重量三封度半の青銅貨を鑄造したるが如き、又マリヤ、テレサ弗が直徑一時六の長きに及びたるが如き共に第一の要件を無視したるものなりと同時に、合衆國の一弗金貨の如き其形量の寡小なるの點に於て、人民をして流通の不便を訴へしめたる一例とす可し。ジエヴランス氏は拇指と食指とを連結したる大きさを以て極度としたれども、其適否未だ知る可からず。本位貨幣の流通する國に於ては、流通を簡便にし、又流通上に於ける貨幣磨滅の損失を防ぐ爲め、貨幣を包装し、Coin wrapperにて授受するの慣例あるを以て、斯る場合に貨幣にして厚きに過ぐるときは、包装を不便ならしむ可く、大小の區別曖昧にして、容易に認識す

るを得ざる貨幣の如きは、流通の際に當事者の孰れか一方に損失を興ふるの具たらんのみ。

次に貨幣の品位量目を完全に維持するの點より最も必要なは、第一、貨幣の偽造變造を防遏し、第二、貨幣をして國家の企圖する價値を保有せしむるの二點に外ならず。今日國家は貨幣の鑄造權を獨占し、私人に貨幣の鑄造を禁止すると雖も、貨幣鑄造の如き私人にして或る施設を爲せば、行ひ能はざる所に非ざるを以て、時に貨幣の私造者を生ずるは、怪むに足らず。本位貨幣に就て云はんか、國家の鑄造するよりも少く實價の低きものを鑄造すれば、其の程度に應じて鑄造者に利益を興ふ可く、補助貨幣に至ては、國家の鑄造すると同一の實價を具有するものを鑄造するも、尙ほ私造者は相當の利益を收むるを得べし。國家の鑄造すると同一の實價を以て、貨幣の鑄造せらるゝが如き、實際に何等の弊害を存せざるの觀ありと雖も、國家にして之を看過せんか、自然貨幣の價値を不確實ならしむるの端を開き、定位貨幣に對する供給の統制を期し難く、造幣權獨占の理由を没却するに至るを以て、此種の貨幣の鑄造も亦其偽造として處罰せざる可からず。況や價値の劣れる

貨幣を鑄造する場合に於てをや。貨幣の偽造者に課するに嚴罰を以てしたるは、古來の慣例にして、現に英國に於てはブラックストーンの時代より、偽造に擬するに叛逆を以てし、千八百三十三年に至るまで偽造者に死刑の嚴刑を加へたり。此他之に類する事例は各國に求むるを得べし。然も貨幣偽造の事實の發生するに及んで、偽造者に刑罰を課するが如きは、抑も事の枝葉に屬す。苟も貨幣價値の確實を期する以上は、根本に遡り、貨幣鑄造上の技術に意を用ひて、民間に於ける偽造の行爲を困難ならしむるの工風を講ぜざる可からず。其方法として必要なる項目を擧げんか、(イ)貨幣の表裏両面に緻密なる美術的意匠に成る圖識を施し、(ロ)各種の貨幣の間に、其圖識を區別し、以て低價の貨幣を高價の貨幣に變造するの奸策を豫防し、(ハ)金屬に相當の混和物を加へて或る程度まで貨幣の實質を鞏固ならしめ、機械力を使用するに非ざれば鑄造し難きに至らしむるが如きは、貨幣の偽造變造を防ぐに最も効果ある手段なりとす。

第二に貨幣をして完全に其價値を保有せしむるには、(イ)貨幣の實質を鞏固にし、(ロ)各貨幣をして其價値の差別に従ひ、同一率の價値を保たしめ、(ハ)品位を正しくす

るを必要とし、又價値を完全に維持する爲めに、鑄造上に必要なるは流通の際、惡意を以て、貨幣量目の一部を毀損削取するの惡手段の行はるゝを防ぐの一事にして、此目的を達する手段としては、(イ)成る可く形體の大なる貨幣を鑄造發行すること制限し、(ロ)貨幣の縁に邊紋 *Milling* を打出し、(十七世紀の央頃英國に於て始めて行はる)或は貨幣の表裏両面に全體を蔽ふ圖識を施して、以て金屬を削取するの餘地なからしむるを必要とす。獨逸に於て、二十馬克金貨の縁には邊紋を打出さず、單に *Gold mit uns* の三文字を記號するに止まり、佛蘭西の五法金貨亦 *Dieu protege la France* なる數文字を浮彫するのみ。果して之にて如上の目的を達するに充分なるや否やは實際問題に屬し、茲に論ずるの限りに非ず。斯る注意を技術上に施すも、尙ほ不正の輩ありて、數多の貨幣を蒐集し、之を一の囊中に收め、囊を震搖して、以て貨幣を互に接觸摩擦せしめ、流通上自然に磨滅削減したるが如くに裝ひて、金屬を削取することなしとせず。我國の如き金貨が絶へて市場に流通せざる國に於ては、本位貨幣に對して、斯る不正手段の行はるゝを見ることなけれども、補助貨幣には往々にして此手段を蒙るを免かれず。畢竟國內の産業沈衰し、國民に充分の職

業なくして、徒手遊食の輩多く、加ふるに人民に徳義の念乏しきときに生ずるものにして、亦已むを得ざる所なりとす。

斯る人爲の方法に依て、貨幣の量目を削取するの弊は鑄造上の技術に依て、之を避くるを得れども、貨幣にして其流通上自然に磨滅するときは、故意の量目削取と同じく、價値の確實を期し難きに至るの道理なるを以て、此點に就ても亦注意するの必要あり。即ち(イ)適當の混和物を設けて、金屬の性質を鞏固ならしめ、(ロ)貨幣の形體を圓形ならしめ、(ハ)封筒の儘にて流通するの慣例を開くが如き、流通上に生ず可き磨滅を豫防する方法として、極めて肝要なりとす。

第三節 公差

貨幣の品位並に量目は各國共に貨幣法に於て、之を一定し、法定の品位量目と符合する貨幣を鑄造發行せざる可からざること論を俟たず。各國に於ける貨幣鑄造上の技術は近年著しく進歩し、法定の品位量目と實際の品位量目との間に、差違の大なるもの甚だ少なきが如くなれども、尙ほ場合に依りては、多少の差違を生ず

ることなきを保す可からず。若しも微細なる差違の存するを理由として、一々貨幣を改鑄せんか、鑄造手續の煩雜、造幣局經費の増加を免かれざるを以て、之を避くる爲め、或る程度まで、法律に於て兩者の相違を公認し、多少法定の品位量目と異なる貨幣にても、其差違にして或る範囲内に止まらんか、尙ほ其發行を許容する便宜法を取るを常とす。而して斯く法律を以て公認せられたる差違を公差 Remedy: Tolerance と云ふ。

公差に二種あり。一は純量に對する公差にして、他は全量目に對する公差是れなり。我國現行の貨幣法に據れば、本位金貨の純量公差は一千分の一、補助銀貨の純量公差は一千分の三にして、全量目の公差は貨幣額面の種類に依て、多少の相違を存す(第九、第十條參照)。又外國の實例を參照するに、英吉利、獨逸、羅甸同盟諸國共に、純量公差を一千分の二以内に置くの規定なり。即ち造幣局に於て、貨幣の鑄造を行ふに當り、其純量又は全量目が法定の純量又は全量目に比較して、多くとも或は少なくとも、其多少の程度にして、法律の認めたる公差の範圍を超越せざる以上は、貨幣として世上に發行するを得るものなり。

然らば公差の程度は之を如何なる範圍に置く可きか。固より貨幣法が公差を認むるは、貨幣鑄造上に於ける一種の便宜手段に出づるものなるを以て、妄に其範圍を廣からしむ可からず。公差の範圍廣きに居るの結果として、法定よりも純量全量目の多き貨幣發行せられんか、民間に於て私に量目を削取する者を生ずるは勿論、法定よりも純量全量目の少なき貨幣と相並んで市場に現はれんか、實價の不平等なる貨幣は同一市場に流通し、國家自ら求めて、グレシヤム法則の作用を促すに至らんのみ。又貨幣にして内國市場に於て、箇數に據て流通するときは品位量目に於ける多少の差違は敢て問ふ所に非ざる可しと雖も、箇數に據て流通するは、單に内國市場のみに止まり、外國に對しては、一々純量に據らざる可からず。然らば公差の大なる貨幣の流通は一局部の人民に不利益を及ぼすを以て、斯の如きは斷じて不可なりとす。造幣機械の改良、造幣技術の進歩と相伴うて、公差の範圍は之を減縮するを要す。現に英國に於て前年貨幣法制定の際には、造幣機械の幼稚なりし結果、ソヴェレン金貨に一千分の一、六二の量目公差並に一千分の二の純量公差を認められたれども、完全なる機械の使用せらるゝ今日に於ては、公差の割合を減

縮するを得るは勿論にして、又實際鑄造せらるゝ貨幣の品位量目は遙に前記の公差よりも少なる差違を存するに止まると云ふ。

貨幣法が公差を認むる理由、右の如くなるを以て政府が時々貨幣の試験を行ひ、實際鑄造せられたる貨幣の品位量目が公差に對して如何なる關係に居るやを檢案するは、最も重要な措置なりとす。英國には古來ピックスの検査 (Tryal of pycs) と稱するものあり。即ち造幣局内に *pyc-chest* なる箱を備へ、金貨は每十五封度の鑄造に付き一箇、銀貨は每六十封度の鑄造に付き一箇の割合を以て、此箱に貯へ置き、一年一回時を期して、金匠組合の役員立會の上にて、検査を行ふ。又合衆國には大統領の任命に係る檢定委員會あり、我國に於て大藏大臣が造幣局に出張して試験を行ふが如き、何れも造幣上の責任を明にするの趣意に出づるものなり。

公差を計量するに當り鑄造せられたる貨幣の一箇毎に就て、之を行ふは當然なれども事の煩雜を慮り、造幣上の手数を省略する爲め、所謂大數公差法に據り貨幣の百枚又は千枚と云ふが如き、大數に就て公差を計量する方法亦行はる。即ち此方法に據らんか手数を省略するの利益あるは論を俟たずと雖も、大數公差法に於

ては貨幣一箇の量目大に減損して法定の公差を超過し、隨て貨幣として發行するを許す能はざるが如きものありとするも、他に量目の完全なる貨幣ありて、共に之を計量する方法に出でんか、一片又は少數の貨幣の量目不足は大數の上に於て相平均し、全體の量目不足をして、大數公差法に定めたる公差に達せしめず、每片公差法の下に於て發行する能はざる貨幣をも大數公差法の下に於て發行するを許し、其結果貨幣の量目を不同ならしめ、公差を定めたるの趣意を没却するの嫌なき能はず。斯る弊害を避け、尙ほ一方に大數公差法の下に公差の計量を簡便ならしむるの趣意を收めんとするには、大數公差の割合を貨幣の數に比較して、或る程度まで減縮するの必要あり。我國の如き此方法を取るものにして、貨幣法第十條に左の規定を設けたり。

金貨幣量目の公差は左の如し。

二十圓金貨	每片公差	〇・〇三二四 ^{グラム}	一千枚公差	三・二一一二五 ^{グラム}
十圓金貨	同	〇・〇二二六九	同	二・三二五〇
五圓金貨	同	〇・〇一六二〇	同	一・五三七五

即ち二十圓金貨每片の公差は奇零グラム〇三二四なるが、若しも大數公差法の下に於て、之を一千倍して、三十二グラム四と爲さんか、直に前記の弊害を免かれざるを以て、貨幣の箇數は之を一千倍するに拘はらず、大數公差を每片公差の九十六倍内外に止むるものなり。然れども尙ほ斯る制限を付するも、單に危険の程度を減縮するの效力あるに止まり、全く危険ものを除却すること能はざるを以て、獨逸貨幣法の如き、絶對的に大數公差の簡便法に據らず、公差は必ず貨幣の每片に就て計量するの規定を存す。

第四節 通用最輕量目

前節に論じたるが如く、國家が故意に貨幣の品位並に量目を劣惡ならしむるの手段は文明國に於て、其跡を絶ちたりと雖も、貨幣が流通することに依て其職務を盡くし、廣く各人の間に授受せらるゝときは、爲めに自ら磨滅して、量目を減ずることある可し。而して貨幣磨滅の程度は流通度數の多寡に依るものなるを以て、各種の貨幣にして、互に磨滅の程度異なる可く、又流通の回数同一なりとするも、本來

貨幣は鑄造の當初より同一の量目を有するものに非ず、公差の範圍内に於て既に量目に異なる所あるを以て磨滅の程度も亦量目の多少に依て異なる所ある可し。又形體の小にして薄き貨幣は其大にして厚き貨幣よりも多く磨滅す可く、巧妙に鑄造せられたる貨幣は其然らざる貨幣よりも磨滅の程度少なきの道理なり。斯る事情の存する以上は貨幣が市場に出で、流通し、其間或る時期を経過するや、結局同一の表面價值を有する貨幣にして、其實價に相違を來すは免かる可からざるの數なるが、永く貨幣流通の状態を斯る成行に放任して、顧みる所なからんか、人爲を以て、價値に低減を加へたる場合と同じく、貨幣流通上に混亂を生ずるに至る可し。此弊害を豫防する爲め、文明國が貨幣制度を立つるや、貨幣法に於て必ず貨幣の通用最輕量目なるものを一定し、貨幣にして磨滅の結果實際に有する量目が所定の通用最輕量目に達したるときには、此貨幣より法貨たるの資格を褫奪し、一方に國家は此種の貨幣を回收して、改鑄を行ひ、斯くて完全なる貨幣として、世間に供給するの手段に出づるを必要とす。貨幣にして法貨たる資格を喪失する以上は、爾後其含有する地金の價値を以て授受せらる可きが故に假令ひ實價の完全なる

貨幣と相並んで流通するも、グレシヤム法則の作用を生ぜず。國家が前項に掲げたる人爲に貨幣を劣惡ならしむるの弊風を慎しむも、尙ほ斯る自然の狀況より生ずる磨滅に對して、保護の道を加へざるに於ては、到底貨幣流通の状態を完全に維持する能はず。各國が貨幣法に於て貨幣の通用最輕量目を一定するは、如上の理由に基くものにして、試に其一斑を云へば、我國貨幣法には、第十一條に通用最輕量目の規定あり。貨幣の全量目と比較するに、左の如し。

	量目	通用最輕量目
二十圓金貨	一六六六六五	一六五七五〇
十圓金貨	八三三三三三	八二八七五
五圓金貨	四一六六六六	四一四三八

英國貨幣法に於ける通用最輕量目は左の如し。

	量目	通用最重量目
一磅金貨	一二三三七四	一二二五
半磅金貨	六一六三七	六一一二五